

平成18年（第5回）山鹿市議会9月定例会

会 期 日 程 表

日次	月 日	曜 日	本 会 議	委 員 会
1	9月 4日	月	開 会 ・ 提 案 理 由 説 明	
2	9月 5日	火	本 会 議 な し	
3	9月 6日	水	発 言 通 告 締 切 (午 後 5 時 まで)	
4	9月 7日	木	本 会 議 な し	
5	9月 8日	金	質 疑 ・ 一 般 質 問	
6	9月 9日	(土)	休 会	
7	9月 10日	(日)		
8	9月 11日	月	質 疑 ・ 一 般 質 問 ・ 委 員 会 付 託	
9	9月 12日	火	本 会 議 な し	経 済 観 光
10	9月 13日	水		文 教 厚 生
11	9月 14日	木		建 設 環 境 ・ 文 教 厚 生
12	9月 15日	金		総 務 企 画
13	9月 16日	(土)	休 会 (敬老の日)	
14	9月 17日	(日)		
15	9月 18日	(月)		
16	9月 19日	火	本 会 議 な し	議 会 運 営
17	9月 20日	水	委 員 長 報 告 ・ 討 論 ・ 採 決 ・ 閉 会	

平成18年（第5回）山鹿市議会 9月定例会

目次

第1号（9月4日）

1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	4
3. 出席議員	4
4. 説明のため出席した者	5
5. 事務局職員出席者	6
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
7. 日程第2 会期の決定	7
8. 日程第3 議案第107号～議案第121号 認定第1号～認定第15号 報告第7号～報告第12号	7
9. 提案理由の説明	9
(1) 議案第107号（福田企画振興部長）	9
(2) 議案第108号（森市民福祉部長）	10
(3) 議案第109号（森市民福祉部長）	11
(4) 議案第110号（森市民福祉部長）	11
(5) 議案第111号（熊野環境部長）	12
(6) 議案第112号（西田総務部長）	12
(7) 議案第113号（森市民福祉部長）	14
(8) 議案第114号（角野市民福祉部次長）	15
(9) 議案第115号（池田水道局長）	15
(10) 議案第116号（星子病院事務部長）	16
(11) 議案第117号（熊野環境部長）	17
(12) 議案第118号（池田建設部長）	17
(13) 議案第119号（池田建設部長）	18
(14) 議案第120号（杉焼助役）	18
(15) 議案第121号（杉焼助役）	18
(16) 認定第1号（西田総務部長）	18
(17) 認定第2号（森市民福祉部長）	19
(18) 認定第3号（森市民福祉部長）	20

(19) 認定第4号 (西田総務部長)	20
(20) 認定第5号 (熊野環境部長)	21
(21) 認定第6号 (角野市民福祉部次長)	21
(22) 認定第7号 (角野市民福祉部次長)	21
(23) 認定第8号 (池田水道局長)	22
(24) 認定第9号 (有尾経済部次長)	22
(25) 認定第10号 (有尾経済部次長)	23
(26) 認定第11号 (有尾経済部次長)	23
(27) 認定第12号 (有尾経済部次長)	24
(28) 認定第13号 (池田水道局長)	24
(29) 認定第14号 (星子病院事務部長)	25
(30) 認定第15号 (熊野環境部長)	26
(31) 報告第7号 (池田建設部長)	27
(32) 報告第8号 (西田総務部長)	28
(33) 報告第9号 (福田企画振興部長)	28
(34) 報告第10号 (福田企画振興部長)	29
(35) 報告第11号 (福田企画振興部長)	29
(36) 報告第12号 (福田企画振興部長)	30
10. 散会	30

第2号 (9月8日)

1. 議事日程	33
2. 本日の会議に付した事件	34
3. 出席議員	34
4. 説明のため出席した者	35
5. 事務局職員出席者	35
6. 日程第1 質疑・一般質問	36
(1) 森 久雄議員第1回目質疑・一般質問	36
○星子病院事務部長答弁	39
○中嶋市長答弁	40
(2) 森 久雄議員第2回目質疑・一般質問	42
○中嶋市長答弁	45
○星子病院事務部長答弁	46
(3) 森 久雄議員第3回目質疑・一般質問	46

○星子病院事務部長答弁	47
(4) 永田紘二議員第1問目一般質問(1回目)	47
○中嶋市長答弁	48
(5) 永田紘二議員第2問目一般質問(1回目)	49
○田中教育長答弁	50
(6) 永田紘二議員第2問目一般質問(2回目)	52
○森市民福祉部長答弁	52
(7) 永田紘二議員第2問目一般質問(3回目)	53
○森市民福祉部長答弁	54
(8) 永田紘二議員第3問目一般質問(1回目)	55
○藏原経済部長答弁	55
(9) 永田紘二議員第3問目一般質問(2回目)	56
○藏原経済部長答弁	56
(10) 永田紘二議員第3問目一般質問(3回目)	57
○藏原経済部長答弁	58
(11) 原 徹議員第1問目一般質問(1回目)	58
○田中教育長答弁	59
(12) 原 徹議員第1問目一般質問(2回目)	60
○田中教育長答弁	62
(13) 原 徹議員第1問目一般質問(3回目)	64
○田中教育長答弁	65
(14) 原 徹議員第2問目一般質問(1回目)	67
○森市民福祉部長答弁	68
(15) 原 徹議員第2問目一般質問(2回目)	68
○森市民福祉部長答弁	70
○八木田教育部長答弁	70
(16) 原 徹議員第2問目一般質問(3回目)	71
○中嶋市長答弁	72
(17) 原 徹議員第3問目一般質問(1回目)	72
○中嶋市長答弁	73
(18) 原 徹議員第3問目一般質問(2回目)	74
(19) 藤原 豊議員第1回目一般質問	74
○田中教育長答弁	77
○八木田教育部長答弁	78

○藏原経済部長答弁	78
(20) 藤原 豊議員第2回目一般質問	79
○田中教育長答弁	80
○藏原経済部長答弁	81
(21) 藤原 豊議員第3回目一般質問	82
○田中教育長答弁	82
7. 散会	83

第3号（9月11日）

1. 議事日程	87
2. 本日の会議に付した事件	87
3. 出席議員	87
4. 説明のため出席した者	88
5. 事務局職員出席者	89
6. 日程第1 質疑・一般質問	90
(1) 森 芳顕議員第1回目一般質問	90
○池田建設部長答弁	91
(2) 森 芳顕議員第2回目一般質問	91
○池田建設部長答弁	92
(3) 森 芳顕議員第3回目一般質問	93
(4) 川野 功議員第1問目一般質問（1回目）	93
○藏原経済部長答弁	94
(5) 川野 功議員第1問目一般質問（2回目）	95
○藏原経済部長答弁	96
○福田企画振興部長答弁	96
(6) 川野 功議員第2問目一般質問（1回目）	97
○池田建設部長答弁	98
(7) 川野 功議員第2問目一般質問（2回目）	99
○藏原経済部長答弁	100
(8) 川野 功議員第2問目一般質問（3回目）	101
○中嶋市長答弁	101
(9) 川野 功議員第3問目一般質問（1回目）	102
○八木田教育部長答弁	103
○田中教育長答弁	104

(10) 川野 功議員第3問目一般質問（2回目）	105
○八木田教育部長答弁	107
(11) 北原昭三議員第1問目一般質問（1回目）	108
○森市民福祉部長答弁	109
(12) 北原昭三議員第1問目一般質問（2回目）	110
○森市民福祉部長答弁	111
(13) 北原昭三議員第1問目一般質問（3回目）	111
○森市民福祉部長答弁	112
(14) 北原昭三議員第2問目一般質問（1回目）	113
○八木田教育部長答弁	113
○森市民福祉部長答弁	114
(15) 北原昭三議員第2問目一般質問（2回目）	115
○八木田教育部長答弁	115
7. 日程第2 委員会付託	116
8. 散 会	116

第4号（9月20日）

1. 議事日程	119
2. 本日の会議に付した事件	120
3. 出席議員	122
4. 説明のため出席した者	122
5. 事務局職員出席者	123
6. 日程第1 議案第107号～議案第121号 認定第1号～認定第15号 請願第7号・陳情第9号～陳情第11号	124
7. 各常任委員長の報告	125
(1) 経済観光常任委員長報告	125
(2) 文教厚生常任委員長報告	126
(3) 建設環境常任委員長報告	127
(4) 総務企画常任委員長報告	129
8. 質 疑	129
9. 討 論	130
(1) 原 徹議員討論	130
10. 採 決	131

11. 日程追加 日程第2 意見書案第3号	134
(1) 意見書案第3号 (職員朗読)	134
12. 提案理由の説明	136
13. 質 疑	136
14. 討 論	136
15. 採 決	136
16. 閉 会	136

9月4日(月曜日)

平成18年（第5回）山鹿市議会9月定例会会議録

議事日程（第1号）

平成18年9月4日（月曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第107号 山鹿市男女共同参画推進条例
- 議案第108号 山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第109号 山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第110号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第111号 山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 議案第112号 平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第113号 平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第114号 平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第115号 平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第116号 平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第117号 平成18年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第118号 市道路線の認定について
- 議案第119号 市道路線の認定について
- 議案第120号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第121号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 認定第1号 平成17年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成17年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成17年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成17年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第7号 平成17年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 平成17年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 平成17年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成17年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第11号 平成17年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第12号 平成17年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第13号 平成17年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
- 認定第14号 平成17年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
- 認定第15号 平成17年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
- 報告第7号 専決処分の報告について
- 報告第8号 平成17年度山鹿市一般会計継続費精算書の報告について
- 報告第9号 財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
- 報告第10号 株式会社小栗郷の経営状況の報告について
- 報告第11号 株式会社あんずの丘の経営状況の報告について
- 報告第12号 株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について



本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



出席議員（30名）

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 北原昭三君 |
| 2番 | 芹川正美君 |
| 3番 | 藤原豊君 |
| 4番 | 立山秀木君 |
| 5番 | 立山隆君 |
| 6番 | 原徹君 |
| 7番 | 平井邦廣君 |
| 8番 | 吉本政幸君 |
| 9番 | 池田誠一君 |
| 10番 | 堀茂幸君 |
| 11番 | 永田紘二君 |
| 12番 | 森川昭彦君 |

13番	早田順一君
14番	川野功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原弘君
22番	森久雄君
23番	西牟田長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君



説明のため出席した者

市長	中嶋憲正文君
助役	杉焼義文君
収入役	永田忠晴君
教育長	田中宏君
総務部長	西田秀行君
企画振興部長	福田憲之君
市民福祉部長	森和芳君
経済部長	藏原栄一君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
病院事務部長	星子四郎君
鹿央総合支所長	深川賢一君
市民福祉部次長	角野恵子君

經濟部次長	北井孝範君
經濟部次長	有尾隆俊君
教育部長	八木田達博君
總務課長	幸村英星君
財政課長	戸次由夫君
企画振興課長	寺崎泰和君
福祉課長	富田辰郎君
住宅課長	有働郁夫君
農業委員会事務局長	松山寛君
病院管理課長	田上信博君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分 開会

○

○議長（高野誠二君）

おはようございます。ただいまから平成18年（第5回）山鹿市議会9月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において丸山寛治議員、寺崎勇児議員を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月20日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

○

日程第3 議案第107号～議案第121号

認定第1号～認定第15号

報告第7号～報告第12号

○議長（高野誠二君）

日程第3、議案第107号から報告第12号までの全案件を一括議題といたします。

○

議案第107号 山鹿市男女共同参画推進条例

議案第108号 山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例

議案第109号 山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

議案第110号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 議案第111号 山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 議案第112号 平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第113号 平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第114号 平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第115号 平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第116号 平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第117号 平成18年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第118号 市道路線の認定について
- 議案第119号 市道路線の認定について
- 議案第120号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第121号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 認定第1号 平成17年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成17年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成17年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成17年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成17年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 平成17年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 平成17年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成17年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第11号 平成17年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第12号 平成17年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第13号 平成17年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
- 認定第14号 平成17年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
- 認定第15号 平成17年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
- 報告第7号 専決処分の報告について
- 報告第8号 平成17年度山鹿市一般会計継続費精算書の報告について

報告第 9 号 財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について

報告第 10号 株式会社小栗郷の経営状況の報告について

報告第 11号 株式会社あんずの丘の経営状況の報告について

報告第 12号 株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について



○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。福田企画振興部長。

[企画振興部長 福田憲之君 登壇]

○企画振興部長（福田憲之君）

おはようございます。議案第107号 山鹿市男女共同参画推進条例についてご説明申し上げます。

本案は、本市の男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため条例を制定する必要があると提案するものでございます。本条例案の策定に当たりましては、平成11年に制定されました男女共同参画社会基本法で規定されております国の施策に準じ、地域の特性を生かした施策を策定、実施するという地方公共団体の責務に考慮し、市民代表による山鹿市男女共同参画社会推進懇話会の意見等を尊重しながら進めてまいりました。

本条例案の内容についてご説明を申し上げます。条例は、前文と第1章から第4章までの構成となっております。まず、初めに前文を掲げております。これは、男女共同参画社会の実現が21世紀における我が国の最重要課題との位置づけや、本市においても幅広い分野にわたる施策に影響を及ぼす根幹的なものであるということ。また、本市が目指す将来都市像を実現するために不可欠であるとの認識を、ここに明確にするためのものでございます。さらには、この条例は市民の意識に深くかかわる必要があるため、市民に内容をよく理解していただき男女共同参画推進の趣旨や目的が浸透するようにとの考えから条例の導入部分に前文を掲げることといたしました。

次に、第1章では、本条例の基本的な項目を総則として定めております。第1条ではこの条例の目的を、第2条においては用語の意義を、そして第3条では基本理念を定めております。第4条では、あらゆる場における実施すべき姿を明らかにすることで、男女がさまざまな分野に活動する際の具体的取り組みを示し、市民に対して一層の啓発を図ることといたしております。また、第5条から第7条までにおいては、市と市民と事業者がそれぞれの責務を果たし、協力していくことを定めております。

第2章では、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めてお

ります。特に第10条では、市が推進するための指針となる基本計画の策定について定めております。第11条は、市民等に対して理解を深める措置、第12条は自営業者への措置、そして第13条は附属機関等の委員選任への配慮を定めております。また、第16条では苦情の処理等を定め、男女共同参画の施策や形成を阻害する行為について、市民や事業者が市へ苦情や相談を申し出ることができるものとしたしております。

第3章では、第18条と第19条において計画の策定、変更及び施策推進に関する重要事項についての調査、審議を行う諮問機関といたしまして、山鹿市男女共同参画審議会を設置すること、及びその組織等について定めております。

第4章は、第20条に雑則として委任規定を定めております。

附則といたしまして、この条例は平成18年10月1日から施行することといたしております。

以上が、条例制定の趣旨と概要でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

[市民福祉部長 森 和芳君 登壇]

○市民福祉部長（森 和芳君）

おはようございます。議案第108号 山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、介護保険法第115条の38の規定に基づく地域支援事業として行う介護予防事業の実施に伴い、利用者負担金が発生するため条例を改正するものでございます。

改正条例中の特定高齢者と申しますのは、平成18年4月改正されました介護保険法で介護保険の認定が従来の6段階から7段階へと変更になりましたが、その中で一番軽い要支援1の認定の一步手前の方、何らかの支援をしないと介護保険の対象となり得る可能性のある高齢者のことで、閉じこもりがちであったり、あるいは介護保険の認定で非該当となった高齢者等をおおむね指しております。

この特定高齢者に対し、運動機能向上、栄養改善、口腔ケア等のメニューを提供することで生活機能の向上を図り、要支援・要介護状態になることを予防する事業が特定高齢者通所事業です。その事業を終了した方を対象に、再び特定高齢者とならないように生活機能の維持を目的として行うのが一般高齢者通所事業です。これらの利用者から負担金を徴収する改正でございます。負担金額として、特定高齢者通所事業1回につき400円、一般高齢者通所事業1回につき300円とするものでござ

います。

附則としまして、第1条特定高齢者通所事業を平成18年10月1日から、第2条一般高齢者通所事業を平成19年1月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第109号 山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の施行及び診療報酬に係る厚生労働省告示の改正に伴いまして、条例の改正をお願いするものでございます。本条例の第2条の表、医療費の項では、健康保険法及び老人保健法の規定に基づき診療報酬の算定方法が定められたこと、及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法が定められたことに伴い医療費の定義を改正するものでございます。

また、次の一部負担金の項では、障害者自立支援法の施行により公費負担医療の精神通院医療に係る自己負担額、障害児施設医療に係る自己負担額及び進行性筋萎縮症者の療養介護医療に係る自己負担額が補助対象経費に追加変更されたために一部負担金の定義を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成18年10月1日から施行するものです。

次に、議案第110号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国の健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例を改正する必要があると提案するものでございます。第4条第1号中、「次号から第4号までに掲げる場合以外の」を「3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である」に改めるもので、負担割合を区分する対象者の範囲を明確にするための条文改正でございます。

次に、同条第4号中「10分の2」を「10分の3」に改めるもので、一定以上の所得を有する70歳以上の高齢者の医療費に係る自己負担割合を2割から3割に改正するものです。次に、第5条第1項中「30万円」を「35万円」に改めるもので、出産育児一時金の改正でございます。

附則としまして、施行期日を平成18年10月1日から施行するものです。経過措置としまして、改正後の規定は施行日以後について適用し、同日以前については従前の例によるものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

[環境部長 熊野次男君 登壇]

○環境部長（熊野次男君）

おはようございます。議案第111号 山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、農業集落排水処理施設の新設に伴い条例を改正するものであります。平成18年11月供用開始予定の庄・石湊地区浄水センターを農業集落排水処理施設を掲げております別表第1に加えるものであります。

以上よろしくお願ひ申し上げます。説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

[総務部長 西田秀行君 登壇]

○総務部長（西田秀行君）

おはようございます。議案第112号 平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正並びに地方債の補正であります。まず、第1条 歳入歳出予算の補正は、総額に4億6584万5000円を追加し、総額を267億9640万6000円とするものです。

5 ページをお願いします。第2表 債務負担行為補正です。第三セクター等経営基盤強化事業につきまして、記載のとおりその期間及び限度額を定めるものでございます。

6 ページをお願いします。第3表 地方債補正です。地方債の変更につきましては、地方債の発行見込額の増加に伴いまして起債の限度額をそれぞれ変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

7 ページにあります地方債の追加につきましては、災害復旧事業に係る地方債を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして事項別明細書の歳出により、ご説明いたします。18ページをお願いします。3歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額430万円は、第三セクターの経営基盤強化、自立化に向けて業務実態調査を実施するものです。この事業につきましては、18年度から19年度前半にかけて実施をいたします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額287万8000円は、平成17年度に交付を受けております国・県支出金に対する精算返納金です。

続きまして、（目）障害者福祉費の補正額2076万6000円の中にあります地域活動支援センターからコミュニケーション支援事業につきましては、障害者自立支援法の施行に伴う必須事業でございます。障害者の社会参加の促進、地域生活の支援な

どを行うものです。

続きまして、（目）高齢者福祉総務費の補正額697万円です。これは、高齢者生きがい活動支援通所事業350万円につきましては、当該事業に係る利用人員の増加に伴うものです。

国・県支出金精算返納金347万円は、平成17年度に交付を受けております国・県支出金に係る精算返納金でございます。

次の（目）児童福祉総務費の補正額51万円から20ページの生活保護総務費17万4000円、それから（款）衛生費、（目）保健衛生総務費の補正額389万3000円につきましては、平成17年度に交付を受けております国・県支出金に対する精算返納金でございます。

次の（目）環境対策費補正額390万円は、高橋津袋地区水道組合施行の施設整備に対し支援を行うものです。

続きまして、（款）農林水産業費、（目）農業総務費補正額93万1000円の減額は、農林水産施設災害復旧事業への職員給の組み替えでございます。

（目）農業振興費補正額177万3000円は、たばこ生産組合において導入予定の針ラック購入に対し支援を行い、処理能力の充実、品質向上を図るものです。

（目）農地費の補正額144万6000円は、南島排水機場の改修に係る県営事業負担金です。

22ページお願いします。（目）林業振興費の補正額は4037万6000円です。木造公共施設整備事業3500万円は、地元産材のPRを兼ねて都市と農村の交流拠点として蒲生地区に木造の交流施設を整備するものです。

次の治山事業537万6000円は、菊鹿町割石地区において治山事業を行うものです。（款）土木費、（目）道路橋梁総務費の補正額527万3000円の減額は、公共土木施設災害復旧事業へ職員給の組み替えをするものです。

23ページにあります（目）都市計画総務費につきましては、当該事業に係る地方債の充当率引き上げに伴い財源組み替えを行います。

続きまして（款）消防費、（目）消防施設費の補正額1000万円は、消防防災施設等整備事業の補助内示に基づきまして、防火水槽2基を追加整備するものでございます。

続きまして、（款）教育費、（目）教育委員会費の補正額30万5000円は、熊本県子どもと親の相談員活動活用調査研究事業の補助内示に基づき相談員1名を増員するものです。

24ページお願いします。（目）小学校教育振興費の補正額20万円は、学校教育活動及び地域社会を通して児童生徒の体力向上と健康教育の推進を図るものです。本

年度の指定は、千田小学校でございます。

次の（目）中学校学校管理費の補正額425万8000円は、山鹿中学校柔道部をはじめ各部の全国大会等への出場を支援するものです。

次の（目）教育振興費の補正額20万円は、教育活動を通して心の醸成を図るとともに、人としての生き方の基盤となる豊かな心の育成を目指す実践的研究を行うものです。本年度指定校は山鹿中学校です。

25ページにあります（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費の補正額1億2761万2000円は、7月豪雨により被害を受けた農地35件、並びに農業用施設29件に係る災害復旧事業です。

次の現年発生林業施設災害復旧費の補正額1973万6000円は、同じく被害を受けた林業施設、林道7件ですが、これに係る災害復旧事業でございます。

26ページお願いします。（目）現年発生土木施設災害復旧費の補正額2億2275万2000円は、公共土木施設、道路35件、河川31件に係る災害復旧事業でございます。

以上、歳出予算の概要について概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を12ページから13ページにかけて掲載いたしております。また、補正予算に関する説明書として、28ページ以降に債務負担行為に関する調書、給与費明細書並びに地方債に関する調書を掲載いたしております。ご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

[市民福祉部長 森 和芳君 登壇]

○市民福祉部長（森 和芳君）

議案第113号 平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに保険財政共同安定化事業が創設されたために提案するものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億3000万円を追加し、総額を70億6236万8000円とするものでございます。内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出により説明いたします。

7ページをお願いいたします。3歳出、（款）共同事業拠出金、（目）保険財政共同安定化事業拠出金の補正額4億3000万円は、市町村国保間の平準化、財政の安定化を図るため、1件30万円以上の医療費について実施する事業でございます。収入の財源は、共同事業交付金と繰越金でございます。

以上、概略説明いたしましたが、総括といたしまして歳入歳出補正予算事項別明

細書の総括表を5ページに掲載いたしておりますので、ご参照の上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

角野市民福祉部次長。

[市民福祉部次長 角野恵子君 登壇]

○市民福祉部次長（角野恵子君）

おはようございます。議案第114号 平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開きをお願いいたします。第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ4399万2000円を追加し、総額を47億7470万9000円と定めるものでございます。補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出によりご説明を申し上げます。

6ページをお開きをお願いいたします。3歳出、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額4399万2000円につきましては、平成17年度の介護給付費確定に伴います国庫支出金及び支払基金交付金並びに県支出金の超過交付に係る精算返納金でございます。内訳としまして、国庫支出金2304万5000円、支払基金交付金1020万8000円、県支出金1073万9000円でございます。財源は、繰越金でございます。

以上、補正予算の内容につきまして概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして歳入歳出予算事項別明細書を5ページに掲載いたしておりますので、ご参照の上よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長。

[水道局長 池田幸一君 登壇]

○水道局長（池田幸一君）

おはようございます。議案第115号 平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に708万1000円を追加し、総額をそれぞれ1億2913万2000円とするものであります。内容につきましては、後ほど歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

第2条は、地方債について定めるものであります。3ページをお願いいたします。第2表 地方債補正であります。簡易水道事業に係る地方債の限度額に610万円を追加し、限度額を2740万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、補正前と同様でございます。

次に、事項別明細書の歳出についてご説明いたします。8ページをお願いいたし

ます。3歳出、(款)簡易水道事業費、(目)施設建設費の補正額708万1000円は、鹿北町の岩野地区簡易水道施設整備に係る国庫補助金の交付確定等に伴う事業費であります。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして歳入歳出補正予算の事項別明細書を7ページに掲載しております。ご参照の上ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高野誠二君)

星子病院事務部長。

[病院事務部長 星子四郎君 登壇]

○病院事務部長(星子四郎君)

おはようございます。議案第116号 平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算(第1号)でございますが、本議案につきましては去る7月13日、福岡高等裁判所の判決に従いまして、損害賠償金の支払いに係る補正予算であります。議員各位に大変ご心配をおかけし、また、市民の皆様にもご心配をおかけしましたことを誠に申しわけなく思っております。

判決の結果を重く受け止め、病院長を先頭に診療体制の充実、医療レベルの向上に、なお一層の研鑽・努力を行い、市民の皆様方の信頼回復に努めてまいり所存でございます。大変ご心配をおかけいたしました。

改めて、議案第116号についてご説明いたします。1ページをお開き願います。第1条は総則でございます。第2条 収益的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、(第1款)病院事業収益の既決予定額に6096万円を追加し、総額28億9874万9000円とするものであります。

次に、支出でございますが、(第1款)病院事業費用の既決予定額に6096万円を追加し、総額28億8739万3000円とするものであります。内容につきましては、補正予算実施計画書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収入の(款)病院事業収益、(項)医業収益、(目)その他医業収益の補正予定額6096万円は、当市立病院が加入しております病院賠償責任保険から補てんされる保険金収入であります。

次に、支出の(款)病院事業費用、(項)医業費用、(目)経費の補正予定額6096万円は、判決により確定した賠償金の支払いであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(高野誠二君)

熊野環境部長。

[環境部長 熊野次男君 登壇]

○環境部長（熊野次男君）

議案第117号 平成18年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、公共下水道施設に係る災害復旧経費として収益的支出、資本的収入及び支出の総額を補正するものであります。

1 ページをお願いいたします。第1条は総則であります。第2条は、収益的収入及び支出であります。（第1款）下水道事業費用の既決予定額に980万円を追加し、総額を8億5884万8000円とするものであります。第3条は、資本的収入及び支出であります。まず、収入であります。（第1款）資本的収入の既決予定額に1500万円を追加し、総額を8億3920万2000円とするものであります。次に、支出であります。（第1款）資本的支出の既決予定額に2539万6000円を追加し、総額を12億4748万4000円とするものであります。第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費であります。職員給与費の既決予定額に31万円を追加し、総額を6580万6000円とするものであります。

2 ページをお願いいたします。第5条は、企業債の補正であります。災害復旧債の限度額を500万円とするものであります。

以上、総体的事項についてご説明いたしましたが、主な内容につきましては平成18年度山鹿市下水道事業会計補正予算実施計画書によりご説明いたします。5ページをお願いいたします。収益的支出についてご説明いたします。（款）下水道事業費用、（項）営業費用、（目）資産減耗費の補正予定額980万円につきましては、ポンプ室が冠水し、被災した電気機器を除去する費用であります。資本的収入及び支出のうち、まず収入についてご説明いたします。（款）資本的収入、（項）企業債、（目）災害復旧債の補正予定額を500万円、（項）国庫負担金、（目）災害復旧費国庫負担金の補正予定額を1000万円とするものであります。

次に、支出についてご説明いたします。（款）資本的支出、（項）建設改良費、（目）災害復旧費の補正予定額2539万6000円につきましては、平成18年7月23日の集中豪雨により被害を受けた鹿本中継ポンプ場の電気機器の応急仮工事、及び応急本工事に係る経費であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

[建設部長 池田永実君 登壇]

○建設部長（池田永実君）

議案第118号及び議案第119号について、ご説明申し上げます。道路法第8条第2項の規定に基づき市道路線の認定を行うため、議会の議決を経る必要があり提案

するものでございます。

今回、市道路線の認定を求めると至った経緯につきましては地元区長より要望書の提出を受けまして、道路状況等を調査した結果、公共の見地から市道として認定し、適正な維持管理を行う必要があると判断したものでございます。

以下、議案ごとに市道路線調書によりご説明いたします。

議案第118号 路線番号1034号、路線名十三部東方線、起点山鹿市古閑、終点山鹿市古閑でございます。

続きまして、議案第119号についてご説明いたします。路線番号1035号、路線名中二夕子塚線、起点山鹿市中、終点山鹿市中でございます。

なお、市道路線調書の次のページに、それぞれ路線の位置、延長及び幅員を示しておりますのでご参照をお願いし、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

杉焼助役。

[助役 杉焼義文君 登壇]

○助役（杉焼義文君）

おはようございます。議案第120号、第121号は関連する議案でありますので、まとめてご説明を申し上げます。議案第120号、第121号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって議会の意見を求める。

議案第120号におきましては、住所 山鹿市鹿本町高橋220番地、氏名 萩尾一寿、昭和20年11月24日生まれでございます。提案理由といたしまして、本市には現在12名の方にご就任をいただいておりますが、現古庄美津子委員の任期満了が平成18年12月31日であります。その後任として推薦しようとするものでございます。

次に、議案第121号におきましては、住所 山鹿市菊鹿町山内1629番地、氏名 原口嗣春、昭和24年1月24日生まれでございます。

提案理由としまして、現松井武徳委員の任期満了が平成18年12月31日であります。その後任として推薦しようとするものでございます。

それぞれに次のページに略歴を記載をいたしております。ご参照いただきましてご意見賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とします。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

[総務部長 西田秀行君 登壇]

○総務部長（西田秀行君）

認定第1号 平成17年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申

し上げます。

7ページをお願いいたします。歳入合計欄においてご説明いたします。合計欄が2段書きになっておりますが、上段が前年度からの繰越事業分で下段が現年度決算額であります。合算額にて、ご説明いたします。予算現額274億8389万5000円、調定額289億214万9893円に対しまして、収入済額は281億2479万749円となっております。不納欠損額2350万3486円、収入未済額は7億5385万5658円であります。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。これも合計欄でご説明いたします。合算額でございます。予算現額274億8389万5000円に対しまして支出済額263億16万2457円、翌年度繰越額5006万1000円、不用額11億3367万1543円となっております。

11ページに記載しておりますように歳入歳出差引残額は、18億2462万8292円でございます。

大きく飛びますが、69ページをお願いいたします。実質収支に関する調書についてご説明いたします。歳入歳出差引額18億2462万9000円のうち、翌年度へ繰越すべき財源は107万5000円であり、結果、実質収支額は18億2355万4000円であります。この実質収支額のうち地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条並びに山鹿市財政調整基金条例第2条第2項の規定に基づき、8億円を財政調整基金へ編入いたしております。

12ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、70ページ以降に財産に関する調書を添付いたしております。よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。また、決算認定の補足資料といたしまして主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する調書を作成いたしております。どうぞ、ご参照いただきたいと思います。終わります。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

[市民福祉部長 森 和芳君 登壇]

○市民福祉部長（森 和芳君）

認定第2号 平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。4ページをお開き願いたいと思います。一番下の欄の歳入合計によりご説明申し上げます。予算現額67億9351万8000円、調定額74億4512万9790円に対しまして収入済額68億4700万7496円、不納欠損額5143万5048円、収入未済額5億4668万7246円でございます。

6ページをお願いいたします。一番下の欄の歳出合計によりご説明申し上げます。予算現額67億9351万8000円に対しまして支出済額63億7253万1141円、不用額4億

2098万6859円であります。

次に、7ページをお願いします。歳入歳出差引残額は4億7447万6355円です。このうち地方自治法第233条の2の規定により2億円は基金に積み立てたものでございます。

なお、8ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。ご参照の上ご認定いただきますようお願い申し上げます。

続きまして認定第3号 平成17年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。これも一番下の欄の歳入合計によりご説明申し上げます。予算現額79億4908万7000円、調定額77億5518万2824円に對しまして、収入済額77億5518万2824円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。一番下の欄の歳出合計により説明いたします。予算現額79億4908万7000円に對しまして、支出済額77億8579万981円、不用額1億6329万6019円です。

次に、5ページをお願いします。歳入歳出差引歳入不足額は3060万8157円です。このため、翌年度歳入繰上充用金3060万8157円を平成18年5月臨時会におきまして、既に繰上充用金として議決いただいております。

なお、6ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書を添付しております。ご参照の上ご認定いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

[総務部長 西田秀行君 登壇]

○総務部長（西田秀行君）

認定第4号 平成17年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。歳入決算についてご説明いたします。予算現額651万1000円に對しまして、調定額651万581円、収支済額も同額でございます。

4ページをお願いします。歳出決算についてご説明いたします。予算現額651万1000円に對し、支出済額は651万581円です。結果、歳入歳出差し引き残額ゼロ円でございます。

6ページ以降に事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書を添付いたしております。よろしくご認定いただきますようお願いいたします。終わります。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

[環境部長 熊野次男君 登壇]

○環境部長（熊野次男君）

認定第5号 平成17年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

4ページをお願いいたします。歳入歳出決算書の一番下の欄の歳入合計の欄においてご説明いたします。合算額で申し上げます。予算現額21億8550万7000円、調定額21億5377万3341円に對しまして、収入済額21億4807万5996円であります。不納欠損額ゼロ円、収入未済額569万7345円であります。

5ページをお願いいたします。歳出につきましても、歳出合計欄によりご説明いたします。予算現額21億8550万7000円に對しまして、支出済額21億4807万5996円、翌年度繰越額はゼロ円、不用額3743万1004円で、歳入歳出差引残額はゼロ円であります。

なお、7ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしております。ご参照の上、認定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

角野市民福祉部次長。

[市民福祉部次長 角野恵子君 登壇]

○市民福祉部次長（角野恵子君）

認定第6号 平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

4ページをお開き願います。歳入決算書一番下の歳入合計欄によりましてご説明申し上げます。予算現額45億5198万3000円、調定額44億6988万561円に對しまして、収入済額は44億4876万5489円でございます。不納欠損額ゼロ円、収入未済額は2111万5072円でございます。

6ページをお開き願います。歳出決算書一番下の歳出合計欄によりご説明申し上げます。予算現額45億5198万3000円に對しまして、支出済額は43億6192万4859円、不用額は1億9005万8141円でございます。

7ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は8684万630円でございます。このうち地方自治法第233条の2の規定により、2200万円を介護給付費準備基金に積み立てたものでございます。

なお、8ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を掲載いたしておりますので、ご参照の上ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、認定第7号 平成17年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計

歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

3 ページをお開き願います。歳入決算書の一番下の歳入合計欄によりましてご説明申し上げます。予算現額5320万8000円、調定額4280万6015円に対しまして収入済額は4280万6015円で、収入未済額はございません。

4 ページをお願いいたします。歳出決算書の一番下の歳出合計欄によりましてご説明申し上げます。予算現額5320万8000円に対しまして支出済額は4280万6015円、不用額は1040万1985円でございます。したがって、5 ページに記載をいたしております歳入歳出差引残額はございません。

なお、6 ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を掲載いたしておりますので、ご参照の上ご認定いただきますようお願いを申し上げます。説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田水道局長。

[水道局長 池田幸一君 登壇]

○水道局長（池田幸一君）

認定第8号 平成17年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

3 ページをお願いいたします。歳入歳出決算書の一番下の歳入合計についてご説明いたします。予算現額1億4518万6000円、調定額1億3720万107円に対しまして収入済額は1億3628万8667円であります。不納欠損額はゼロ円、収入未済額は91万1440円であります。

4 ページをお願いいたします。歳出につきましても、歳出合計によりご説明いたします。予算現額1億4518万6000円に対しまして、支出済額は1億3628万8667円、不用額は889万7333円あります。

以上、概略ご説明いたしましたが、6 ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしております。ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

有尾経済部次長。

[経済部次長 有尾隆俊君 登壇]

○経済部次長（有尾隆俊君）

認定第9号六郷財産区から第12号稲田六郷財産区まで、ご説明をいたします。

認定第9号 平成17年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

3 ページをお開きください。歳入合計についてご説明申し上げます。予算現額495万8000円、調定額494万5923円に対しまして、収入済額も同額でございます。

4 ページをお開きください。歳出合計についてご説明申し上げます。予算現額495万8000円に対しまして支出済額437万1850円、不用額58万6150円であります。

5 ページに記載しておりますように、歳入歳出差引残額は57万4073円となっております。

8 ページをお開きください。実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。実質収支額は57万4000円となっております。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条並びに山鹿市六郷財産区財政調整基金条例第2条の規定に基づき15万9000円を基金へ繰り入れます。

6 から7 ページにかけて歳入歳出決算事項別明細書、9 ページに財産に関する調書を添付しております。

次に、認定第10号 平成17年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

3 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。予算現額1074万1000円、調定額1091万8061円に対しまして収入済額1079万8061円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額12万円であります。

4 ページをお開きください。歳出合計についてご説明申し上げます。予算現額1074万1000円に対しまして支出済額625万6225円、不用額は448万4775円であります。5 ページに記載しておりますように歳入歳出差引残額は454万1836円となっております。

9 ページをお開きください。実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。実質収支額は454万2000円となっております。この実質収支額のうち地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条並びに山鹿市城北財産区財政調整基金条例第2条の規定に基づき69万1000円を基金へ繰り入れます。

6 から8 ページにかけて歳入歳出決算事項別明細書、10ページに財産に関する調書を添付しております。

次に、認定第11号 平成17年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

3 ページをお開きください。歳入合計についてご説明申し上げます。予算現額300万4000円、調定額291万2290円に対しまして収入済額も同額でございます。

4 ページをお開きください。歳出合計についてご説明申し上げます。予算現額300万4000円に対しまして支出済額218万58円、不用額は82万3942円であります。

5 ページに記載しておりますように歳入歳出差引残額は、73万2232円となっております。

ります。

8ページをお開きください。実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。実質収支額は73万2000円となっております。この実質収支額のうち地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条並びに山鹿市稲田財産区財政調整基金条例第2条の規定に基づき63万2000円を基金へ繰り入れます。

6から7ページにかけて歳入歳出決算事項別明細書、9ページに財産に関する調書を添付しております。

次に、認定第12号 平成17年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。3ページをお開きください。歳入合計についてご説明申し上げます。予算現額746万1000円、調定額737万5123円に対しまして収入済額も同額でございます。

4ページをお開きください。歳出合計についてご説明申し上げます。予算現額746万1000円に対しまして支出済額は651万4700円、不用額94万6300円であります。

5ページに記載しておりますように歳入歳出差引残額は86万423円となっております。

8ページをお開きください。実質収支に関する調書につきましてご説明申し上げます。実質収支額は86万円となっております。この実質収支額のうち地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条並びに山鹿市稲田六郷財産区財政調整基金条例第2条の規定に基づき6万円を基金へ繰り入れます。

6から7ページにかけて歳入歳出決算事項別明細書、9ページに財産に関する調書を添付しております。よろしくご審議の上ご認定いただきますようお願い申し上げます。以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時00分 休憩

○

午前11時11分 開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

池田水道局長。

[水道局長 池田幸一君 登壇]

○水道局長（池田幸一君）

認定第13号 平成17年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、ご説明いたします。本決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定を得たい

ので提案するものであります。なお、本決算は同法第30条第2項の規定に基づき、去る7月18日に監査委員の審査に付したものであります。

以下、決算報告書によりご説明いたします。2ページをお願いいたします。収益的収入についてご説明いたします。(第1款)水道事業収益、予算合計3億9089万4000円に対しまして決算額は4億660万3087円となりました。次に、収益的支出についてご説明いたします。(第1款)水道事業費、予算合計3億7942万円に対しまして、決算額は3億5793万6401円となりました。

3ページをお願いいたします。資本的収入についてご説明いたします。(第1款)資本的収入、予算合計7147万4000円に対しまして、決算額は8941万1600円となりました。

4ページをお願いいたします。次に、資本的支出についてご説明いたします。(第1款)資本的支出、予算合計2億9562万1000円に対しまして、決算額は2億8491万972円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9549万9372円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

次に、9ページをお願いいたします。平成17年度水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございますが、未処分利益剰余金2億7918万1114円を生じたので、減債積立金に200万円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を2億7718万1114円で処分いたします。

以上、概略ご説明いたしました5ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他の関係書類を添付いたしております。ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長(高野誠二君)

星子病院事務部長。

[病院事務部長 星子四郎君 登壇]

○病院事務部長(星子四郎君)

認定第14号 平成17年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、ご説明いたします。本決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定を得たいのでご提案するものでございます。なお、本決算は地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、去る7月21日に監査委員の審査に付したものであります。

以下、決算報告書によりご説明申し上げます。1ページをお開き願います。収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。病院事業収益は、予算額合計27億9524万6000円に対しまして、決算額27億2314万6497円であります。

次に、支出についてご説明いたします。病院事業費用は、予算額合計27億5731万2000円に対しまして、決算額27億1730万7449円であります。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出について収入よりご説明いたします。(第1款)資本的収入は、予算額合計1億5847万4000円に対しまして、決算額1億4597万4000円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。(第1款)資本的支出は、予算額合計3億9775万8000円に対しまして、決算額3億8421万4129円であります。

次に、6ページをお願いいたします。平成17年度山鹿市病院事業剰余金処分計算書でございますが、当年度未処分利益剰余金9739万9838円が生じたので、同額を翌年度繰越利益剰余金といたします。

以上、概略ご説明申し上げましたが、3ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他関係書類を添付しておりますので、ご参照の上ご認定賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

熊野環境部長。

[環境部長 熊野次男君 登壇]

○環境部長（熊野次男君）

認定第15号 平成17年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、ご説明いたします。本決算は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき議会の認定を得たので提案するものであります。なお、本決算は同法第30条第2項の規定に基づき、去る7月18日に監査委員の審査に付したものであります。

以下、決算報告書によりご説明いたします。2ページをお願いいたします。1収益的収入及び支出の収入よりご説明いたします。(第1款)下水道事業収益、予算額9億492万5000円に対しまして、決算額は9億24万9616円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。(第1款)下水道事業費用、予算額8億5576万1000円に対しまして、決算額は8億1809万1285円となりました。

3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入よりご説明いたします。(第1款)資本的収入、予算額7億9120万4000円に対しまして、決算額は7億6165万73円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。(第1款)資本的支出、予算額11億9877万円に対しまして、決算額は11億5696万6695円となりました。

7ページをお願いいたします。平成17年度下水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございますが、未処分利益剰余金1億6153万5826円を生じたので、減債積立金に300万円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を1億5853万5826円で処分

をいたします。

以上、概略ご説明申し上げましたが、4ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他関係書類を添付いたしておりますので、ご参照の上、認定いただきますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田建設部長。

[建設部長 池田永実君 登壇]

○建設部長（池田永実君）

報告第7号 専決処分報告について、ご説明いたします。本案は、市営住宅に係る家賃及び明け渡しの請求に関する訴えの提起について専決いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

市営住宅の家賃の滞納につきましては、住宅行政の重要課題の一つとして、これまで督促や訪問並びに面談等による納入指導を行い滞納解消に努めてきたところでございますが、平成17年度決算ベースで約5700万円の滞納となるなど、滞納額は年々増加傾向にあります。こうしたことから、これまでの納入指導による方法だけで滞納解消を図ることには限界があり、今後は法的措置を含めた厳しい姿勢で滞納整理を行う必要があると判断をいたしまして、本年度から長期高額滞納者を対象に法的措置による滞納整理を行い、市営住宅の適正管理を図るものでございます。

以下、議案についてご説明いたします。2ページをお願いいたします。専決第10号 専決処分書、市営住宅の家賃及び明け渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成18年8月21日に次のとおり専決処分したものでございます。

1、当事者でございますが、原告は山鹿市、被告は記載の8名でございます。2、事件の概要でございますが、被告らは、次のとおり市営住宅の家賃を滞納しているため賃貸借契約を解除し、山鹿市営住宅管理条例第40条第1項に基づく建物の明け渡し及び滞納家賃の支払い並びに損害賠償を求めるものでございます。団地名及び棟号、氏名、滞納額は記載のとおりでございます。3、請求の趣旨は、（1）被告らは原告に対し、前記記載の建物を明け渡すこと。（2）被告らは前記記載の滞納家賃及び賃貸借契約解除の日から前記記載の建物明け渡し済みに至るまでの家賃相当額を損害金として支払うこと。（3）訴訟費用は被告らの負担とする。

以上を内容とした提訴を行ったものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高野誠二君）

西田総務部長。

[総務部長 西田秀行君 登壇]

○総務部長（西田秀行君）

報告第8号 平成17年度山鹿市一般会計継続費精算書の報告について、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、継続費精算書を調製いたしましたのでご報告申し上げます。

2ページをお願いします。（款）農林水産業費、（項）農業費、事業名バイオマス利活用フロンティア整備事業であります。事業年度は、平成16年度から17年度にかけて実施したものであります。全体計画額9億3372万円に対しまして、支出済額、実績も同額であります。当初計画から変更が生じたものは特定財源の県支出金であります。これにつきましては、当初計画から41万2000円の減額となっております。この要因は、補助対象経費の変動によるものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

[企画振興部長 福田憲之君 登壇]

○企画振興部長（福田憲之君）

報告第9号から報告第12号までの4件につきましてご報告申し上げます。これらは、現在、市が出資しております6法人のうち4法人、財団法人山鹿市地域振興公社、株式会社小栗郷、株式会社あんずの丘、株式会社鹿本町振興公社につきまして、3月末の決算が整いましたので地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告を申し上げます。なお、公益法人である財団法人と株式会社との会計方式の違いや資料内容などでの作成の違いもありますが、よろしくお願いを申し上げます。

また、幸の国木材工業株式会社並びに株式会社菊鹿フラワーバンクにつきましては、株主総会の時期や決算時期などの関係から12月議会にご報告を申し上げます。

では、まず報告第9号 財団法人山鹿市地域振興公社でございます。4ページをお願いいたします。2の事業内容でございますが、（1）の自主事業として文化、福祉、スポーツ関係などのいろいろな振興事業を行っております。5ページの（2）の受託事業でございますが、当公社の主な事業を占めておりまして、記載しておりますような市の各施設につきまして受託により管理運営に当たっております。

6ページから8ページまでは、その施設の入場者数や使用料収入などの実績でございます。10ページから13ページにかけては、公益法人の会計であります収支計算書を掲載いたしております。各事業項目ごとの決算内容につきましては、ご一読をお願いしたいと思います。

では、収入につきまして11ページをお願いいたします。当期収入合計が1億3186

万5222円、前期からの繰越収支差額が3899万8165円を加えまして、収入合計が1億7086万3387円でございます。

支出につきましては、13ページをお願いいたします。当期支出合計が1億3058万9043円でございます。したがって当期の収支でございますが、先ほどの当期収入合計から、この当期支出合計を差し引いた当期収支差額は127万6179円となりました。また、次期への繰越収支差額は11ページの収入合計から当期支出を差し引きました4027万4344円となりました。

14ページの正味財産増減計算書をお願いいたします。収支の結果などから正味財産につきましては下から3行目でございますが、当期財産の増加が638万179円増加し、最後の行、期末正味財産合計は5190万1344円となりました。うち3000万円が、市が出資した基本財産でございます。

15ページは貸借対照表を、16ページには財産の内訳でございます財産目録を掲載しておりますのでご参照をお願い申し上げます。また、17ページ以降には平成18年度の事業計画及び収支予算でございます。

続きまして、報告第10号 株式会社小栗郷の経営状況の報告を申し上げます。4ページから9ページまでは事業報告と貸借対照表でございます。

10ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算としては、純売上高が7億2227万8699円、売上総利益で1億6713万3176円となりまして、経費であります販売費及び一般管理費を差し引きました営業損失が108万5046円となりましたが、営業外も合わせました経常利益は869万9031円を確保いたしました。

なお、特別損失といたしまして、市へ500万円の寄附も行うことができました。結果的には、11ページで税引き後の当期純利益の73万631円を確保いたしまして、当期未処分利益が2919万270円となっております。

12ページは利益処分計算書でございますが、利益処分は行わず、すべて次期へ繰り越すことといたしております。13ページは、販売費及び一般管理費の内訳でございます。14ページから21ページまでは、次期事業計画及び予算計画でございます。

続きまして、報告第11号 株式会社あんずの丘の経営状況をご報告申し上げます。4ページから8ページまでは、事業報告と貸借対照表でございます。

9ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算といたしましては、純売上高が7632万1255円、売上総利益で5931万6234円となりまして、経費である販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益は10ページでございますが216万2727円、また営業外も合わせました経常利益は218万6601円を確保いたしまして、税引き後の当期純利益の137万4256円、当期未処分利益が434万523円となっております。

11ページでは利益処分計算書でございますが、利益処分を行わず、すべて次期へ

繰り越すことといたしております。12ページから13ページまでは、次期事業計画及び予算計画でございます。

続きまして、報告第12号 株式会社鹿本町振興公社の経営状況報告でございます。

4ページから6ページまでは、事業報告及び貸借対照表でございます。

7ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算といたしては、純売上高が8億4119万6336円、売上総利益で3億5340万5411円となりまして、経費でございます販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益は1048万4431円。また、営業外も合わせました経常利益は1884万3014円を確保いたしました。

なお、特別損失といたしまして、市へ1400万円の寄附も行うことができました。結果的には、税引き後の当期純利益の236万8914円を確保いたしまして、当期末処分利益が260万1835円となっております。

8ページは利益金処分計算書でございますが、利益準備金として22万3800円、株主配当として223万8000円を利益処分いたしまして、次期繰越利益を14万35円といたしております。9ページから10ページまでは、次期の事業計画でございます。

以上で各法人の経営状況の報告を終わりますが、これらの市の出資法人につきましては今年度から市施設の指定管理者として施設運営を行っておりますが、今後の指定管理者制度や経営環境の変化などへの対応とますます厳しい経営環境が予想されますので、行政といたしましては経営基盤の強化と経営改善、合理化につきまして、指導、支援をしていきたいと考えております。報告を終わります。

○

散 会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時37分 散会

~~~~~

9 月 8 日 (金曜日)

# 平成18年（第5回）山鹿市議会9月定例会会議録

## 議事日程（第2号）

平成18年9月8日（金曜日）午前10時開議

### 第1 質疑・一般質問

○

#### 発言通告

#### 1. 森 久雄

##### 質 疑

(1) 議案第116号 平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）

##### 一般質問

(1) 19年度の予算編成方針について（市長）

#### 2. 永田紘二

##### 一般質問

(1) 県立高等学校再編について

(2) 知的障害者対策について

(3) 農産物の生産・流通・販売について

#### 3. 原 徹

##### 一般質問

(1) 教育基本法改定案に関する諸問題

① 現行の教育基本法に対する教育長の見解

② 「愛国心通知表」と「全国学力テスト」への対応

(2) 市の少子化対策について

① 山鹿市の出生率の推移と今後の少子化対策

② 就学前乳幼児医療費の完全無料化（窓口払いなし）の展望

③ 高校・大学への「入学準備貸付金制度」について

(3) 山鹿市「非核・平和都市宣言」決議について

#### 4. 藤原 豊

##### 一般質問

(1) 県立高等学校再編整備基本計画と山鹿市における高校の展望について

(2) 山鹿灯籠まつりの活性化と郷土芸能伝承について

○

### 本日の会議に付した事件

出席議員（30名）

|     |       |   |
|-----|-------|---|
| 1番  | 北原昭三  | 君 |
| 2番  | 芹川正美  | 君 |
| 3番  | 藤原豊   | 君 |
| 4番  | 立山秀木  | 君 |
| 5番  | 立山隆   | 君 |
| 6番  | 原徹    | 君 |
| 7番  | 平井邦廣  | 君 |
| 8番  | 吉本政幸  | 君 |
| 9番  | 池田誠一  | 君 |
| 10番 | 堀茂幸   | 君 |
| 11番 | 永田紘二  | 君 |
| 12番 | 森川昭彦  | 君 |
| 13番 | 早田順一  | 君 |
| 14番 | 川野功   | 君 |
| 15番 | 古荘克郎  | 君 |
| 16番 | 島田節男  | 君 |
| 17番 | 森芳顕   | 君 |
| 18番 | 家入憲隆  | 君 |
| 19番 | 横手啓介  | 君 |
| 20番 | 高野誠二  | 君 |
| 21番 | 藤原弘   | 君 |
| 22番 | 森久雄   | 君 |
| 23番 | 西牟田長  | 君 |
| 24番 | 太田黒鐵郎 | 君 |
| 25番 | 丸山寛治  | 君 |
| 26番 | 寺崎勇児  | 君 |
| 27番 | 高口功二郎 | 君 |
| 28番 | 山口晋正  | 君 |
| 29番 | 古田信助  | 君 |
| 30番 | 丸山康昭  | 君 |

説明のため出席した者

|   |               |        |
|---|---------------|--------|
| 市 | 長             | 中嶋憲正君  |
| 助 | 役             | 杉焼義文君  |
| 収 | 入 役           | 永田忠晴君  |
| 教 | 育 長           | 田中宏君   |
| 総 | 務 部 長         | 西田秀行君  |
| 企 | 画 振 興 部 長     | 福田憲之君  |
| 市 | 民 福 祉 部 長     | 森和芳君   |
| 経 | 済 部 長         | 藏原栄一君  |
| 建 | 設 部 長         | 池田永実君  |
| 環 | 境 部 長         | 熊野次男君  |
| 水 | 道 局 長         | 池田幸一君  |
| 病 | 院 事 務 部 長     | 星子四郎君  |
| 山 | 鹿 総 合 支 所 長   | 井上繁実君  |
| 教 | 育 部 長         | 八木田達博君 |
| 総 | 務 課 長         | 幸村英星君  |
| 財 | 政 課 長         | 戸次由夫君  |
| 行 | 政 改 革 推 進 課 長 | 小川啓司君  |
| い | き が い 推 進 課 長 | 奥村正文君  |
| 子 | 育 て 支 援 課 長   | 牛嶋達夫君  |
| 農 | 林 振 興 課 長     | 富安豪君   |
| 観 | 光 振 興 課 長     | 三森兄臣君  |
| 建 | 設 課 長         | 緒方淳一君  |
| 監 | 査 事 務 局 長 兼   | 有働博君   |
| 選 | 管 事 務 局 長     |        |
| 病 | 院 管 理 課 長     | 田上信博君  |

○

事務局職員出席者

|   |                 |       |
|---|-----------------|-------|
| 事 | 務 局 長           | 宮本誠之君 |
| 局 | 長 補 佐 兼 議 事 係 長 | 今坂英俊君 |
| 議 | 会 総 務 係 長       | 堤真澄君  |
| 書 | 記               | 中村武志君 |

○

午前10時00分 開議

○

○議長（高野誠二君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第1 質疑・一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。森 久雄議員。

[22番 森 久雄君 登壇]

○22番（森 久雄君）

おはようございます。22番、森 久雄でございます。

今回は質疑を1点、一般質問を1点行います。まず質疑から行いたいと思います。議案第116号 平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）についてでございます。市立病院の医療ミスにかかわる裁判につきましては、先ごろ熊日新聞におきまして大きく報道をされました。記事の中にありました損害賠償金6096万円の補正予算提案につきまして、幾つか疑問に思う点やお尋ねしたい点がございまして、お答えを願いたいと存じます。

まず1点目でございますが、本裁判について原告提訴から高裁判決に至るまでを時系列に、ご説明をいただきたいと思っております。

2点目です。単独での賠償金支払いの理由について伺いたいと思っております。福岡高裁の判決は、市立病院、日赤の2被控訴人に賠償金として合計の6096万円の支払いを命じております。その判決を受けまして、山鹿市長は市民と争うことはしたくない。よって上告、原告と最後まで争うことはしない。判決に従い賠償金を支払うということを述べられておられます。原告側も、判決に不服はなくて上告はしておられません。つまり、原告にとりましては判決による賠償金で納得をしますということであると思っております。

しかし、日赤は承服をせずに上告をずっとおられるわけです。日赤の上告は控訴審判決に不服があります。つまり賠償金支払いは認めない、判決内容には法令違反があるという考えだと思っております。

ここで疑問に思いますことは、市立病院、日赤の2被控訴人が判決に対し一方は従い、他方は従わず。従う方、つまり山鹿市のみで全額を支払うのはなぜかということでございます。今議会での提案は、全額山鹿市単独支払いの提案でございます。可決されれば判決による賠償金の支払いは、それで済んでしまいます。提案さ

れた賠償額が山鹿市で負担すべき相当額であるというのであれば、それなりに納得がいくものでありますが、そうでないことになぜだろうと疑問が残るのであります。その点について、お答えをいただきたいと思ひます。

日赤の上告棄却といひますか却下といひますか、あるいは敗訴になれば日赤の責任は逃れられないことになると思ひます。であればですね、当然その時点で両者はいわゆる賠償金の負担割合の話を持つべきと思ひますが、この点についてはどうお考えになっておられるのか伺ひたいと思ひます。あるいはもう日赤には何も求めませんよという方針を固めた上で、今回の単独支払いの提案であるのかも伺ひたいと思ひます。

山鹿市が今議会で可決し、高裁判決に従って賠償を済ませているという事実があったとします。であったときに終審判決、例えば上告を最高裁が受け入れて、その最高裁が下す終審判決で、もし高裁判決を覆すと、そのようなことも想定をされるのかどうか。もし、そのときには山鹿市はどんな対応をとられるのかということも、あわせて伺ひておきたいと思ひます。

3点目です。病院機能の違いについて伺ひたいと思ひます。病院機能としましては、市立病院は地域の中核病院、急性期医療病院です。日赤は第3次の高度の医療病院であります。当然果たすべき役割、機能は、絶対的に違ひますし、今後その立場は変わらずに、互いの信頼関係は維持されながら患者のための役目を果たし続けなければならないと思ひております。

では日赤が上告をする理由と市立病院の医療機能、市立病院として果たし得る医療の限界をどう見ればよいのかということをござひます。どう理解をすればよいのか。さらには、今後の関係をどう考えていけばよいのかということをお伺ひたいと思ひます。

4点目です。病院賠償責任保険について伺ひます。市立病院の賠償金支払いは連続して発生をしております。保険金は極めて高額でござひます。保険料というものを一般的に考えてみますと、例えば自動車保険では、事故を起こせば次回の契約からは保険料がかなりアップされまして、そのことで事故の回避を促し、保険会社の損失を食い止めるようにしております。病院損害賠償保険の保険料の仕組みはどうなっているのでしょうか。そして、今回の事件で次回の契約からは保険料はいかほどになるのか。これまでは、いかほどであったのかということをお伺ひたいと思ひます。ちなみに、誤解を招いてはいけませんので申し添えておきますが、市長がお答えになられました「市民と争いたくない」、原告・遺族の気持ちをおもんばかる市長の思ひにつきましては、私も全く同感であるということをお申し添えておきたいと思ひます。

次に一般質問に移ります。一般質問は、19年度の予算編成方針についてということで市長へお尋ねをしたいと思えます。今議会では、17年度の決算の認定も提案をされておりますけれども、この時期新たに19年度への予算編成へ準備を始める時期だと思っておりますので、そのタイミングをとらえて伺いたいと思ったわけでございます。

予算編成のあらまは、おおむね以下のようにして進められると思えます。事前には、国の予算編成方針の理解、総務省の地財計画の検討、知事からの通達の検討等がなされ、次いで最も重要なのが市長自らの政策検討でありましょう。自己政策をいかに実現させるかの検討であると思えます。17年度は、合併直後でありまして旧自治体の政策残滓の整理があり、自らの思いは十分盛り込めなかったものと思えます。18年度に至ってようやく新市本来の予算を組める状態になったものと思えますが、第1次山鹿市総合計画がやっとできたところであり、ままたらなかつた点も多々あったことと思えます。

中嶋色は、19年度からが本格的に出せることになるのではないかとと思うところがあります。19年度の予算編成に当たって、市長はいかなる編成方針を職員に指示されるのかが大いに注目される場所です。なぜ注目をするのかという理由を申し上げてみたいと思えます。市長は就任以来1年8カ月、極めて精力的に各種団体、組織、集落の会合や行事等々に、遠近、大小、是非にかかわらず出席をして来られました。所によっては、あいさつだけではなくて酒食をともにされ、「市長がわざわざ来られた、感激した。」と、そういう声も聞き及んでおります。本市が抱える諸課題解決のためには、有意義な時間や公金が費やされてきたものと思えます。単に行政のあいさつを求める会合であれば代理出席も許されると思うのですが、市長の出席があれば、住民はあいさつや酒席で述べられるお話の内容に関心と期待を持つものと思えます。

そこで、ぜひ伺いをしたいのは、行かれた先々ではどのようなお話をされてきたのか。その場所に集まっていた市民は、市長に対しどんな思いを述べ、どんな要望を求めてきたのかであり、それをどのように受け止められ、どのようにお答えになってきたのかであります。詳細にお答えになることは無理でしょうが、おおむねどのようなものであったかはお答弁をいただきたいと存じます。

さらにお伺いをいたしますが、庁外で得た情報や要望等は、庁内において政策調整会議や部課長会議等において十分に反映されてこられたのでしょうか。この点は、誠に重要なことだと思えます。自らの胸にしまっておられたのでは住民は嘆くでありましょうし、赴いた意味も全くないことになると思えます。

そして、年間の精力的な行動が、19年度予算編成に当たってどのような編成方針

となって職員に示されることになるのか、現時点でのお考えがある程度まとめてありますならば、ぜひお聞かせをいただきたいと存じます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。星子病院事務部長。

[病院事務部長 星子四郎君 登壇]

○病院事務部長（星子四郎君）

おはようございます。議案第116号 平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）に關します森議員のご質疑にお答えいたします。

まず、原告提訴から高裁までの経緯でございますが、本件は平成12年5月23日に当市立病院整形外科において右ひざに数ミリの異物除去手術を行いまして、術後治療のため入院中、同年6月1日に意識喪失され、急性心筋梗塞等の心疾患の疑いがあり、高次医療機関であります熊本赤十字病院へ救急搬送を行ったところであります。しかしながら、6月4日亡くなられたものであります。

平成13年6月18日、市立病院及び熊本赤十字病院の診療過程に過失があったとして、ご遺族を原告とし熊本地方裁判所へ約9560万円余の損害賠償請求が提訴されたというわけであります。平成16年10月21日、診断及び診療に過失はなかったとし、原告の請求を棄却するという判決がなされたところであります。その後、同年11月2日、福岡高等裁判所へ同ご遺族を控訴人といたしまして控訴審が行われ、本年7月13日、肺塞栓症に対する注意義務に違反・過失があったとし、連帯して損害賠償金4630万4000円余の金額と延滞金の支払いが命じられたところであります。

次に、2点目の単独の賠償金支払いの理由についてであります。死亡の原因である肺塞栓症への注意義務は、市立病院及び熊本赤十字病院の一連の診療過程にあり、共同不法行為であるとして両医療機関を連帯債務者とする判決であります。お尋ねの負担割合の話し合い、また、日赤に何も求めないかのご質問であります。日本赤十字社には弁護士並びに保険会社を通じまして2分の1、5割負担での意思表示を行っているところであります。

しかし現在、日本赤十字社は最高裁への上告ができるかの審理中でありますので、負担割合の話し合いについては慎重に行っているところであります。その点を含みまして、ご理解いただけるならばと存じます。

また、最高裁の判決を想定することでございますが、これは非常に至難のことであります。市の顧問弁護士、それから第三者賠償機関の顧問弁護士のご意見では、本件の福岡高裁判決を覆すことは難しいとのご意見をいただいております。むしろ、福岡高裁の判決が確定しました以上、真摯に受け止め、山鹿市が窓口となって速や

かにご遺族へ賠償金支払いを行うことが最善のことではないかと思っております。

次に、3点目の病院機能の違いについてのご質問であります。いわゆる救急医療機関との連携、それから地域医療連携のあり方のご質問だと思います。本件の対応が東京の日本赤十字社、いわゆる本社による上告である点をご理解いただきまして、このご質問にお答えするならば、いわゆる地方である熊本での地域医療連携等のあり方、また関係は、ただいま森議員のご意見、ご指摘されましたことが高次医療機関との最善の関係であります。相互の信頼が不可欠なものであります。今後なお一層の連携、信頼関係を強化し、急性期医療機関を目指して診療体制を充実してまいりたいと思っております。

最後になりますが、病院賠償保険についてであります。一応、民間の保険会社に加入しております。保険料の算定は基本的には病床数、いわゆるベッド数、それから診療規模等によってランクづけがされているようであります。さらに、過去5年間の実績により保険料に加算または減額の調整が行われるものでありまして、なお保険料は2年間の据え置きということになっております。現在、年間315万1380円です。今回の件による掛け金の影響は2年後となりますが、現状では未定でございます。

最後になりますが、何卒本件に関しましてご理解を賜りますようお願い申し上げます。まして答弁を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋憲正君 登壇]

○市長（中嶋憲正君）

皆さん、おはようございます。ただいまの森議員の平成19年度予算編成方針についてのお尋ねにお答えいたします。

私は就任以来、実践・行動をモットーに、山鹿市300平方キロの隅々まで足を運び、じかに市民と接し、地域の現状、課題、市民の声を肌で感じ、自らの施策に努めてまいりました。現場第一主義、市民との対話を通して知り得る情報、要望等を私なりに判断し、自らの市政運営の糧とすべきものと考えております。

特に、合併直後でございます。まず考えますことは、やはり全市の一体感を醸成していくこと。ともに新しい新生山鹿市をつくっていこうという思いを、現場に出向きながら直接市民と会話することから生み出していきたい、そんな思いを強く持ちました。

特に印象に残りましたある、出向きました区長さんの言葉の中に「私たちは何もいろいろなことを要望しようと、そういった思いはございません。このように一緒に

なって現場に来ていただき、地域の現状を見ていただき、私たちの村づくりや地域の思いをしっかりとわかっていただく、共有していただく、そのことがありがたい。そのことが、あすからの地域づくりのエネルギーになる。また、市政運営の糧になろう」と、そういったお話を聞きました。私も全く同感でございます。そんな思いで、いろんな場所へ出て行く。出て行って声を聞きたい、そんな思いを強く持ったところでございます。

やはり、何といっても市政の中心は市民であるという思いはありますし、これからの山鹿市をつくっていくのは市民の力なくしてできない。そんな思いをいたしております。先ほど森議員のご質問の中に、大小、遠近、是非を問わずという言葉がございましたけれども、私はいろんな出向きました場所、やはり大事な中心的な市民の方々と話す、そういう声を聞く、すべて大事な会合であったというふうに思っております。

次に、ご質問の第1点目の市民の要望等に関しては多種多様にわたっております。その中の幾つかを申し上げますと、地域活動補助金に関する事、教育行政、高校再編、中高一貫教育など、さらには企業誘致の進捗状況、市道・農道の整備、農業施策、福祉施策について。また、関心がございます新庁舎の建設について、山鹿市の財政状況に関する事、さらには中心商店街の今後のあり方、活性化策、また取り組んでおります市立病院の改築、今後のあり方等々多岐にわたっております。市民の皆様から大変貴重かつ建設的な意見をちょうだいしております。それらの要望に対しまして、庁内協議を踏まえ公共関与の必要性及び財政状況等に応じて対応するものであると申し上げてまいりました。行政として取り組むべきもので、かつ財政的行政施策的にも可能なものについては積極的にこたえ、一方で行政施策上実施することが困難なものについては、その理由を説明し、市民の皆様のご理解を得るなど、適切に対応してきたと思っております。

ご質問の第2点目、市民の要望等に対する対応につきましては、説明責任の観点から庁内において担当部課長と連絡会議等を通して伝え、速やかに調査・検討を指示し、その結果を踏まえて庁内協議を経て行政としての判断を行っております。

私どもは、毎日朝8時30分の前の8時15分から助役、収入役、総務部長、私、4者のまず幹部会議を行っておりますし、毎週金曜日には部長集まりまして、私たちも集まりまして連絡会議等を開いております。さらには、それぞれの事象ごとに部長、課長を呼びまして、そういった案件につきまして十分な協議や報告、相談等を行っております。

地方分権の時代、少子高齢化が進む成熟社会を迎えた今日、従来の物質的な豊かさ志向に変わり生活の質や心の豊かさ、多様な価値観が重視されるようになってき

た中であって、行政の果たす役割はますます重要になってくるものと認識をいたしております。平成17年、18年、合併当初でなかなか思いが伝わらなかったのではないかなというようなご心配もあっておたわけでございますけれども、しかしながら私の思いでございます。先ほども申し上げましたけれども、合併当初の新市にあつては、まず全体が一体感を醸成していくこと、これが大事かなという思いをいたしましたし、時代が大きく変わっております。そういった時代の変化を的確にとらえながら、それに対応していく、そのための改革や改革の上に立った創造、そういったものが大事であろうというふうに思っております。

また、物よりも人、ハードよりもソフト、そういったものにしっかりと視点を当てること。しっかりとしたソフト、検討の上に立った的確なハード事業、さらには合併直後でございます、大きな変化でございます。そういった変化に対しても、滑らかに移行しながら、かつ的確に対応する。さらには、取り組みます事業といたしましては継続的なもの、さらには緊急的なものについては速やかに対応する、こういったことを基本的な思いとして持っております。そういったことにつきましても平成17年度、18年度の予算編成につきましても、職員しっかりと受け止めていただき、そういったことを反映する予算編成ができたというふうに私は思っております。

このような観点に立って、就任以来、私が培ってきたもの、それぞれの職員が蓄えてきた能力をいかんなく発揮し、市民の負託にこたえるべく行政運営をつかさどってまいる所存であります。地方再生、まさに地方が生まれ変わろうとしているとき、私自身が強い改革意識を持ち、この難局に立ち向かい、本市に暮らす人々が郷土に誇りと愛着を持ち、山鹿に生まれて本当によかったと思えるようなまちづくりを市民とともに作り上げていきたい。そう考えております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森 久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

[22番 森 久雄君 登壇]

○22番（森 久雄君）

2回目の質問をさせていただきます。それぞれの1回目の答弁につきましては、大変理解を深くしたところでございますが、まず市立病院の件につきまして、少しまだ納得がいかないところがございます。

1点は、熊日新聞の報道が非常に山鹿市にとりましてはダメージ的な報道の見出

しであったと、私は思っております。記事はですね、表現としましては「過失。山鹿市6000万円支払いへ、高裁判決を受け」というのが大見出しでございました。その中に日赤の文字もですね、今日熊日さんも来ておられますが、日赤の文字も併記して高裁判決を表現していただければという思いがあって、このことにつきまして行政の当局あるいは市立病院の担当者レベルでは、新聞発表の際に原告ご遺族に対する思いというものは十分表現がなされましたけれども、じゃあ山鹿市立病院の医療スタッフへの思いやりというものはなかったのかどうなのか。もし、市立病院の医療スタッフとしては、過失と言われれば高裁判決ですから、日本は三審制をとっておりますので、いや、そうではないという思いがあれば上告ということももちろん考えられると思いますが、山鹿市の場合は高裁判決を受け入れるということにとどまったわけですけれども、医療スタッフの思いからすると果たしてどうであったのかなということをおもったわけでございます。

そういった意味からしますと、熊日新聞で書かれたあの見出しのところからすると、山鹿市立病院に勤務する医療スタッフ、特にドクター、担当医師などにつきましては、少し無念やり方ない思いも抱いたのではないかなという思いがいたしておりますので、その点、そこら辺についての一つのアクションといいますか、表現を熊日にここまではこういうところも配慮した表現をしてくれないかとか、いろんな意味での動きは全くなかったのかどうなのかということの一つ伺いたいと思います。

それから、日赤が上告をするということと、先ほどの答弁ではそれなりの理由を申し述べられました。機能の違いについてということで答弁がございました。私も、日赤と山鹿市立病院のあるべき姿というのは、あるいは位置関係というのは十分理解しているつもりですが、本件に関して日赤が上告をするということであれば、ある意味でいいますと市立病院から手が離れて、市立病院は医療から解放されて日赤が受け入れたわけですので、その日赤の判断がやっぱり山鹿市に対しても大きく左右するのではないかなと。あるいは、ある意味でいうと従うべきではないかなという思いをするわけです。

ですから、日赤が上告をするのであったら、歩調を合わせても別に疑問はなかったのではないかなという思いがしますけれども。じゃあ、逆に山鹿市立病院としてはもう判決に従いますよといったときに、日赤に対して「いや、うちがもう納得をするから、お宅も納得してくれないか」というような逆なリードというものもあってもよかったのではないかと思うんですけれども、その2点についてはぜひお答えをいただきたいと思います。

私は、基本的には、山鹿市立病院がこれからも市内外の皆さんから大きな厚い信頼を得て健全な病院経営ができることを心から願っておるわけでありまして、今

回の事件で1人、山鹿市が何か落ち度があったようなことで印象づけられてはたまったものではないという思いを強く持っておりますので、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。できますれば、市長からでも答弁をいただければありがたいなと思います。

それから、賠償金の負担割合の件ですが、恐らくかなり高額な保険料が私は発生するのではないかなと思います。日赤の今の対応を考えますと、必ずしもフィフティーで賠償金に応じようという結果を望むことはできないのではないかと思いますので、そうしますとやはり山鹿市に賠償金の原資そのものは保険金であります、例えば先ほど315万円が年間の保険料と言われました。今回の6000万円を支払えば、保険会社は20年間保険料をもらってきたものを一瞬にして失うわけですね。これはたまったものじゃないということで、じゃああと倍ぐらいに上げにゃいかんのではないかなというようなことも考えられないわけではありませぬので、できるだけ山鹿市が負担する保険料の額が低く抑えられるようにするというのも、これは非常に経済的にも考えなきゃならない、経営的にも考えなきゃならない点だと思っておりますので、ぜひ保険料アップを阻止するためにも日赤と一生懸命頑張ってください、負担割合をできるだけフィフティーな形に持っていけるように、ご努力をお願いをしたいと思っております。これが2回目の病院についてであります。

次に、市長答弁につきましては、非常に情熱的に答弁をいただきましてありがたく思いました。遠近・大小・是非という言葉は、これは私の主観でありまして、それぞれのところにご出席になられる、そのご判断はあくまでも市長のご判断でありますので少し皮肉っぽく申し上げましたけども、かかって市長のご判断にその聡明さを感じ入っておりますので、その点は誤解のないようお願いをしたいと思っております。

市民の要望に対して、市長は一つの日常的なものとして毎日三役と総務部長との幹部会をやっていると、金曜日には部長会議も開いて怠りなきを期しているということではありますが。私はそこに出席したことはございませんので、いかなる会議になっているのかわかりませんが、ぜひお願いしたいことは、先ほど市長が冒頭でお答えになりました多種多様にわたった市民の要望というものに、本当に適切な行った先々での対応ができるように自信と確信を持つために、やっぱり全部下の市長部局の、あるいは教育委員会の絶対的な後押しを得ていただいた上でのご対応を、ぜひお願いをしたいと思っております。

ということは取りも直さず、市長の思いは部課長、教育委員会、それぞれの全職員と一体となった取り組みを進めているということを裏づけるものであると思っておりますので、その点につきましてはぜひお願いをしたいと思っております。

19年度の予算編成については、職員とともに十分時間を割いて議論をして施策を展開していきたいというふうにお答えになりました。ぜひ十分に時間を割いていただいて、施策の展開をお願いしたいと思います。

次に、最後で大いなる決意を述べられました。自らが強い改革意識を持ってこの難局に立ち向かい、本市に暮らす人々が郷土に誇りと愛着を持って云々と述べられました。誠に素晴らしいご発言だと思いますので、ぜひそのことにつきましては19年度予算編成の中で、そのことが示されるということを期待いたしております。これからも精力的に活動がなされると思いますけれども、庁内においての時間も十分確保されて議論を尽くされることもご要望申し上げまして、2回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋憲正君 登壇]

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの森議員の質疑、一般質問にお答えいたしたいと思います。

第1点目の病院の件でございますけれども、この件につきましては今回の判決につきまして現場の先生方、ドクターにつきましても大変な不満、思いはございました。その件につきましては、しっかりと病院の現場でもこれをどうするかという検討もいたしましたし、さらに先ほど部長が答えましたように顧問弁護士の見解、こういった場合どうなるかということをしかりと判決文を熟読しながら、その顧問弁護士のご指導もしっかりと仰いできたところでございます。そしてまた、現場と私ども部局、しっかりと一緒になってこの問題をどうすべきかということ。また、日赤との関係も考えながら日赤の動向等も情報を入れながら検討してきたところでございますけれども、先ほど申し上げましたようにこういった状況を見たときに今回、日赤としては上告するというような状況にございましたけれども、山鹿市としてはこれを上告して、さらに勝訴する可能性は非常に厳しいと。そういった中で、やはりここで判断をすべきであるという思いの中で、今回のこのような受け入れになったわけでございます。

次に、先ほどの山鹿市政運営についてのいろんなご質問等につきましては、ただいまご提言、ご要望ございました点、しっかりと胸に刻みながら、さらに精進してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

[病院事務部長 星子四郎君 登壇]

○病院事務部長（星子四郎君）

ただいま2回目のご質疑で、ただいま市長の方で答弁申し上げた中で熊日新聞の報道への不満のアクションを起こしたのかとか、それから日赤の上告に対するアクションはどうであったかという点について、担当の方でちょっとお答えさせていただきたいと思います。報道というものはどうしても切り口が決まっております、具体性というものはなかなか把握しにくい点がございまして、誤解を招く部分もあるかと思えます。一応私どもの方としましては、強い抗議ではございませんが、支局を通じてお願いをしたところであります。

それから、日赤の問題につきましては、裁判というものはそれぞれが被告人または被控訴人になるわけでありまして。連携して裁判に挑むという部分もありますが、今回の場合は日赤という部分と、それから山鹿市立病院の過失という部分がそれぞれに裁判の争点になっております。これを突き詰めていきますと、当然日赤と山鹿市立病院の争いになると。いわゆる、ご遺族である原告人は座席を外しての裁判というのが、だんだん濃くなっていく。そういう点を考えますと、特に日赤に今回の損害賠償請求については、連帯でもやりましょうよというお話は一応、熊本の事務部にはしましたけれども、これは全く東京の対応であるということで、何と申しますか話を通じていないという部分はあります。私どもは、その点を日赤に対して今後の対応を考えますと、それ以上の争いというのは山鹿市に一つも利益はないのではないかと思っております。ただ、先ほど保険金の料金の絡みということでお話がございましたが、当然その点を含めまして5割負担という考え方というものを、今後も日赤に対して交渉を続けていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森 久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

[22番 森 久雄君 登壇]

○22番（森 久雄君）

今の星子部長の答弁、大変苦慮されているということは言葉の端々から感じることが出来ますが、判決は日赤と山鹿市立病院あるいは山鹿市が連帯をして賠償金を支払えという判決命令でありますので、そのことにつきましては立場は全く同じ立場に立っておられるというふうに思います。これからのことを考えますと、いろいろと悩むところもあろうかと思えますけれども、判決に対しては何らちゅうちよす

ることなく、ぜひ山鹿市立病院あるいは山鹿市の立場というものを、日赤に対しては主張されていかれることを強く望みまして質問を終わりたいと思います。少し遠慮ぎみにものを言われたようなところが気になりましたので、3回目は立つつもりはありませんでしたが立たせていただきました。終わります。

○議長（高野誠二君）

星子病院事務部長。

[病院事務部長 星子四郎君 登壇]

○病院事務部長（星子四郎君）

3回目のご質疑にお答えします。要するに強い立場でということでございます。

この争いを継続することによります影響というものは、非常に社会的にも、それからご遺族的にも重いものを感じておるところであります。粛々と日赤とやっていきたいと思っております。ただ、この負担割合を強行にまいりますと、当然東京の日本赤十字社としては別の泣訴の裁判を行うというような問題が生じますと、さらに問題が大きくなっていくのではないかという部分は心配しておりますけども、そういった点でちょっと控えめに答弁させていただいたということであります。内心は、おっしゃるとおり一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろしくご支援方お願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

以上で、森議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

[11番 永田紘二君 登壇]

○11番（永田紘二君）

おはようございます。11番議員の永田でございます。

発言通告に基づきまして一般質問を3点、県立高校再編、また知的障害者の皆さん方への対策、農産物の生産・流通・販売についてお尋ねをしていきたいと思っております。

今回から一問一答方式ということで提案されておりましたので、初めてでありますけれども一問一答方式でやっていきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

まず1点目であります。県立高等学校の再編についてであります。これにつきましては、藤原豊議員が同じ質問を通告されています。重複は避けたいと思っておりますので、私は変わった観点からご質問をしたいと思っております。特に藤原豊議員は、県立高校のPTAの会長さんでもあられますし、また、再編説明会等にも何度か出席をされております。より深く内容等を理解しながら、ご質問をされるものだと思います。

ので、先ほど申し上げましたとおりに重複は避けていきたいと思ひます。

私は、市内高等学校の行政とのかかわりを少しお尋ねをしたいと思ひます。高校再編問題が非常に浮上してあります。特に鹿本地区の場合は、普通高校、商業工業高校、それから農業高校、また県立ではありませんけど福祉あたりを踏まえた城北高校がござひます。それぞれ特色ある学校があるということで再編のテーブル、風はあんまり吹かなかつたかと思ひます。ただ、中高一貫が少し問題点が出ていますので、後ほどそれはお話があるものだと思います。

そういう観点からしてですね、この四つの高校に対しましてそれぞれ特色があるわけでありますので、現在、山鹿市行政としてどうかかわりを持っておられるのか、まづもってお尋ねをしたいと思ひます。また、市長が言われます人づくりの観点から見ても、地域で育てて地域に残るような人材の育成ということであります。例えば農業、商業、福祉などに広く行政面でも4校がそれぞれの特色を大いに生かしていけるように、かかわりを積極的に行う必要があると思ひます。これにつきまして、市長のご意見を賜りたいと思ひます。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋憲正君 登壇]

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの永田議員の市内高等学校と行政とのかかわりについてのお尋ねにお答えいたします。現在、山鹿市においては、バイオマス堆肥による農作物の栽培実験や野菜づくり指導、あるいは4Hクラブとの交流、そのほかには職場体験学習のあつせん、市内就職情報の提供、保育園インターンシップ、育児ボランティアなどで各学校とさまざまな連携を行つております。

また、教育委員会関係においては小中連携において食育、中高連携において不登校対策やスポーツ・文化面の交流、小中高の連携といたしましては人権教育や授業研究、また、社会教育においては青少年健全育成事業の中で夜間パトロールや諸活動を通して高校とのかかわりが持たれているところとござひます。市といたしましても、今後それぞれの学校での取り組みや課題について市長部局を初め、それぞれの部署が各学校と十分な情報交換を行う場を設け、子どもたちの学習段階に応じた創意・工夫のある連携強化が必要だと考えております。また、本年度に教育基本計画が策定されますが、地域と学校と家庭の連携など、地域が人をはぐくむ視点で市民と協働し、また、市長部局各部とも連携した教育環境づくりを目指しておるところとござひます。

これらを含め、市といたしましては具体的な展開を図つてまいりたいと考えてお

ります。いつも申し上げますように、大事な人を育てる学校でございます。しっかりと連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○11番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

[11番 永田紘二君 登壇]

○11番（永田紘二君）

高等学校とのかかわりにつきましては、よろしく願いをしておきたいと思えます。

2点目の質問をいたしたいと思えます。知的障害を持っておられる皆さん方に対する現状、対策・対応ということでお尋ねをしていきたいと思えます。3回に分けていきたいと思えますが、まず一つは学生時代、小学校、中学校の現状はどうなのか。その次は、それを卒業したときの訓練施設、授産、更正施設、それからそれを卒業してからの一般的にどういう支援をするのかということで3点に絞ってきたいと思えますが、まず1回目であります。

先ほど申し上げました学校関係でありますけれども、山鹿市の児童で今、養護学校とか聾学校とか盲学校とかありますけれども、どれくらいの人に通っているのかということをお尋ねをしたいと思えます。

次に、養護学校を持っていない山鹿の地区では、そういう障害を持った子どもさんたちに、どういう支援をやっているのか。現状がどうであるのか。それから、本市で対応できない、すなわち養護学校に行っている方々、県内にたくさんあると思えますけれども、例えば松橋だとか荒尾だとか大津に送り迎えをされている保護者の皆さん方がたくさんおられると思えます。そういう人たちに対する支援は何かやっているのか、子どもさんたちに対する支援は行われているのかということをお尋ねをしたいと思えます。

今後それに対して何か方策があるのかなということでもあります、特に養護学校の誘致等については5、6年前にちょっと質問したことがありますけれども考えられないものか。特に地域で分けていきますと、菊池には二つあります。郡市でないのは鹿本地区だけだと理解をしますので、その辺をご答弁いただきたいと思えます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

○教育長（田中 宏君）

おはようございます。永田議員の一般質問の2点目、知的障害者対策について小中学校関係にかかわります4点のご質問にお答えいたします。

まず1点目、山鹿市在住の子どもたちで、盲・聾・養護学校に在籍している子どもたちの現状についてお答えいたします。子どもたちの障害の種類や保護者、子どものニーズに応じて進路先が多岐にわたっておりますが、本年8月末現在では次のとおりになっております。熊本盲学校2名、熊本聾学校3名、荒尾養護学校5名、熊本養護学校1名、大津養護学校6名、菊池養護学校11名、松橋東養護学校1名、黒石原養護学校7名、松橋養護学校1名、長崎大村養護学校1名、ひのくに高等養護学校8名。小中高校別で申し上げますと、小学校は13人、中学校は8名、高等部が25名という、総計46名というふうになっております。

2点目の山鹿市における各小中学校での障害を持つ子どもたちへの対応でございますが、まず特殊学級について説明いたします。特殊学級には、障害を持った子どもたちが在籍しており、障害の種別により知的障害、情緒障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴などの学級があり、子どもたちの障害に応じた教育を受けております。山鹿市には、設置学校が小学校で14校、全部で36人学校に在籍しております。中学校では、5校で13人が在籍しております。

特殊学級に関しましては、山鹿市の就学指導委員会の中で保育園、幼稚園、小中学校及び各施設、福祉関係各課、関係機関の担当者を交え、子どもたちの就学指導に関していろいろと検討を行っております。保護者等のニーズに応じて県教育委員会に設置の申請をしているところでございます。また、山鹿市独自の施策でございます子ども輝きプラン事業を推進し、通常学級、普通学級とも言いますが、通常学級に在籍する特別な支援を要する子どもたちへサポートティーチャーを配置し、支援体制づくりを進めているところでございます。現在、小学校に15名、中学校に3名、サポートティーチャーを配置しております。

なお、子どもの実情により、看護師の資格を有する者をサポートティーチャーとして配置している学校もございます。この事業は、全国的に見ても山鹿市教育委員会のこの取り組みは評価できるものというふうに考えます。

また、全国的な動きといたしましては、通常学級に在籍する子どもたちの中の6%の子どもたちは発達障害があると見られておまして、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害と診断される子どもたちがふえてきている現状にあります。盲・聾・養護学校各学校の特殊学級を含め、特別な支援が必要な子どもたちへの支援体制づくりが進められているところであります。

以上のことは特別支援教育という言葉で呼ばれておりまして、平成19年度からは盲・聾・養護学校は特別支援学校、各学校の特殊学級は特別支援学級というふうな名称が変わりまして、それぞれの役割も少しずつそれに応じて変わってきているところでございます。

次に、3点目の他郡市の盲・聾・養護学校等へ通っている子どもたちへの支援体制についてでございますが、山鹿市としては予算面からの支援は行っておりません。なお、荒尾養護学校に関しましてはスクールバスが山鹿市に迎えにきております。

しかしながら、運動会や文化祭等の行事の折には児童生徒の在籍校から居住地の小中学校へ出席の案内が届き、子どもたちとの心のつながりを作ることができます。また、養護学校から居住地の中学校へ交流学习に来て、小学校のときの同級生と机を並べ学習するようなことも行われております。

また、これまでの特殊教育から特別支援教育の流れへと変り始める中で、既に各学校におきましては近隣の養護学校と連携を取り始めているところでございます。学校において特別な支援を必要とする子どもたちの観察を初め、支援のあり方について近隣の養護学校から先生方を講師としてお招きし、助言・指導を仰ぐ取り組みを始めています。

次に、3点目の二つ目、今後の対策についてのご質問でございますが、子ども輝きプランのさらなる充実を図りつつ、先に申し上げましたように平成19年度から盲・聾・養護学校が特別支援学校と変わること、これまで以上に盲・聾・養護学校が地域の学校との連携を図り、支援体制を充実することになります。そのような取り組みの中で、特別支援学校と各小中学校の強化連携を図りながら、特別な支援を要する子どもたちへの教育の充実をさらに図ってまいりたいと考えております。

最後に、山鹿鹿本地域への養護学校の誘致についてでございますが、これにつきましては、かなり以前に県にお願いしたり、積極的な運動も展開されてきた経緯がございますが、残念なことにその願いはかなっておりません。議員がご指摘されましたように、この鹿本管内に養護学校があれば地元に通わせたいという思いの保護者もたくさんおられることと思います。特殊学級に在籍する子どもたちばかりでなく、通常学級にも学習障害、自閉症、多動性障害の子どもたちも在籍しております。特別な支援を要する子どもたちのニーズに合った教育ができるように、現在山鹿市も特別支援教育体制づくりを進めているところでございます。

なお、本年5月に鹿本地域療育センターが、山鹿温泉リハビリテーション病院に設立されたことは、まさに時代の要請にこたえるものだと感じております。このようなことから、山鹿鹿本地域に養護学校が誘致できれば保護者や子どもたちのニーズに合った教育が進められるということは重々感じております。ただ、高校再

編整備計画の中で統廃合が進められていることなどから考えますと、誘致は大変厳しいものと受け止めております。以上、答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

ここで暫く休憩いたします。

午前11時05分 休憩

○

午前11時16分 開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

永田議員、了解ですか。

○11番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

[11番 永田紘二君 登壇]

○11番（永田紘二君）

知的障害者対策についての2回目の質問を行います。

先ほどの答弁で、学校関係に携わっておられる障害をお持ちの子どもさんに関しましては、おおよそ現状等をとらえさせていただきました。

しかし、そういった子どもさんたちが卒業をするわけでありまして、例えば就職にそのままいかれる子どもさんもおられるでしょうし、また、家庭におられて施設を利用しながら就職に結びつけていくという現状があると思います。

そういう中で、知的障害者の皆さん方の現状として通所あるいは入所の授産施設等の施設が山鹿市内にあると思います。また、県内にもあると思いますが、どういう現状なのでしょうか。それからまた利用人数、特に県内に当たりましては、山鹿市民の方がそこを利用して行かれておられる利用人数等はいかがかということで、現状についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

[市民福祉部長 森 和芳君 登壇]

○市民福祉部長（森 和芳君）

永田議員の一般質問の2回目の知的障害者施設についてお答えいたします。

まず施設について申し上げます。知的障害者の施設には、生活習慣の確立と社会生活への適応を高めるため生活支援の職業に対する適応能力を高める作業指導など、

将来自立して社会生活が営めるように指導訓練を目的としたところの更正施設があります。入所と通所の両方がございます。

次に、作業能力を有するけれども雇用されることの困難な方及び若干訓練を行うことにより作業が可能な方、職業訓練や生活支援を行うとともに職業を与えて自活させることを目的とする施設としまして授産施設があります。こちらの方も入所、通所の両方がございます。また、就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間、原則として2年以内ですが入所させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な事項の指導を行うことにより、入所者の社会適応能力を向上させ、知的障害者の円滑な自立生活移行を図る施設としまして通勤寮というのがございます。

山鹿市の施設関係では、鹿央町に入所更正施設として、さくら学園がございます。定員30人の施設でございますが、市内から10の方が入所されております。また、通所授産施設としまして、山鹿市中にありますもくせい学園がございます。こちらの方も定員30名に対しまして26の方が通所されております。

県内施設の利用状況でございますが、入所更正施設26施設に83の方が入所されております。通所更正施設では、1施設に1名の利用がっております。また、入所授産施設では、11施設に23人が入所されております。それから、通所授産施設では5施設、11の方の利用がっております。通勤寮では2施設で3人の利用がっております。

以上、山鹿市及び県内の47施設に入所なり通所されておるわけでございますが、計の157の方が施設を利用されている状況でございます。

以上、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○11番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

[11番 永田紘二君 登壇]

○11番（永田紘二君）

今、知的障害施設というのがいろいろありまして、内容等についても少し理解をさせていただきましたけれども。私は、現実論として今157名の方がそういうところに行っておられる。当然、将来的にはそこにおられなくなるわけでありまして、例えば兄弟の方があとを見てやるとか、お父さんお母さん方があとを見てやるとか、

そうやって見ておられる範囲内はいいですけども、今の障害をお持ちの家族の皆さん方はその後、その子どもたち、その障害児たちをどうやって支援・フォローをしていけるのかなというのが一番心配だと思います。極端に言えばグループホームとかいう話もありますけれども、障害者年金をもらいながら、それを管理して、その人たちを預かっていけるような施設というのも要るんじゃないかというような気がしますけれども、そういう現状を踏まえて市として今の現状を把握して、今後どういう形でやっていく方向づけがあるのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

[市民福祉部長 森 和芳君 登壇]

○市民福祉部長（森 和芳君）

3回目の質問にお答えいたします。

確かに、議員のご心配の部分は現実論として話題になっているところであると思います。施設でも考慮すべき大事な部分ではなかろうかと思っております。自立した生活ができればいいのですが、現実的にはなかなか厳しい、難しい部分であるかと思えます。施設利用者が1人になったとき、どのような道があるかということですが共同生活援助、いわゆるグループホームへの入所、障害者へのいろいろなサービスを受けて生活していくことが今のセーフティネット、よりどころではないかと考えております。

現状としましては、本市にも3施設のグループホームがございますが、その施設も国の基準で1施設当たり4人から7人の定員で、障害程度の比較的軽度な方となっており、少人数でもあり、退所者がなければ入所は難しいという状況でございます。そして、家族として入所更正施設への入所依存度がまだ高いという現実があるのも事実でございます。このような状況の中、市の対応としましては、本人の状態にもよりますけれどもグループホームだけでなく、状況によっては障害者療護施設や老人ホームへの入所など、課題・問題を調査・分析しながら相談に応じて対応してまいりたいと考えております。以上、3回目の答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○11番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

[11番 永田紘二君 登壇]

○11番（永田紘二君）

3点目の農業の生産・流通・販売についてお尋ねをしたいと思います。先ほど障害者の皆さん方に対する対応策、障害者自立支援法等が今度出ています。非常に負担を高めているような状況であります。行政としてもしっかりとそれを踏まえて将来のビジョン等をつくっていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

農業問題につきましては、度々に出て質問をしております。その度に答弁もいただいております。ただ、答弁いただいたものがどういふふうに入っているのか、どうなっているのか全く見えません。改めましてですね、3月議会、6月議会で質問しましたものを、再度どういふ進捗状況に入っているかということでお尋ねをしたいと思います。

まず1点目でありますけれども、3月議会だったと思ひますけれども黄化葉症の話をしました。葉っぱの黄色になる話でありますけれども、トマト、キュウリ、メロン、特に抑制メロンに關しましては17年度11月収穫見込みのものにつきましては、20ヘクタールの中の100%、その現象が出ている。12月におきまして、40ヘクタール収穫のものに、やっぱり発生率は100%。18年1月分につきましては、13ヘクタールの中のやっぱり100%に圃場には出てきているということであります。

こういう発生からして、特に本市におきましては抑制メロン、今から作付収穫をしていくわけでありますけれども、その今までの期間の中にどういふ形で指導してきたのか、対応されてきたのか、今後の対策をどうするの、その辺をお尋ねをしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原経済部長。

[経済部長 藏原栄一君 登壇]

○経済部長（藏原栄一君）

永田議員の一般質問、メロンの黄化葉症等の対策についてお答えいたします。

近年、シルバーコナジラミやスリップスなどの害虫被害、害虫の発生でトマト、メロン、キュウリなどに大きな被害を与えておりますが、このコナジラミなどは平均23日で成虫となり約200個の卵を産み、ハウス内では年間に10世代の繁殖が繰り返されるといわれております。このため早急な撲滅が必要であり、本年春先には農協園芸部によるハウス周辺の一斉防除や、収穫後にハウスを密閉し熱処理による害虫駆除などが行われております。あわせて、各農家においては防虫ネットの敷設などの対策にも取り組んでおられ、その被害は多少減少傾向にあると聞いております。

しかし、県普及指導課と農協営農部が主体となり、7月下旬から定期的にハウス

周辺で粘着トラップを使用して捕獲調査を行っておりますが、その結果、地域によってはかなりの生息が見られるため、農協が中心となり9月下旬ごろに一斉防除を計画されております。この薬剤購入経費などに対して、市では一部助成による支援などを行う予定でございます。今後とも、市では県普及指導課や農協と連携し、これらの病害虫の完全撲滅による農産物の品質保持と、農家経営の安定に取り組んでまいりたいと考えております。以上お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○11番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

[11番 永田紘二君 登壇]

○11番（永田紘二君）

今のご答弁で一つだけお願いをしておきたいと思っております。

生産農家、つまりキュウリだとかトマトだとかというのは、JAの組合員さんでない方がおられます。行政指導をですね、JAとのタイアップだけじゃなくて、そこら辺も引くくめて検討いただきたいなということをお願いをしておきたいと思っております。

それでは2回目でありますけれども質問をさせていただきます。福岡ターゲット構想についてお伺いをします。これは何回も話をするわけでありましてけれども、新たな流通システム確立と販路拡大に、福岡ターゲットを第一とするという基本計画を立ててあります。前回質問をいろいろしておりますけれども、本当に福岡ターゲットシステムの確立に向けて検討がなされているのか、そこら辺をお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原経済部長。

[経済部長 藏原栄一君 登壇]

○経済部長（藏原栄一君）

まず、1点目の黄化葉症対策につきましてでございますが、組合員以外の方への助成も可能としておりますので申し添えておきたいと思っております。

2回目のご質問にお答えいたします。福岡ターゲット構想につきましては、農業のみならず、商工や観光などの山鹿市の産業振興の基盤づくりの一つとして取り組んでいるところでございます。このため、本年4月から熊本県の福岡事務所に職員

1名を派遣して、福岡の情報収集や福岡での広報活動などに取り組んでおります。農業関係では、県・市・農協による販促活動の中で、農協特販課を窓口として福岡市内の日本料理店に米の直販を開始しております。あわせて、一部小物野菜類の食材のPRにも着手したところです。このことにより、消費者側である量販店などと信頼関係が持てる食材の供給ができれば、福岡をターゲットとした新たな農業活動が展開、進展するものと期待をいたしております。

今後の活動としましては、農協や各物産直売所と連携した農産物の供給体制づくりや観光旅館との連携による商談会、福岡からおいでいただくお客様へおいしい安全・安心な地域食材の供給体制づくりにつなげてまいりたいと考えております。

また、県・市・町・農協などで組織する「元気・人気・くまもと農業推進運動鹿本地区本部」では、福岡都市圏のホテルやレストラン経営者などをお招きして食材の産地見学会を開催、山鹿市の食材のよさを認識していただき、販路拡大につなげていきたいと計画をいたしております。

これらの推進活動を行いながら福岡ターゲット構想の確立に取り組んでまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○11番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

[11番 永田紘二君 登壇]

○11番（永田紘二君）

3回目の質問をしたいと思っております。最後であります。

6月議会です、福岡ターゲット構想の話に質問をしました。市内直販所の活用についてどうしますかという質問をしました。そのとき、既存の物産館、直売所の業務提携や情報の集約をして販売業務の支援をしていきたい。それからもう一つ、南の玄関口に情報発信基地を兼ね備えた直販所を設置する構想がありますということをお答えいただきました。

先ほどお話がっておりますとおりに、福岡ターゲット構想にはどうしても物産館の連携が必要であると。それから、宅配業務とかいろんな形の中では、情報発信の基地をどこかにつくらないかん。そのためには、南の窓口にそういう物産館をつくっていきたいという構想であるというお話がありました。特に、最後の物産館構想をどういう具合に具体的に進めてあるのか、情報収集基地をどういう形で持って

いくのかをお尋ねをして質問を終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原経済部長。

[経済部長 藏原栄一君 登壇]

○経済部長（藏原栄一君）

3回目の農産物直売施設の建設予定はどうなっているかということについてお答えいたします。

本市の直売施設は整備以来、総販売額なども順調に伸びを見せてまいりましたが、最近やや陰りが見えるような状況になっております。このことは、隣接町に新たな直売施設が整備されたことも一因であると考えられます。本市に新たな施設を整備した場合、相対的に良好な展開を図る必要がございます。物産館の良好な展開を図る上におきましては、ただいま議員ご指摘のように物産館同士の連携はもとより、農協と各物産館との連携が必要であるという意見もございます。

また、地域農産物の地産地消や消費拡大を推進する上には、情報の収集発信や宅配システムなど流通体制の構築も重要なことと考えております。これらのことを含めまして、各物産館の将来展望などを含め、慎重に検討を進めてまいりたいと思っております。以上、お答えをいたします。

○議長（高野誠二君）

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、原 徹議員の発言を許します。原議員。

[6番 原 徹君 登壇]

○6番（原 徹君）

6番議員、日本共産党の原 徹です。

一般質問を教育基本法改定問題を中心に3問いたします。

初めて一問一答方式で行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

1問目は、教育基本法改定案と、それに伴う問題についてであります。本年4月の国会に小泉内閣が提出した教育基本法改定案は反対の世論が高まる中で継続審議となり、9月末からの臨時国会で再び審議が始まるわけであります。

教育基本法は、日本国憲法と一体として制定されました。日本が引き起こした侵略戦争によってアジア諸国民2000万人以上、日本国民300万人以上の痛ましい犠牲をつくったことへの痛苦の反省に立ったものであります。かつて、天皇絶対の専制政治が子どもたちに日本は神の国、お国のために命を捨てよと教え込み、若者たちを侵略戦争に駆り立てたことを根本から反省し、平和・人権尊重・民主主義という憲法の理想を実現する人間を育てよう、こういう決意に立って日本国民は教育基本

法を制定したのでした。

したがって、教育基本法は教育の憲法と言われるほど重みのある法律であります。私は37年間教職に就きましたが、常にこの教育基本法を教育実践の羅針盤として最も尊重してまいりました。いや、私だけではありません。教育基本法が、すべての教育に携わる人々に現在も、そして未来にわたっても光輝き続けるものと確信しているわけであります。今、このような教育基本法を何ゆえ改訂しなければならないのでしょうか。私には全く理解できません。

そこで教育長に伺います。改訂案づくりを推進してきた与党の幹部は、多発する少年犯罪、耐震偽装問題、あるいはホリエモンのライブドア事件など、社会のあらゆる問題を教育のせいにして、だから教育基本法を改正と言っています。この点に対して教育長はどのようにお考えでしょうか。また、教育の憲法と言われる現行の教育基本法をどのように評価されておられますか。早急に改訂すべきだとお考えでしょうか。教育長の見解を、まずお伺いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

[教育長 田中 宏君 登壇]

○教育長（田中 宏君）

原議員の一般質問、教育基本法改正案に関する諸問題の1点目、現行の教育基本法に対する私の見解をということで述べさせていただきます。議員ご案内のとおり、戦後民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする憲法の理想の実現を教育の力に託し、戦後における日本の教育の基本を確立するため教育基本法は制定されたものであり、教育基本法のもとに構築された学校教育制度を初めとする教育の諸制度は国民の教育水準を大いに向上させ、我が国社会の発展の原動力になったというふうに認識しております。

それから多発する少年犯罪、ライブドア事件など、すべてが現行の教育基本法に問題があるというような論法でございますけど、確かにいろんな意見の中にそういう学校教育の中に教育基本法が精神が十分浸透していなかったということが問題だとするような考えもありますが、私は6月定例会でも森川議員さんのご質問にお答えした点と重なるところもありますけども、子どもの育て方、つまり家庭教育のあり方や社会が大きく変わったことが主たる原因だと考えております。

具体的には、物質的な豊かさを達成したことにより、我慢して努力するというような姿勢がなくなったこと。我慢して頑張らなければいけないときもあるぞというようなことが、なかなか徹底しなかったこと。それから個人尊重、自由・平等という理念が曲解され、広く行き渡ったこと。自由には責任が伴うという自覚を身につ

けさせなかった、させ得なかったこと。学校では教師も生徒も平等なのだ、あるいは嫌なことはやらなくてもいいという、そういう雰囲気広がったこと。嫌なこともしなければならぬときがあるぞという、そのあたりの抑えが、やはり家庭・学校で確かなにされたかどうかということに対しての疑問でございます。それに地域の共同性が崩れ、学校を支え抑えていた力がなくなったこと。こういうことに、より多くの問題があるというふうに受け止めております。

それから、2点目の早急に教育基本法を改定すべきだと思えるかということですが、戦後の我が国の教育は教育基本法の内容、すなわち個人の尊厳、人格の完成、平和的な国家及び社会の形成者などの普遍的な理念にのっとり行われてきたわけですが、制定から半世紀以上を経て社会状況が大きく変化し、また、教育全般についてさまざまな問題が生じている今日、教育の根本にまでさかのぼった改革が必要だというふうには思っております。よって、見直すべきことは必要であるというふうに考えております。

とりわけ青年の規範意識や道徳心・自立心の低下、いじめ、不登校、中途退学の問題、学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下など、十分検討すべきではなからうかというふうに思います。以上答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○6番（原 徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

[6番 原 徹君 登壇]

○6番（原 徹君）

教育長の教育基本法に関する見解というのを述べていただきました。小坂文部科学大臣も、今日起こっているさまざまな教育を巡る諸問題の原因を現行教育基本法に求めることはできない、このように答弁されているわけであります。

私は、早急に改定する必要があるのかというふうに質問したわけですが、教育長は見直しの時期であると、見直す必要はあるんじゃないかというご答弁でありました。早急という言葉は出てまいりません。このように、何でもかんでも教育基本法に問題があるという考え方は誤りであります。したがって、改定案の改定の理由が出てこないということ、ここで指摘しておきたいと思っております。

改定案には、日本国憲法に反する重大な問題があると私はこういうことを考えて、次の2点を指摘しておきたいと思っております。まず1点目です。今度の改訂案は、子ど

もたち一人一人の人格の完成を目指す教育から国策に従う人間をつくる教育へと、教育の目的を根本から展開させようとしているということでもあります。

改定案の第2条には、教育の目標として国を愛する態度など20に及ぶ徳目を列挙して、その達成を義務づけようとしています。妥当な徳目もありますが、問題はそれを法律に書き込んで強制しようとすることでもあります。時々の政府の考え方によって、特定の内容の価値観が子どもたちに強制されるならば、子どもたちの柔らかな心が政府のつくる鋳型にはめ込まれてしまう。これでは、戦前の教育の復活であります。憲法第19条が保障した思想・良心・内心の自由を踏みこじめることは明らかであり、許されるものではありません。

日本共産党は、子どもたちが市民道徳を培うための教育を重視して、その具体的な内容を10の市民道徳として提唱してきました。その一つである愛国心については、他国を敵視したり他民族をべっ視するのではなく、真の愛国心と諸民族友好の精神を培うとしております。しかし、これらは人格の完成を目指す教育の自主的な営みを通じて培われるものであって、法律などによって義務づけたり強制することがあってはならないとしているわけでもあります。

2点目の問題点は、改正案は教育に対する政府の権力統制、支配を無制限に拡大しようとしております。現在の教育基本法第10条には、教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し、直接責任を持って行うとして、国家権力による教育内容への不当な支配を厳しく禁止しているわけでもあります。

さらに6条では、学校の教員は全体の奉仕者として国民全体に責任を負って教育の仕事に携わることを原則にしています。これらは、戦前の教育が国家権力の強い統制支配下に置かれ、画一的な教育が押しつけられ、やがて軍国主義一色に染め上げられていった歴史の教訓に立ってつくられたものであります。

ところが、改訂案は国民全体に責任を持ってを削除し、法律の定めるところにより行われるべきものと置きかえているわけでもあります。全体の奉仕者も削りました。そして、政府の教育振興基本計画というものを導入することによって教育内容を詳細に決め、それを実施させることができるようにしているわけでもあります。要するに、国が法律で命じるとおりの教育をやりなさい。政府が決めたとおりの計画を実行しなさいということをねらっているわけです。改定案は、政府による教育内容への無制限な介入、支配に道を開くものとなっており、まさに戦前の教育に逆戻りです。このような改悪を許すわけにはいきません。今、政府がやるべきことは、愛国心などの徳目を法律で規制したり競争とふり分けの教育を強行するのではなく、世界に誇る現在の教育基本法を生かした教育を実現することではないでしょうか。

そこで、2点質問いたします。既に、政府の改定案を先取りしている問題であり

ます。1点目は、愛国心通知表についてです。先の国会では、日本共産党の志井委員長の質問によって改定案を先取りした愛国心通知表が問題となりました。小学校6年生の社会科で、国を愛する心情が評価されていたのです。この愛国心評価の質問に対して小泉総理は、内心を評価するのはなかなか難しいと答弁。その答弁の影響を受けて、多くの学校で愛国心評価が廃止されました。質問ですが、山鹿市内におきましても愛国心通知表の実態がありますか。もしあったら、教育委員会としてどのように対応されたのかをお尋ねします。

2点目は、全国一斉学力テストについてであります。来年4月、全国一斉学力テストが実施されることになっております。文部科学省におかれた中央教育審議会は、教育基本法を改定して一番やりたいこととして、教育振興計画に全国一斉学力テストを盛り込んで制度化することを挙げています。競争主義の教育で効果を上げようというねらいであります。かつて1961年、昭和36年から4年間実施された全国一斉学力テストは、子どもたちと教師を競争に追い立て学校教育を荒廃化させ、国民的な批判を浴びて中止に追い込まれました。

私も1963年、昭和38年、牛深市内の中学校に新米教師として赴任し、全国一斉学力テストを経験しました。何もわからない私は、先輩教師の言うとおりでした。一週間は部活動の中止、そして放課後暗くなるまでテストの練習、答案用紙の書きかえ、成績の悪い生徒は欠席扱い、このようにして学校の平均点を上げた経験があります。私の教職生活37年間の最大の汚点として残っております。

しかし、程度の差はありましても、このような不正が真実を教えなければならない各学校ではびこったわけでありまして。特に連続日本一を狙う四国の愛媛県の腐敗した教育の実態が、後に毎日新聞で暴露されました。まさに、全国一斉学力テストが日本の教育を腐敗、荒廃化させた4年間でした。

そこでお尋ねします。このような一斉テストを全国で復活させるというのですが、山鹿市でも実施される予定ですか。もし、実施されるならば、実施要項についてご説明ください。2回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

[教育長 田中 宏君 登壇]

○教育長（田中 宏君）

2回目のご質問、教育基本法改正案、これは教育基本法を先取りしている問題について2点ご質問がありました。

1点目は、山鹿市における愛国心通知表の実態と教育委員会の対応はということですが、結論から申しまして山鹿市にはそういう通知表は、愛国心通知表と、そう

いう評価をするのではありません。ただ、このところで一つ私の方で気になりますのは「愛国心通知表」というふうな呼び方でございます。まず、問題になった評価項目の文言は次のようなものです。「我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を持つとともに、平和を願う世界の中の日本人としての自覚を持つとする」と、こういう項目の中で国を愛する心情の部分の評価が愛国心通知表として曲解され、指摘されたものだと思います。

なぜならば、このことで私も共産党の機関誌であります新聞赤旗の中に、これが紹介されておったわけですが、あるお母さんが「この評価が、うちの子がBだった」と。A、B、Cで小学校、今出しておりますがBだったと。なぜBなのと、国のために戦うと言えばよかったのかしらというのが載っております。もう一つは先生が、これは福岡の先生だと思いますけど、小学校6年の担任が国を愛する心情なんて評価できないし、あり得ないというふうなことが紹介されています。

私は、全くおかしいと思いました。なぜならば、この通知表の項目は現在の学習指導要領の6年生の目標の1番、「国家社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について興味、関心と理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする」となっております。

だからこれを、ただそういうとらえ方ではなくて、例えば評価の項目といたしますか、内容といたしますか、それに対する今私が申し上げたことに対して子どもたちの学習意欲はどうか、関心はどうか、態度はどうか、知識理解はどうかというような、いわゆるいろんな視点から総合的に見ての評価でございまして、単純にそれをこんなふうにとらえるというのは、おかしいと思います。

さっき話がありましたように、衆議院の教育基本法特別委員会で志井委員長が小泉首相にしておりますけど、これは小泉首相はやはり学習指導要領は読む暇なんか無いと思います、読んでおられないと。だから、私からするならば志井委員長の何というかペースにはめられたというか、そこに入ってしまって、その文言だけが一人歩きしたと。そして、多くの教育委員会がこれを慌てて引っ込めて変えたというけれど、私はそこも納得いきません。私はむしろ見方・考え方を徹底させていくべきであろうと。ただ単純に、これを愛国心通知表として、このことについて云々するということは、私は大変問題を持っております。

それから、2点目の全国学力テストへの市の教育委員会の対応はということでございます。このことにつきまして、正しい名前は学力テストじゃなくて平成19年度全国学力・学習状況調査といたしますが、山鹿市教育委員会も実施します。現在、確かな学力をはぐくむために各小中学校で取り組まれていることの成果や課題を検証する一つの方法として実施します。実施学年は小学校6年生と中学校3年生で、教

科は小学校が国語と算数、中学校が国語と数学です。調査実施日は、平成19年4月24日でございます。また、調査の結果については、各学校に返し学習指導等の反省に生かしていきたいと思っております。

山鹿市教育委員会としましては、学校の状況について過去の学校名を明らかにした結果の公表は行いません。予算については、すべて国の予算で実施されます。以上、答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○6番（原 徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

[6番 原 徹君 登壇]

○6番（原 徹君）

山鹿市での愛国心通知表というものはないということであります。この愛国心通知表について教育長から異論が出ましたけれども、日本共産党に対しまして。

これはですね、今、憲法9条を変えるという、そして、海外で戦争をできる国にしようという、そういう動きが非常に大きいわけです。そういう動きと一体となって、この愛国心の問題を取り上げたわけでありまして。この件についてはもっと詳しく討議したいんですが、とにかく愛国心という人の心の中、これは評価できないわけです、簡単には。だから、小泉総理も愛国心の評価するのは難しいと答弁したわけでありまして。

であるなら、そういうものを法に盛り込むこと、改訂教育基本法はそうなっているわけです。そういった徳目、心の中を評価する。そのものが成り立たないということを実証していると私は思うわけです。

学力テストの件は、山鹿市でも実施するとの答弁でありました。テストの目的は、見てみますと「子どもの学力を把握し、指導の改善に生かすため」非常に素晴らしいわけでありまして。しかし、これは表向きであります。

なぜ、それでは一斉にするのか。学力の実態をつかむと、把握するというのであれば一斉に全員しなくていいわけです。数十％を抽出して実施するならば把握可能です。全国一斉学力テストの復活は、当時の中山前文部科学省が「今までの教育に欠けていたものがあるとすれば競い合う心だ」と、こう述べています。そして全国学力テストをやって競い合う教育をと。2004年就任早々に打ち出し、競争で学力世界一の返り咲きを狙っていることが発端となっているわけでありまして。

また、同時に財界で組織します日本経団連の教育提言にも、次のように述べてあります。学校間はもとより教員間の競争原理を働かせれば、21世紀に必要とされる人材が可能となろう、もっと競争原理をと。こういうふうが大合唱しているわけがあります。全国一斉学力テストは、これらを忠実に実行しようというものであります。

既に、熊本県では県独自に平成5年から5回にわたって一斉テストを実施した経緯があります。表向きは、全国学力テストと同様に一人一人の子どもに焦点を当て指導の改善に活かすという、こういう美名な目的を掲げ、個人学習診断テストと、こういう名称で強行しました。結果は、多くの県民や保護者、教師の批判を浴び、教育現場を混乱させ、学校の多忙化をますます助長させて中止となったものであります。

全国学力テストのようなものを人事権等の権威を持つ、あるいは権力といってもいいかもしれませんが、その教育委員会が一斉に実施すれば、平均点を上げるために必ず学級間、学年間、学校間、地域間での競争が激化し、そして断片的な知識の学習や暗記型の詰め込み学習が繰り返され、創造性や学習の喜びが失われていきます。そして、最後には教育の退廃、荒廃化を招くことは既に2回の一斉テストで実証済みであります。

今、教育行政に求められている学力向上の対策は、30人学級の実現と教育予算の増額、そして教師に部活動や余計な雑務を減らして授業の準備がしっかりできる時間を確保してやる。つまり、教育基本法第10条を尊重して教師が教育に専念できる教育条件整備をしてやるのが大事だと、私は考えます。

愛知県犬山市の教育委員会は、早々に全国学力テストの不参加を表明しております。犬山市教育委員会の中嶋哲彦氏、名古屋大学教授であります。次のように言っておられます。犬山市は人格の完成を目指し、子ども同士が協力して学ぶ、学習を通して豊かな学力を獲得させようとしている。膨大な予算を使って、全国一斉に200万人以上の子どもに同じ問題でテストを受けさせることは異常なことだ、こう言っているわけであります。

教育長、犬山市のように不参加とすべきではありませんか。もう一度伺います。

3回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

[教育長 田中 宏君 登壇]

○教育長（田中 宏君）

原議員の3回目のご質問にお答えいたします。

昭和30年代後半からの学テ反対闘争等が、その時代において一斉学力テストですか、それが大きな課題をもたらしたことはご案内のとおりでございます。また、今述べられました個人学習診断テストにつきましても、議員は教職に就いておられるとき、教育的信念から反対闘争をされておられたことをよく存じております。私は、立場は違っておりましたけども、その信念には今もって敬意を表しているところでございます。

さて、現在の学習指導要領の基本的なねらいは「生きる力」の育成であります。生きる力とは、変化の激しいこれからの社会を生きていく子どもたちに生きる力を身につけさせたい。確かな学力、豊かな人間性、健康と体力の三つの要素からなる力であります。この生きる力、確かな学力を支えるものは、基礎・基本の力であります。また、基礎・基本の力がついているかを把握し、その結果を基に授業改善を図らなければなりません。来年度実施します全国学力・学習状況調査の目的は、全国的な義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から各地域における児童生徒の学力、学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることと各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係においてみずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることです。

また、調査の手法も学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査でもあります。さらに、学校に対しても学校における指導内容、指導方法に関する取り組みや、学校における人的、物的な教育条件の整備の状況及び児童生徒の体力、運動能力の全体的な状況等に関する調査を実施するものであります。以前の学力テストとは、調査事項も手法も大きく違います。

山鹿市教育委員会としましては、平成19年度全国学力・学習状況調査を前向きにとらえ、積極的に参加し、その結果を学習指導法の改善等に生かしていきたいと考えております。以上、答弁とします。

○議長（高野誠二君）

ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時30分から再開いたします。

午後0時06分 休憩

○

午後1時30分 開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

原議員、了解ですか。

○6番（原 徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

[6番 原 徹君 登壇]

○6番（原 徹君）

2問目に入る前に、ちょっと学力問題に触れさせてください。質問ではございません。紹介をいたします。フィンランドは学力世界一の国であります。フィンランドの科学アカデミー会員でもあります中嶋博早稲田大学名誉教授は、フィンランドと日本との教育の違いを次のように指摘しております。

まず1点目は、教育条件が違う。フィンランドは1学級24名です。一人一人のつまずきを見ることができる。日本は40名であります。目がなかなか届きません。

2点目が教師の地位が違うということであります。専門家として尊重され、責任を持って自由に授業ができる。教科書も学校で自由に選ばれます。日本では多くが制限され、授業の魅力が失われています。そして、管理と雑務に追われて教材研究の時間も十分にありません。

3点目は、高い専門性を持った特別支援教師を養成している。そして、学校の要請を受けて地方教育委員会が派遣、学習の遅れた子どものサポートに充てているということです。

4点目が、学習では競争より共同を重視し、連帯を育てる教育を目指す、競争を強いるテストを廃止し、テストは遅れた子を引き上げるものに限って実施する、こういうことであります。

ここで注目したいのは、フィンランドの教育が日本の教育基本法を研究し、参考にして取り組むようになったということであります。日本の教育基本法がいかに優れているかを証明しているのではないのでしょうか。

2問目に入ります。山鹿市の少子化対策についてであります。1市4町が合併する際の大きな一つの理由に少子高齢化対策が挙がっていました。今、日本各地では少子化と人口減少が切実な問題になっています。世界226カ国の中で人口が減少している国は24カ国だそうであります。日本の出生率低下が、政府の予想を超えて進行している根本には非正規雇用の増大、長時間労働、低い育児休暇取得率など、働きながら子育てをすることが以前にもまして困難になっている状況があるということです。

8月21日、厚生労働省がまとめた人口動態統計で出生率が6年ぶりに5カ月連続プラスになったと発表しました。この理由について、同省は30歳以上の女性初婚率の向上と雇用状況の安定傾向を挙げていました。そこで質問いたします。山鹿市の

出生率は、近年どのように推移していますでしょうか。また、山鹿市の今後の主な少子化対策はどのようになっているか、ご説明ください。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

[市民福祉部長 森 和芳君 登壇]

○市民福祉部長（森 和芳君）

原議員の一般質問、2問目の山鹿市の出生率の推移と今後の少子化対策についてお答えいたします。ご質問は出生率ですけれども、出生数でお答えさせていただきます。全国的に少子高齢化が進んでいますが、山鹿市においても同様に年間出生数は、約25年前の昭和55年では799人であったものが平成15年は437人、平成17年は426人と大きく減少しております。また、子どものうちゼロ歳から14歳の人口も約39%減少しており、6歳未満の子どものいる世帯は10世帯に1世帯となっております。

次に、少子化対策についてでございますが、少子化は社会におけるさまざまな生活様式や個々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するには長期的な展望に立った努力が必要であります。市としまして、先に策定しました次世代育成支援行動計画をもとに取り組んでいるところでございます。少子化に対処するための施策は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識のもとに男女共同参画社会の形成と相まって、安心して産み育てることができる環境の整備、また雇用環境の整備も必要と思われまます。

また、子どもを養育する者の多様な需要に対応した保育サービスの提供、情報の提供及び相談の実施等、子育て支援策を図り、あわせて支援する地域社会の形成も必要でございます。妊産婦及び乳幼児に対する健診、保健指導等の母子保健サービスの提供、医療体制の充実、住みやすい地域環境の整備など、関係各課連携のもとに総合的に少子化対策を推進していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○6番（原 徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

[6番 原 徹君 登壇]

○6番（原 徹君）

今、ご答弁から合併しても少子化に歯止めがかかっていない、こういう状況が出生数で報告されました。ただ、少子化対策を推進していくためにも全国平均や自治体との対比をする場合がございます。ぜひ出生率でも表せるようにしておいてほしいと思います。

今後の少子化対策について、担当課として大変努力されておられるようですが、何といたっても必要なことは少子化対策のために必要な財源を確保することが大事だと考えます。先般テレビで少子化問題についての世論調査の結果が報道されていました。その中で、少子化の要因の第1位に挙げたのが経済的な理由で69.99%、約7割でした。子育てに必要な安定した就労と賃金、そして費用が少なく安心して子育てができる環境づくりが大きな課題であります。山鹿市として、どのような環境をつくっていくのかを考えなければなりません。

そこで、以前から取り上げてきました就学前乳幼児の医療費完全無料化、窓口払いなしについて質問いたします。7月6日、文教厚生常任委員会は、市内の保育園、幼稚園の保護者会長、副会長との意見交換会を開きました。会場いっぱいの40数名の若い役員さんが出席されました。その中で、市への要望で最初に出されたのが、この乳幼児医療費の窓口払いの件でした。この要求が非常に強いわけであります。昨年9月の定例市議会では1000名を超える賛同署名を添えた窓口払いなしの陳情を全会一致で採択いたしました。また、文教厚生常任委員会におきましては、子育て支援課から「来年4月からの実施を目標に取り組む」との答弁もあっております。その後の進捗状況をご説明ください。

次に、高校・大学への入学準備貸付制度というものについて質問いたします。少子化対策といえば、どうしても乳児、幼児、小学校低学年ぐらいまでを対象に考えがちであります。しかし、子育ては高校や大学まで続き、日本では教育費に膨大な費用がかかるのも少子化の大きな要因となっていると思います。今、日本の労働者はリストラや合理化のために正社員からパート、派遣などの非正規雇用の置きかえで年収300万円以下の世帯が急増して生活苦と生活格差が進行しています。そのために高校や大学の入学に際して入学金等の費用が準備できないという深刻な状況にあり、進学を断念しなければならない事象も生まれております。このような人たちのために、また日本国憲法にうたわれております教育の機会均等を保障する立場から行政の支援が強く求められているわけであります。

埼玉県三郷市では、入学の際の費用調達困難な人に入学準備金を無利子で貸し付けています。高校25万円以内、大学が40万円以内です。資金調達困難で入学断念といった状況を打開するための教育政策、子育て政策であります。

質問します。山鹿市でも、このような制度があるのでしょうか。もし、なければ

採用してほしいと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

2回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

[市民福祉部長 森 和芳君 登壇]

○市民福祉部長（森 和芳君）

2回目の質問にお答えします。乳幼児医療費の完全無料化、窓口無料化につきましては、今年1月に国が6歳児までの医療費を完全無料化する方向で検討に入り、平成19年度からの導入を目指すと新聞報道がありましたが、現在までのところ来年度からの導入につきましては決定されていない状況でございます。

山鹿市としましては、国が制度化するまでは現在の償還払い方式で実施したいと考えておりますが、国において早急に制度化されるよう全国市長会等を通じまして強く働きかけているところでございます。

山鹿市におきましては、子育て支援センターを各地区に各々1カ所設け計5カ所を設置し、病後児保育室、つどいの広場等も設置しております。また、保育園の保育料を他市に比べまして低く抑えるなど、他市と比べても遜色のないさまざまな子育て支援策を実施しているところでございますが、乳幼児医療費の助成制度につきましては乳幼児の病気の早期治療を促進し、健康の保持、健全な育成及び子育て支援を図るという重要な施策の一つでありますので、財源的にも制度の持続性を確保できることを前提に、今後、申請方法の簡略化を図る方向で検討してまいりたいと思います。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

[教育部長 八木田達博君 登壇]

○教育部長（八木田達博君）

先ほど埼玉県三郷市の例を挙げられました入学準備金貸付制度について、本市の考え方はどうかというご質問にお答え申し上げます。本市には、ご承知のように山鹿市奨学金貸付制度がございます。これは、高校・大学などに進学する学生が経済的な理由で支援を受けるものでございますが、三郷市の場合は入学時の入学準備金貸付金制度として、先ほどおっしゃいましたように高校等が25万円以内、高専、それから大学等が40万円以内を入学時に1回だけ貸し付けるという制度でございます。

本市の場合は、その学校の就学年数、いわゆる在学期間を対象として、高校等で国公立は月額1万5000円、私立は2万円、それから大学は月額3万円を貸与しております。教育委員会では、保護者等からの奨学金以外、これ以外の就学資金のご相

談につきましては、実は山鹿市社会福祉協議会で取り扱っております制度をご紹介します。この奨学資金は就学費と就学支度費がございます。就学費は、市の奨学金と同じように月額、高校3万5000円、高専、短大6万円、それから大学が6万5000円以内となっております。また、就学支度費、これは先ほどおっしゃいました三郷市と同じことで、入学に際し必要な経費として50万円以内を貸し付ける制度となっているようでございます。

これらを総合的に勘案しますと、三郷市よりもむしろ山鹿市の方がきめ細かいというふうに考えているところでございます。以上、ご答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○6番（原 徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

[6番 原 徹君 登壇]

○6番（原 徹君）

山鹿市には、埼玉県の三郷市の制度よりも、より優れた就学支度制度というのがご紹介いただきました。私はてっきり山鹿市にはないと思って、質問したんですが大変失礼しました。もっと、このほかにもいろんな制度があるようでございますので、しっかり勉強させていただきます。なお、このような貸付制度が山鹿市にあるということを多くの市民が知らないのではないかと。あるいは、知らされていないのではないかと思いますので、広報の方をよろしく願いいたします。

次に、就学前乳幼児医療費完全無料化についてご答弁がありましたけれども、これは最後に市長にお伺いします。市民福祉部長から重要な施策だが、国が制度化するまでは、言うなら現物給付、窓口払いなしは実施しない、こういう極めて消極的な答弁でありました。このような姿勢では、国が取り組まなければ永久に市民の願いに答えてやれない、こういうことあります。中嶋市長、市長は平成17年度市政運営の基本方針を五つ挙げておられます。その第1位に、あすを担う人づくりとして妊婦や子育て中の親子が安心して産み育てることができるまちづくりのため、あったか子育て応援事業等を中心とした環境づくりを優先課題として進めます。このように述べておられます。

であるならば、この制度を実現すべきではないでしょうか。既に県下14市の中で、菊池、人吉、水俣、天草、上天草、宇土、合志の7市でもう実現しているわけがあります。県下の半分は実現しているわけです。中でも、日本一の福祉づくりを目指

しております合志市は、対象者を小学校3年生まで引き上げました。そして、将来は小学校6年生、そして中学3年生まで、こういう方針を持っているわけでありませぬ。日本一の人づくりを掲げる中嶋市長のもとで実現できないはずがありません。市民の強い願いに答えてやるべきではありませんか。市長の決意をお伺いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋憲正君 登壇]

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の就学前乳幼児医療費の完全無料化の展望についてのご質問にお答えいたします。乳幼児医療費の助成制度につきましては、市民福祉部長が答弁いたしましたとおり、国が制度化するまでは現在の償還払い方式で実施したいと考えておりますが、国において早急に制度化されるよう全国市長会等を通じ強く働きかけているところでございます。どうか、ご理解をいただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○6番（原 徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

[6番 原 徹君 登壇]

○6番（原 徹君）

何か、いつも市長の答弁というのは、こういった広報やまがに出ている方針と答弁が食い違うわけですね。いいことを、とても言っているんですよ市長は。日本一の人づくりとかね。そして、答弁は国がするまで待つておくと。国がするんだったら、私はこれ問題にしませんよ。それまで待つておいたら。あすを担う人づくりとして、こういう方針を出したならば、きちんと実現するのが本当じゃないでしょうか。

先ほども申しましたように、山鹿市議会でちゃんとこの陳情を採択しているわけですから、議会の総意を大切に尊重してほしいと思います。

最後に山鹿市の「非核・平和都市宣言」決議について質問します。昨年12月定例議会に、熊本県原水爆禁止協議会から山鹿市非核・平和都市宣言の決議を求める陳情書が提出されました。陳情の趣旨を要約しますと、1945年8月、広島、長崎に原爆が投下され、60年が経過した。この原爆投下で20万人の生命が奪われ、今なお20

万人にも上る被爆者が放射能によって苦しめられている。この間、被爆者と日本国民は人類と核兵器は共存できないと訴え続けてきた。その訴えは世界の声となって核戦争を阻止し、核兵器廃絶の地球的な流れへと発展している。しかしながら、今なお地球上には3万発の核兵器が配置され、人類の生存を脅かし続けている。今こそ核兵器廃絶条約を求める世論を発展させることが急務であるとしています。そして、そのためには国際政治を動かす上で、国内外の世論を草の根から強めることが決定的に重要だと訴えているわけであります。

ところが、先の6月定例議会では、この陳情を不採択としました。しかし、それは陳情の趣旨に反対だからではありません。総務企画常任委員会の自治体宣言であるならば、陳情を受けて宣言するのではなく山鹿市として自主的に意志表示するのが妥当との結論を尊重したからであります。

であるならば、市長は6月定例議会の意思を尊重して山鹿市非核・平和都市宣言の決議案を早急に提案すべきだと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋憲正君 登壇]

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の非核・平和都市宣言の決議についてのお尋ねにお答えいたします。

ご案内のとおり、都市宣言としての外部への意思表示は通常議会の決議を経て行われ、当該自治体の公益に関する事件が対象になるものと解されております。自治体が宣言を行う場合には、その自治体特有の事情が存在する場合、市制施行何周年記念とかの一定の節目に当たる場合、交通安全や暴力追放など誓いや決意の意味を込めて宣言を行う場合といったように、その自治体にとって何らかの契機あるいは動機の存在が、宣言へとつながる事例が多いようでございます。例えば、旧山鹿市においても昭和59年に健康都市宣言を、平成6年に福祉都市宣言を行っておりますが、これらはそれぞれ市制施行30周年、40周年の節目がきっかけとなり宣言が行われております。

ご質問の非核・平和都市宣言を行っている自治体は少なからず見受けられますが、日本国憲法の前文にもうたわれておりますように平和というテーマは本来、宣言の有無にかかわらず国民一人一人がその自覚と責任において追求すべき国民的課題ではないかとも思われます。確かに平和に向けた国内外の世論を喚起していく上で、それぞれの自治体が非核・平和都市宣言を行うことは意義あるものと考えますが、合併後、初の都市宣言となるわけでございますから、宣言を行うに当たって何らか

の契機や動機づけは存在するのか、宣言のタイミングはいつの時点が適当なのか、山鹿市独自の宣言や、より市民生活に根ざした宣言はほかに存在しないのかなど、行政として配慮すべき課題に、まずは取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○6番（原 徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

[6番 原 徹君 登壇]

○6番（原 徹君）

最後に1件お願いをしておきたいと思います。今の市長の答弁は前向きな答弁かどうか判断に苦しみますけれども、新聞では9月8日、本日ですが、中央アジアの5カ国、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、この中央アジア5カ国が域内での核兵器の生産、取得、保有などを禁ずるという中央アジア非核地帯条約の調印式が開かれると報じています。これで、あの有名なシルクロードが核兵器から守られます。これまでに南極、カリブ海と中南米、太平洋とオーストラリア、東南アジア地域、アフリカ地域の5地域が非核地帯となっており、中央アジアは6番目の非核地帯となるそうです。合計で世界の100カ国が非核地帯に入るといふことだそうであります。

このように、日本の各自治体での非核・平和都市宣言が世界に広がっています。平和を愛する山鹿市民を初め、すべての世界人類の平和、安全、生命を守るために、山鹿市議会も貢献しなければなりません。

本宣言は何かの契機、きっかけというものは全く必要ありません。いつでも、いいわけであります。早い方がいいわけです。できましたら12月議会にご提案いただきますことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により藤原 豊議員の発言を許します。藤原議員。

[3番 藤原 豊君 登壇]

○3番（藤原 豊君）

こんにちは。議席番号3番、藤原 豊です。

発言通告に従いまして、2問一般質問をさせていただきます。まず1問目は、県

立高等学校再編整備基本計画と山鹿市における高校の展望について。県教委は7月の定例会で県立高等学校再編整備基本計画の素案を示されました。2007年度から前期、中期以降の取り組みとありますが、9年間で21校を対象に統廃合を行い、総合選択制または総合学科を導入する。それから全日制の普通科のみですが、平成21年度入学者選抜から通学区域を見直し、現行の8学区から3学区に、今までの菊鹿学区と荒玉学区と阿蘇学区で県北学区となり、学区外枠も6.5%から20%にそれぞれ拡大する。また、前期に宇土高校、八代高校、中期以降として玉名高校に併設型中高一貫教育を導入するなどを柱とした計画素案を公表されました。その後、中学校・高校関係者や保護者、地域への理解を求めるため、各地で説明会がありました。

それに関し、統廃合でなくなる学校は高校の存続を求める会を発足したりとか、存続に向けた活動を求める要望書や請願書を提出したと熊日紙上で、よく報道されております。県北学区では、阿蘇及び阿蘇清峰高校、荒尾及び南関高校が対象になっております。鹿本・菊池地域の説明会も7月26日、2回目が8月11日に開催され、市長、教育長もご出席でした。

菊鹿学区は現状維持でありましたが、私は熊本県の中高一貫教育導入は遅すぎたと思います。今まで多くの子どもたちが、地元の中学校を卒業しても熊本市内とか玉名市内へ入学したと思います。併設型の中高一貫教育校でなく、小中高の地域に密着した連携型教育校を今からつくっていかねばならないと思います。そういう思いで、現在も県の進学支援事業による拠点校でもある鹿本高校に、ぜひ導入してもらいたいという思いです。

また、再編整備基本計画素案の中に「特色ある学校づくりについて」ということで、全国的には普通科の構成比が高い傾向にあるが、ニートなどの問題が指摘される中、目的意識を明確にしやすい専門学科が近年見直されております。

私たちの山鹿市には三つの県立高校、鹿本高校、鹿本商工、鹿本農高と、一つの私立高校、城北高校があります。鹿本高校は創立110年目で、名実とも県北の拠点としての誇りと輝かしい歴史と伝統を持つ学校です。普通科の中に体育コースもあり文武両道を目指されており、また、全国に先駆けて総合的な学習の時間の取り組みをされ、研究、実践されております。

鹿本商工は、商業科、情報管理科、機械科、電気科、電子機械科があり、それぞれにいろいろな資格・検定が取得でき、就職に役立つ内容で各種目1級取得もできます。また、地元企業へのインターンシップや販売実習などもでき、鹿本町商店街への出店もあり、地域の人たちとの交流もできております。鹿本農高は施設園芸科、食品工業科、バイオエ学科、生活化学科のクラスがあり、2年時からコースの選択もでき、バイオマス利活用推進協議会での取り組みや、鹿本幼稚園との交流、

4Hクラブとの交流など、その活躍ぶりは熊日新聞やJA鹿本の広報紙、農業新聞などでよく知られております。

城北高校は、普通科の中にアクティブ総合コースとスポーツ科学コース、また商業科、社会福祉科、生活総合学科の中に服飾デザインコース、調理師養成コースがあり、高校卒業と同時に調理師免許が取得できたり、JRC活動やボランティア活動が学校全体で取り組まれ、部活動の全国大会出場も多く、また部員によるプラザファイブ周辺の清掃とか空き缶拾いなど、本当に学ぶことの多い学校づくりがなされていると思います。

それぞれの学校で特色ある学校運営をされ、その人材輩出に頑張っておられます。そして、それは同時に山鹿市を発展、継承していくことと言えます。ただ、残念なことは、すばらしい子どもたちが育っても地元での就職が少なく、県外へ流出してしまうことです。企業誘致は今回は質問いたしませんけど、このような山鹿市における高校の現状の中で、お尋ねいたします。鹿本高校に併設型中高一貫教育についての導入は考えておられないのか。また、この計画を知ってから今までの経緯も踏まえてお尋ねいたします。

続いて2問目の質問に移ります。山鹿灯籠まつりの活性化と郷土芸能伝承について質問いたします。先ほどの特色ある学校づくりとあまり変わりませんが、よろしくご答弁お願いいたします。まず、先月の15、16日に開催されました灯籠まつり、今年も多数の観光客が来られ、山鹿の魅力をPRでき、観覧された方々も満足されてすばらしい祭りができたと思います。早くから計画・準備された実行委員の皆様方、またボランティアの方々、職員の方々、そして参加された市民の皆様方、本当にお疲れさまでございました。

山鹿灯籠まつりが終わってから高校生と話す機会がありましたので、数人の子どもたちに「山鹿灯籠には行ったね」とか聞いてみましたら、「15日の花火には行ったけど、16日の灯籠まつりには行かんだった」とか「16日に行ったけど灯籠踊りは見らんだった」とか「行かなかった」など地域性もありますが、そういった返答が多かったです。

伝統ある無形民俗文化財、山鹿灯籠まつりを後世に残していくためにも、今の高校生たちに踊ってもらいたい。灯籠を通して地域に根ざした明るい高校生として成長してもらいたいという思いでいっぱいです。鹿本農高には郷土芸能伝承部があり、部員20数名で先輩から後輩の指導を中心に日々練習に励まれ、年間で20回以上のイベント依頼があり、それに出演し、山鹿灯籠のPRを担っていると聞いております。そのように高校生の持つ魅力、パワーを、他の3校でもできないものかと考えます。

そこで1回目の質問をいたします。山鹿灯籠まつりに他の3校の女子生徒が参加

できるような指導、郷土芸能を残していくためという形でできないか。また、男子生徒は灯籠の制作を経験させるようにできないか。また、菊鹿の夏祭りのときは、3年女子が菊鹿音頭と、今年から山鹿灯籠踊りをしましたが、ほかの中学校では運動会とか祭りとか体育の授業の中で取り組まれているのかお尋ねいたします。

それから1市4町合併いたしましたして、去年は127名の旧4町からの踊り手の参加がありましたが、今年はどうだったのか。少女灯籠踊りで旧4町からも参加を求めてありましたか、どうでしたか。以上、1回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。田中教育長。

[教育長 田中 宏君 登壇]

○教育長（田中 宏君）

藤原 豊議員のご質問にお答えいたします。県立高校再編整備の素案が7月4日の県教育委員会の定例会で公表され、7月中旬から県下各地で地域説明会が行われております。その中では、高校の統廃合に関してや中高一貫校という新しいタイプの学校づくりなどが示され、賛否両論さまざまな意見が出され、統廃合の反対運動も各地で起きているのはご案内のとおりでございます。

まず、私どもとしまして、この計画を知ってからの経緯についてでございますが、県の再編整備基本計画の中に八代高校、宇土高校、玉名高校に併設型中高一貫校の計画があることを初めて知ったのは7月初旬の新聞紙上でございました。その後、これまでに県下の各学区ごとに2回の地域説明会が行われております。この菊池鹿本地区では、第1回が7月26日に菊池地域振興局にて開催されたところでございますが、この説明会に先立ちまして鹿本高校同窓会長等が市長及び教育委員会と事前に問題点等を協議し、説明会にともに出席したところでございます。

また、この後、第2回目が8月11日に予定されたことに伴い、8月9日には山鹿市の出席予定者の市関係、議会、市教委、鹿本高校長、鹿本高校同窓会役員、各中学校長及びPTA会長が事前に協議を行ったところでございます。この中で、熊本市、玉名市にさらに進学を重視した生徒が流れるのではないかということ、また、もっと小中高の連携を図るべきであるというような意見、鹿本高校もさらに特色を出し、魅力ある学校づくりをすべきである、拠点校である鹿本高校にも併設型中高一貫校を導入すべきである等々の意見が出されました。これらの意見を踏まえまして、第2回の説明会で県教育委員会に対しまして意見・要望をいたしました。

なお、これらの説明会ではまだ不十分であるということで県教育委員会に要望しまして、今月12日、来週の火曜日でございますけれども、午後7時から特に中高一貫教育関係について山鹿市のみの説明会を開催していただくことになっております。

具体的には、中高一貫教育校が3校に内定というか、決定するまでの経緯について、さらに中高一貫教育の方のイメージ、どういう教育課程を含むのか、第3点は鹿本高校に設置するとした場合の条件等について県教育委員会に説明をお願いしているところでございます。

今後は、この説明会の内容を踏まえて支援策、要望等を行うことになると考えております。1点目の答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

[教育部長 八木田達博君 登壇]

○教育部長（八木田達博君）

2点目の市内中学校での灯籠踊りの取り組みにつきまして、ご答弁を申し上げたいと思います。まず、菊鹿夏祭りでの中学生の灯籠踊りでございますが、これは夏祭りを主催していらっしゃいます菊鹿さきもり隊が合併を機に計画されたものでございます。菊鹿中学生にも、新山鹿市の郷土芸能として有名な山鹿灯籠踊りを新市合併したということで、ぜひ習得してもらいたいという思いから千人灯籠の踊り手として参加されました方のうち3名の方が指導され、その成果を夏祭りでご披露されたというふうにお聞きしているところでございます。

なお、ほかの中学校でございますけれども、山鹿中学校におきましては総合学習の時間で週1回、郷土芸能を学ぶことを目的に授業がなされておるところでございます。その発表の場といたしましては、学校での研究大会の折アトラクションとして発表し、また毎年実施しております校内での文芸発表の折に、保護者も一緒に参加を呼びかけて発表の場が設けられておるところでございます。

そのほかの4校では現在取り組みはなされておりませんが、8月の灯籠まつりの折には地域の踊り手として、たくさんの参加をいたしておるところでございます。また、そのほかに子ども会を中心にして少女灯籠踊り、あるいは子どもみこしなど、多くの児童も参加をいたしておるところでございます。子どもたちが郷土の伝統、文化や芸能に触れ、そして祭りに参加できるということは大変素晴らしいことであるというふうを考えております。以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

藏原経済部長。

[経済部長 藏原栄一君 登壇]

○経済部長（藏原栄一君）

一般質問の2点目、山鹿灯籠まつりの活性化と郷土芸能伝承についてお答えいたします。高校生、中学生の灯籠まつりにおける踊りの参加につきましては、議員が

言われますように郷土芸能の伝承、体験という意味におきましても、実行委員会としてお願いしているところでございます。

しかしながら、夜遅くなる関係上、参加申し込みにつきましては、保護者と学校の承諾を条件としております。学校単位での参加ではなく、個人としての参加方式でお願いをいたしております。次に、合併をして旧4町からの踊り手の参加につきましては、合併前の一昨年から取り組んでおりまして、一昨年は13名、昨年は127名、今年が112名でございました。そのほか、この数字には表れませんが、山鹿地区の町内の友達と一緒に参加しておられる方もいらっしゃるようでございます。

少女灯籠踊りにつきましては、今年から4町すべての小学校に呼びかけをいたしましたところ、16名の方の参加がございました。そのほか、祭りでは踊りのみならず各種団体主管によります多くの催しがございますが、その所属団体で4町の方々も祭りに参加いただいております。今年では、4町の商工会が合併してできました山鹿市商工会の皆様が、山鹿商工会議所が主管いたしますたいまつ行列に参加していただいたところでございます。

次に、灯籠制作を学生に体験させることができないかということでございますが、毎年、講師に灯籠師を招いて灯籠制作教室を開講しており、例年10人程度の方が参加されております。この教室には年齢制限等を設けておりませんので、過去に学生が親子で参加された事例もございました。このような郷土芸能とか伝統工芸につきましては、私たちの先人が残してくれた大切な宝でございます。私たちが確かな形で保存し、そして、また継承していかなくてはならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

藤原議員、了解ですか。

○3番（藤原 豊君）

議長。

○議長（高野誠二君）

藤原議員。

[3番 藤原 豊君 登壇]

○3番（藤原 豊君）

山鹿市のみ説明会をしてもらい、これまでの経緯、それから鹿本高校に設置する条件等について、支援・要望を行うことになるということですが。今、県北学区内で普通科を有しているクラスの数、荒玉地区が荒尾・玉名高校で13クラス、阿蘇地区が阿蘇・小国・高森・蘇陽高校で10クラス、菊鹿地区が鹿本・菊池・大津高校で19クラスであり、菊鹿地区が普通科も一番多く、その必要性もあるし、地理的

にも考えられます。

もし、県北地区で玉名高校だけに併設型中高一貫教育が導入されれば、今以上に玉名高校へ流れていきはしないかなど心配いたします。もちろん、子どもたちが自分で行きたい学校へ進学させることができれば、それが一番いいんですが、私たち保護者としては学費の安い地元の公立高校へと、一般的には思います。

そこで例年、山鹿市立の卒業生が熊本市や玉名市の高校に何名ぐらい入学しているのか。反対に、山鹿市内の高校へ来られているのが何人ぐらいかお尋ねいたします。また、将来全県1区化になると思うが、今以上に熊本市内への一極集中化が予想されるのか。それと、中高一貫教育導入に伴う県立中学校の設置は、近隣の今の市立中学校にどのような影響を及ぼすと思われるのか、お尋ねいたします。

次に、山鹿灯籠まつりの活性化ですが、菊鹿中と山鹿中以外では現在取り組みがあっていないということですが、それぞれに今までの地域の踊りとかあったのかと思います。山鹿と言えば山鹿灯籠。この山鹿の文化を、体験を通して学ばせる活動が大切かと思います。灯籠踊りや灯籠制作を体験させる中で文化や技術が受け継がれ、社会人になってから「また踊ってみよう」とか「お土産に灯籠を買って行こう」とか、自分のふるさとを愛する心につながると思います。

どうか、ほかの4中学校にも、灯籠踊りを正しく後世に伝えるためにも踊る機会をつくっていただきたいと思います。総合学習の時間なり郷土芸能を習得するため、学校側と教育委員会と検討され、取り組んでいくための指導ができないかお尋ねいたします。

それから、灯籠まつりの活性化ということで、たくさんの市民の人たちが15、16日の祭りに参加する側でも見る側でもよいのですが、市民のためのイベントとか何か企画できないか。例えばの話ですけど、大きなコンサートをカルチャーとかグラウンドでやるとか、いろんなことも含めて今後、将来の山鹿灯籠まつりがどうあってほしいか、発展させていきたいかを質問いたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

[教育長 田中 宏君 登壇]

○教育長（田中 宏君）

藤原議員の2回目の質問にお答えいたします。毎年何名ぐらいの中学校卒業生が熊本市や玉名市の高校に入学しているか、また、逆に何名ぐらいが山鹿市内の高校に入学しているかということでございますが、ここでは中高一貫教育校が導入されることにより影響が予想されます玉名高校と熊本市内の普通高校分で算出してみま

した。平成18年3月の中学校卒業生の進路状況を見ますと、熊本市内の普通高校には16名、玉名高校には17名が入学しております。例年、大体20名前後で推移しているようでございます。逆に、鹿本高校には熊本市から1名、玉名市からの入学者はいない状況でございます。

次に、将来全県1区になると熊本市内に一極集中化が予想されるかということでございますが、通学区域において今回の素案では、その制限が6.5%から20%に拡大することになっております。通学区域が拡大されることにより、今までより熊本市内に集中する、その傾向は否めないと思っておりますが、当該高校の定員や学力などを考慮すれば、一時的なものとして徐々に安定していくのではなかろうかと考えております。しかし、それ以上に問題なのは熊本市内から市外の高校へ通学しなければならない生徒のことかと思っております。

次に、中高一貫教育に伴う県立中学校の設置が公立中学校にどのような影響を及ぼすかということでございますが、この県立中学校には校区がなく競争の論理を重視し、選抜で入学者を決める予定ですから、結局は高い学力を持つ児童生徒の進学強化策になり、部分的には学力向上は見られるかと思っております。一方で、義務教育における均質性や機会の平等性が失われることになり、また、場合によっては中学校の学級編制等にも影響を及ぼすことが考えられます。

以上、2回目の答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

藏原経済部長。

[経済部長 藏原栄一君 登壇]

○経済部長（藏原栄一君）

山鹿灯籠まつりの活性化と郷土芸能伝承についての2回目の質問にお答えいたします。

まず、菊鹿中学校、山鹿中学校以外の4中学校にも灯籠踊りなどの体験の取り組みができないかということでございますが、ぜひとも当市の将来を担う青少年に灯籠踊りもさることながら、当市の郷土芸能や伝統芸能にふれる機会を多く持っていていただけるように教育委員会と協議を進めてまいりたいと思っております。

次に、灯籠まつりの今後についてでございますが、山鹿灯籠まつりはいわゆるイベントではなく当市の歴史ある伝統行事でございます。灯籠まつり開催には、市民約3000の方が何らかの形でかかわって初めて開催できております。それは、踊りやたいまつ行列に参加される方、裏方として炎天下に駐車場の整理をしていただく方、夜中に道路等の清掃をしていただく方等々、数え上げれば切りがありません。地域の伝統的な祭りや文化芸能は、その時代の人々が先人から受け継いだものに、

その時代に生きる者が新しい息吹を吹き込んで後世に残すことが責務だと考えます。そういう意味において、今後灯籠まつりは先人たちの郷土、山鹿を愛する心意気に負けないように6万市民が協働し、発展させていかなければならないと思っております。

以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

藤原議員、了解ですか。

○3番（藤原 豊君）

議長。

○議長（高野誠二君）

藤原議員。

[3番 藤原 豊君 登壇]

○3番（藤原 豊君）

ご答弁ありがとうございました。山鹿で育った子どもたちは、山鹿の高校を卒業して、できるだけ地元に残って人口が減らないように、そして未来の山鹿市を担う子どもたちです。地域におけるさまざまな人との触れ合いや、いろいろな活動を通して学んでいくことがたくさんあると思っています。それが自分のふるさとを大切に作る心につながると思います。

先ほど永田議員が言われたことと同じになりますが、行政としても今まで以上に もっと山鹿市内にある4校の高校と携わっていき、指導をしていくという思いでございます。そして、小中高と地域に密着した基盤をつくっていくのも、地域の子もたちは地域みんなで育てるの一つだと考えます。先ほど市内にある四つの高校の特徴、特色は、自分の感じたことで申しましたが、ほかにどのようなものがあるか。また、それぞれ四校に期待するものは何でしょうか。お尋ねいたします。

それと、灯籠まつりの今後についてですが、旧4町の人々、また子どもたちに、私たちの伝統ある誇れる祭りであるということを感じてほしいと思い、教育関係を中心にぜひ進めてほしいと願います。灯籠まつりは本当に大変で大きな伝統行事です。山鹿と言えば、「ああ、灯籠で有名な」と、全国で誰でも知られる祭りになるよう、みんなで努力していかなければ。また、改めて自分もその責務を感じました。以上で質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

[教育長 田中 宏君 登壇]

○教育長（田中 宏君）

藤原議員の3回目の質問にお答えいたします。山鹿市内にある四つの高校の特徴、特色についてということでございますが、議員が述べられましたとおり四つの高校の特徴、特色、いずれも同じ思いでございます。

昨日も、熊日新聞で鹿本農高が全国農業クラブ発表会で全6部門中3部門において九州代表として発表することになったという報道に接しまして、大変嬉しく思ったところでございます。各学校とも、それぞれの学校の特色ある教科カリキュラムにより学力の充実、資格取得、地域の人々との交流、ボランティア活動などが積極的に行われ、地域の方々はもちろんのこと、全国的にも高い評価をされているものと認識しているところでございます。

また、今後もそれぞれの高校の特色をさらに高め、より多くの中学生たちが夢と希望を持って自らが行きたい高校として、市内四つの高校のいずれかに進学し、自己実現を目指してくれることを期待しているところでございます。なお、市内高校との連携の問題でございますが、永田議員への市長答弁にもありましたように、保育園、幼稚園等での職場体験や食育、中途退学対策、人権教育や青少年の健全育成等において連携が図られております。また、スポーツや文化活動などを通して、高校の方より小中学生の指導とかいう形でかかわっていきたいというような申し出もあっております。今、そういう申し出を具現化するために、小学校、中学校、高等学校の校長たちでまずは話し合いをしようという、そういう動きも出てきているところでございます。

今後、なお一層、高校との連携を図りながら取り組みを確かなものにしていきたいと思っております。以上、3回目の答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

以上で、藤原議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了いたしました。

○

散 会

○議長（高野誠二君）

本日は、これにて散会いたします。

午後2時31分 散会

~~~~~

9月11日(月曜日)

平成18年（第5回）山鹿市議会 9月定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

平成18年9月11日（月曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

第2 委員会付託

○

発言通告

1. 森 芳顕

一般質問

- (1) 地域住宅計画（住宅マスタープラン）について
- (2) 今後の山鹿市としての住宅行政の方向性をどう考えておられるか

2. 川野 功

一般質問

- (1) 本市の企業誘致政策について
- (2) まちづくり三法について
- (3) 教育関係について
 - ①学校の安全管理について
 - ②ブロック制について

3. 北原昭三

一般質問

- (1) 少子化対策について
 - ①乳幼児医療費の助成方法
 - ②乳幼児医療費年齢引き上げ
- (2) 市民の健康づくり遊歩道の整備について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（30名）

1番	北原昭三君
2番	芹川正美君
3番	藤原豊君

4番	立山秀木君
5番	立山隆君
6番	原徹君
7番	平井邦廣君
8番	吉本政幸君
9番	池田誠一君
10番	堀茂幸君
11番	永田紘二君
12番	森川昭彦君
13番	早田順一君
14番	川野功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原弘君
22番	森久雄君
23番	西牟田長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君
26番	寺崎勇児君
27番	高口功二郎君
28番	山口晋正君
29番	古田信助君
30番	丸山康昭君



説明のため出席した者

市	長	中	嶋	憲	正	君
助	役	杉	焼	義	文	君
収	入	永	田	忠	晴	君
教	育	田	中		宏	君
総	務	西	田	秀	行	君
	部					
	長					

企画振興部長	福田憲之君
市民福祉部長	森和芳君
経済部長	藏原栄一君
建設部長	池田永実君
環境部長	熊野次男君
水道局長	池田幸一君
病院事務部長	星子四郎君
鹿北総合支所長	早野正光君
経済部次長	有尾隆俊君
教育部長	八木田達博君
総務課長	幸村英星君
財政課長	戸次由夫君
情報企画課長	前田泰秀君
健康増進課長	黒田睦男君
子育て支援課長	牛嶋達夫君
商工振興課長	永田義文君
都市計画課長	宮本栄次郎君
住宅課長	有働郁夫君
農業委員会事務局長	松山寛君

○

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議事係長	今坂英俊君
議会総務係長	堤真澄君
書記	中村武志君

○

午前10時00分 開議

○

○議長（高野誠二君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第1、9月8日に引き続き質疑・一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので順次発言を許します。森 芳顕議員。

[17番 森 芳顕君 登壇]

○17番（森 芳顕君）

おはようございます。議席番号17番の森 芳顕でございます。

通告に従いまして、地域住宅計画（住宅マスタープラン）について一般質問を行います。近年における社会構造の変化、多様化するライフスタイルや住民ニーズに対応すべく、今後の山鹿市における住宅行政の方向づけともいべき地域住宅計画が今年度策定されることになっております。

既に策定中と思っておりますが、現在、山鹿市全体の公営住宅約1500棟を維持管理されている中、一部の住宅において耐用年数も過ぎ、老朽化している現状が見受けられます。今年度予算の中においても各地域、これは合併前からの計画に沿っての継続事業として進めていることと思っておりますが、大規模な修繕が実施されています。そのような状況を踏まえてお尋ねをいたします。

まず1点目、現在、市が管理している公営住宅において耐用年数が過ぎている住宅はどれくらいあるのかお伺いをいたします。

2点目、合併前に一部の旧市町で住宅マスタープラン、公営住宅等ストック総合活用計画が策定されていると聞いております。旧鹿央町においても平成14年度に計画が策定され、姫井団地、上久野団地、それぞれ建てかえ計画がなされていまして。特に、姫井団地におきましては耐用年数も過ぎ老朽化しており、また農業集落排水事業の供用開始時期にあわせて平成17年度建築設計、平成18年度、すなわち今年度から建てかえとの計画がなされていまして、合併によりそれぞれの時期が先送りになっているのが現状であります。合併前からの各地域の計画に沿って建てかえ計画や大規模な修繕工事を実施、また、今後修繕計画対象となっている住宅は何戸あるのでしょうか。お伺いをいたします。

3点目、それぞれの地域で合併前の計画を今回の策定中の新計画にどのように結びつけていかれるのか、お伺いをいたします。1回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより執行部の答弁を求めます。池田建設部長。

[建設部長 池田永実君 登壇]

○建設部長（池田永実君）

おはようございます。一般質問の1点目の地域住宅計画（住宅マスタープラン）についてお答えをいたします。

まず1点目の耐用年数が過ぎた公営住宅についてのお尋ねでございますが、現在市が管理しております住宅は57団地、1483戸でございます。そのうち耐用年数を経過している住宅が14団地、534戸で、割合にしますと全体の36%でございます。

次に、2点目の合併前の各市町の計画に沿って建てかえや大規模修繕工事を実施している住宅と、今後の住宅計画の対象になっている住宅の戸数についてお尋ねでございますが、合併後におきましては新規建設が8戸、外壁改修工事が8戸の合計2団地、16戸の工事を実施しております。

また、今後の修繕計画対象の住宅戸数でございますが、合併前の各市町の計画を合計いたしますと、建てかえが4団地、144戸、新規建設が3団地、50戸、外壁改修が3団地、100戸、その他改修事業として8団地、176戸となっております。

次に、3点目の合併前の各市町の計画を今回策定中の新計画にどのように結びつけるのかのお尋ねでございますが、新市の住宅施策につきましては、合併協議におきまして新市全域を対象とした住宅マスタープランを策定して取り組むことが決定されております。現在の計画は、旧市町の計画をそれぞれ持ち寄ったもので膨大な事業計画となっております。したがって、まずは新市として一体的な住宅政策が必要でございますので、旧市町の計画を尊重しつつ、財政状況や緊急性などを総合的に判断しまして新計画、住宅マスタープランの策定を進めてまいりたいと考えております。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○17番（森 芳顕君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

[17番 森 芳顕君 登壇]

○17番（森 芳顕君）

答弁ありがとうございました。それぞれ合併時に持ち寄った旧市町の計画は異なっていることと思っておりますけれども、旧鹿央町の姫井団地において建てかえ時期が遅

れるようであれば、農業集落排水の供用が今年度4月より始まっております。団地には、将来を担う大事な子どもさんたちがたくさん住んでいらっしゃいます。衛生面から考えても1日も早く水洗切りかえの工事を実行していただくようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

人口約6万人の新生山鹿市であります、地域全体が少子高齢化のあおりをまともに受け、地域行事や区としての活動等ができなくなりつつあるのが現状ではないでしょうか。また、市におきましては地域の人口の減少に伴い、旧町の児童数、生徒数の減少により小中学校の存続自体も検討されていると聞いております。近年の少子化・高齢化により地域の活力などの低下が懸念され、一時的なものではあります。行政による住宅施策は一つの地域活性化にもつながるのではないのでしょうか。家庭の事情等で生活の場を他の地域や他の市町に求め、やむなく地域を出られる方も多いと思われま。旧山鹿市、鹿本町においては、民間のアパートによる住宅の確保もできますが、地域においては公営住宅に頼らざるを得ないのが現状であります。今後の山鹿市としての住宅行政の方向性をどう考えて進められるのかお伺いをいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田建設部長。

[建設部長 池田永実君 登壇]

○建設部長（池田永実君）

2回目の今後の山鹿市としての住宅行政の方向性についてお答えいたします。

ご指摘のように少子高齢化が急速に進んでいる状況を考えますと、住宅行政においても特に高齢化社会を見据えた施策の展開が必要だと考えております。第1次山鹿市総合計画におきましては、暮らしやすい住環境の創出を目指すこととしており、高齢者や障害者に対応した市営住宅の改善や農山村部に若年層が定住する住宅の整備を推進することといたしております。こうしたことを踏まえまして、本年度策定いたします住宅マスタープランにおいては、国・県の住宅政策の動向や地域の住宅事情等も考慮しながら、老朽化が進んでおります既設住宅の個別改修や建てかえ、用途廃止、さらには新規住宅の建設についても総合的に検討し、まずは課題の整理を行いたいと考えております。

いずれにいたしましても新市全域を見据えた計画策定が最も重要でありますし、限られた財政事情の中で必要性、緊急性、安全性などを総合的に勘案し、住宅政策を展開してまいりたいと考えております。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○17番（森 芳顕君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

[17番 森 芳顕君 登壇]

○17番（森 芳顕君）

答弁ありがとうございました。私も若いとき姫井団地に住んでいたことがございまして、あのころは住宅に入居するのに大変な時間を待って、その上抽選で入居できたものでした。現在も順番を待っておられる方も多くいらっしゃいます。若い人たちが地域を離れないで済むよう、特に農山村地域に住宅の設備を推進していただくことにより少子化問題、学校統合問題等も、少しは解決の方向へ考えられるのではないのでしょうか。

いずれにいたしましても、住宅問題は今後の各地域では大事なことであります。今後、各支所、また各地域の声をよく聞いていただき、計画策定を推進していただきますようお願いを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、森議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により川野 功議員の発言を許します。川野議員。

[14番 川野 功君 登壇]

○14番（川野 功君）

おはようございます。14番、川野です。

先日通告しておりました3点、企業誘致について、まちづくり三法について、教育関係について質問いたします。今回は一問一答方式ということで、今まで以上にじっくりわかりやすく質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1問目、本市の企業誘致政策についてお尋ねいたします。菊池市や大津、菊陽町、熊本市などは積極的な企業誘致をとっています。本市においても努力されているとは思いますが、委員会が違うせいもあるかもしれませんが、その点、熱意、政策等もあまり伝わってきません。現在の状況をお尋ねしますという質問です。

山鹿市の発展のために企業誘致がどんなに大事かは、今さら私がここで言う必要はないくらい皆さんも大事に考えていると思います。第1次山鹿市総合計画にも活力ある産業づくりということで積極的に取り組んでいく計画が立てられています。それなりに計画を立てて頑張っているんだとは思いますが、そして、いろいろ活動はしているのでしょうか、結果はどのような具合でしょうか。

隣の菊池市のホームページには企業誘致について、次のように書かれています。

「企業誘致の推進、優良企業の誘致につきましては、工業団地PRのためのビデオ制作や全国版ビジネス誌への掲載、パンフレットの作成など、情報提供や企業訪問を実施するとともに他市町村との誘致競争を行う上で必要な優遇措置の制定に向け、庁内関係課で検討委員会を組織し、内容を検討してまいりました。

平成18年度は企業誘致を促進するため、用地取得や雇用促進の補助金の優遇措置を創設するとともに、固定資産税の3カ年の課税免除を行い、平成18年1月に統合した菊池市土地開発公社で所有する分譲用地の早期売却に向け、PR活動、企業訪問等を強化してまいります。また、県が建設する大規模工業団地の誘致につきましては、川辺区が平成17年度において第2候補地に決定しました。県は、第3候補地までのパンフレットを作成し、企業へのPRを行うことになっており、市としましても受け皿としての条件整備とあわせ、引き続き県に対して要望を行ってまいります。」と、県と一緒に積極的に取り組んでおられます。

また、合志市では、9月議会に企業誘致に関してさらに強化する議案が出されていると聞いております。熊本市では、中心市街地に立地するオフィスへの優遇制度まで新設しております。また、中小企業診断士を20名程度雇って補助金などの企業の相談にも積極的に対応し、企業誘致を促進しているそうです。

立地条件で考えますと、菊池郡の方が県の工業団地もありますし、空港や高速にも近く、それに阿蘇からの水も豊富で労働人口も多い等、単純比較すると本市の方が厳しく感じます。

企業誘致は競争の世界です。いかにいい企業に来てもらうかで、今後が大きく変わってきます。普通にこれだけやっていますと自己満足に終わらないようお願いしたいものです。本市の現在の状況をお尋ねいたします。

1回目よろしく願いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。蔵原経済部長。

[経済部長 蔵原栄一君 登壇]

○経済部長（蔵原栄一君）

おはようございます。川野議員の一般質問、本市の企業誘致政策についてお答えいたします。

まず、本市の企業の立地に対します優遇措置でございますが、過疎法及び農村地域工業等導入促進法を根拠とした山鹿市税特別措置条例に基づく固定資産税の課税免除を3カ年行っております。また、平成9年には山鹿市工場等設置奨励条例を制定して、立地に伴う建物・機械設備等の投資額に対する設置奨励金と雇用奨励金の交付を行い、企業の誘致と産業の振興に努めてまいりました。この工場等設置の優

遇制度につきましては、合併を機会により充実させた内容となっております。

まず、固定資産税に係る優遇措置の内容は、農工団地地区及び過疎地域指定地区に立地した指定業種の企業の場合は、従来どおり3年間の課税免除となっております。次に、工場等設置奨励金は、新設・増設の区分を撤廃しまして、奨励金の額を1年目が固定資産税額の100%、2年目が80%、3年目が60%と、以前に比べますと大幅な改善を行っております。

また、操業から1年以上引き続き市民を従業員として雇用した場合の雇用奨励金については、1人当たり10万円、限度額300万円であった支給要綱を1人当たり20万円、限度額を600万円と拡大いたしました。この内容につきましては、地域間で誘致競争を繰り広げている県内自治体におきましても高位の充実した制度内容であると認識いたしております。

続きまして、企業誘致の状況でございます。企業進出については、各自治体においても極めて厳しい状況にありますが、本市におきましては近年の液晶関連企業の生産拡大や自動車産業の北部九州進出などにより、熊本県の立会人のもと山鹿市が立地協定を締結した企業は、平成15年度には熊本県内で7社中1社、平成16年度には17社中2社、平成17年度には22社中3社の新設及び増設の立地協定調印式を実施し、企業の誘致に努めてまいりました。また、本年度におきましても2企業の進出が計画され、近日中に立地に伴う調印式を予定しており、企業の進出が相次いでいる状況でございます。

企業の誘致は雇用機会の確保だけでなく、税収面も含め地域経済に及ぼす効果は多大なものがあり、本市の均衡ある発展に大きく寄与するもので、人口の減少にも歯止めをかける最大の施策であると認識いたしております。今後も、企業誘致のための条件整備とあわせ積極的な誘致活動に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解並びにご協力をお願いをいたしまして答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野 功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

[14番 川野 功君 登壇]

○14番（川野 功君）

答弁ありがとうございました。本市では、それなりの政策が行われて、また実績を上げているとのことでした。実際に、菊池市の資料と本市のものを比べましたけ

ども、内容はそれほど違いはありませんでした。しかし、今の現状で満足なわけでは全くありません。まだまだ地元で働きたい、本市で働きたいと願っている人はいっぱいいます。本市の企業誘致ができる工業団地の現状及び今後の計画をお尋ねいたします。

次に、誘致企業は、やはり他の地域との競争になると思います。他の地域と比べて特色や競争力をどうつけるのかということも重要になってくると思います。本市は、合併前から光ケーブルを市内に張り巡らすという計画がありました。今回、高度情報化計画策定委員会からも早急に光ケーブルのネットワークをつくっていただきたいという提案が上がっております。そういうものを早くつくってしまえば企業誘致に高速の光通信サービスが提供されます。これは大きなアドバンテージになると思います。また、工業団地だけでなく、その光ケーブルを使い、SOHOを完備した事務所などをつくればベンチャー企業なども誘致できます。また、コンパクトシティに向けて中心市街地にもSOHO事務所等を整備すれば誘致しやすくなり、中心市街地の発展にもつながると思いますが、その点どのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原経済部長。

[経済部長 藏原栄一君 登壇]

○経済部長（藏原栄一君）

2回目の工業団地の状況についてお答えいたします。

現在、山鹿市内の農工団地は6カ所ございますが、うち4カ所については既に残地がないところと、現況が山林・田・畑の状況で企業誘致に対する条件整備等が整っていない状態であります。残りの2カ所は、鹿北町の堂原工業団地内の工場跡地と東部工業団地でありまして、工場用地として十分斡旋できる用地であり、2カ所合わせて4万5000平方メートル程度でございますが、年々残り少なくなっている状況でございます。今後は、さまざまな企業進出に対応できるように東部工業団地の地域拡大も視野に入れながら、上下水道などのライフラインの整備が可能であり、かつ交通の利便性がよく企業に対して斡旋するのに有利で理想的な工業団地の実現に向けた工場適地の選定調査を本年度中に実施することといたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

福田企画振興部長。

[企画振興部長 福田憲之君 登壇]

○企画振興部長（福田憲之君）

皆さん、おはようございます。

川野議員のご質問、本市の企業誘致政策についてお答えをいたします。

地方へ進出を図るさまざまな企業や個人事業者にとって、高速の光通信サービスは必要な時代であると考えております。高度情報化計画に関しまして事業所のアンケート調査を実施いたしました。光通信サービスを利用している事業者は24%でございました。光通信サービスを利用できない事業所では、今後ますますこの要望が高まってくるものと思われまます。現在このサービスは、山鹿地域の64%、山鹿市全域にしますと38%の世帯で利用が可能です。情報通信基盤の地域格差をなくすために、すべての市民が光通信を利用できる環境が必要となってくるであろうと考えております。

また、このことが市民のみならず企業や個人事業者、SOHOと呼ばれますコンピューターネットワークを利用した自宅や小規模な事務所での業務活動を支援するものでございます。ひいては産業の振興につながっていくものと考えておりますので、産業の振興を図るそれぞれの部署とも、情報通信基盤のあり方等につきまして、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野 功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

[14番 川野 功君 登壇]

○14番（川野 功君）

ご答弁ありがとうございました。1回目の経済部長の答弁の中で、企業誘致は雇用機会の確保だけでなく、税収面も含め地域経済に及ぼす効果は多大なものがあり、本市の均衡ある発展に大きく寄与するもので、人口の減少化にも歯止めをかける最大の施策でありますと言われました。まさに、そのとおりだと思います。

しかし、実際はそれ以上に効果があると思います。工場ができて、そこに自宅から通勤できることで、本市の大きな課題である農業問題にも、いい影響が出ます。今、農家では、息子に農業を継げとはとても言えない状況であるという声を聞きます。農業だけではとても食べていけない、将来が不安だからです。平日は勤めに出て土日農業するという兼業農家ができれば、それに越したことはありません。できれば地元を離れたくないという青年は、いっぱいおります。それに農地も守れます。企業誘致は、農家と農地を守ることにもつながります。そうすれば、農協も助かり

ます。また、地域も崩壊しなくて済みます。

本市は、教育の町として教育に力を入れています。子どもたちが立派な青年に育ったとしても、その青年たちを受け入れる受け皿が本市になかったら残念で悲しいことです。人材をできるだけ地元に残したい、残すべきだと考えます。九州の中で、福岡は商業地で熊本は工業地域の方へ向かっていると聞いております。菊池郡や熊本市では、今まで以上に活発な企業進出が始まりかけております。流れに乗り遅れないで、時流をつかんだ政策を立案実行していただきたいと希望しております。企業誘致は非常に重要ですので、今回はこれで質問を終わります。引き続き考えていかなければならないと思っております。答弁は要りません。

続きまして2問目、まちづくり三法についてお尋ねいたします。中心市街地の空洞化に歯止めをかけるためのまちづくり三法の見直し案が7月に固まったと聞いております。1990年代から続いてきた大型店出店の規制緩和で、日本全国で商店街や中心市街地が衰退の一途を辿っております。今回のまちづくり三法の改正を待ちに待っております。改正の大まかな方向性としては、スーパーの郊外出店規制など郊外の土地利用の規制を強化しており、逆に市街地への出店を優遇し、市街地の活性化をねらっているそうです。しかし、対象となる施設が1万平米以上とかいろいろな条件がついていると聞いております。本当にこれからの山鹿市にとって有効な法律になったのかどうか、今後の本市の政策も含めてお尋ねいたします。

まちづくり三法は、改正都市計画法と中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の総称であります。規制対象には、大型スーパーのほか飲食店や映画館、アミューズメント施設、展示場も含まれております。まず、三法の中の改正都市計画法についてお尋ねいたします。大型店が進出するとき都市計画区内の用途地域での制限等があると聞いております。改正の内容等お尋ねいたします。

1回目、よろしく願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田建設部長。

[建設部長 池田永実君 登壇]

○建設部長（池田永実君）

一般質問の2点目、改正都市計画法についてお答えをいたします。

先の国会で成立しましたまちづくり三法の一つであります都市計画法の改正の趣旨につきましては、都市の秩序ある整備を行うため改正後の中心市街地活性化法との協調を図り、一体的かつ効果的に中心市街地の再生を支援しようとするものでございます。その改正の主な柱といたしましては、まず1点目として大規模集客施設、これは床面積が1万平方メートルを超える店舗や映画館、展示場、娯楽施設などで

ございますが、これらの施設の立地が規制されることとなります。具体的には、まず都市計画区域内の用途地域では、現在立地が可能な地域が6地域ございます。これが3地域、商業地域、近隣商業地域、準工業地域へ制限をされます。次に、用途地域の指定のないいわゆる白地地域でございますが、この地域では立地の制限なしから原則立地は不可となります。

次に、2点目といたしまして、広域的に都市構造に影響を与える恐れのある大規模集客施設の立地や都市計画決定につきましては、都道府県知事が関係市町村の意見を聞いて調整することができるようになります。

3点目としまして、都市計画区域外に設定することができます準都市計画区域につきましては、環境保全の観点から広範囲に指定できるようになります。なお、指定権者が市町村から都道府県知事へ変更になっております。このように改正都市計画法は、比較的安価で一定の面積が確保しやすい場所への進出傾向が強かった大規模集客施設の立地を法律上厳しく制限することで当該施設の街なかへの回帰を促し、商業機能が集積した魅力ある中心市街地の再生を支援するものでございます。

以上が今回の都市計画法の一部改正の趣旨でございますが、都市計画の基本理念といたしましては、周辺地域の農林業との調和を図り、健全で秩序ある都市の整備を目指すものでございますので、市街地だけの問題ではなく、市街地と周辺地域の合理的な土地利用による発展が同時に求められるものと考えております。

以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野 功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

[14番 川野 功君 登壇]

○14番（川野 功君）

どうも、ご回答ありがとうございました。

次に、中心市街地活性化法についてお尋ねいたします。この法律は空洞化の進行している中心市街地の活性化を図るため、地域の創意工夫を生かしつつ市街地の整備改善、商業地の活性化を柱とする総合的・一体的な対策を関係省庁、地方公共団体、民間事業者等が連携して推進することにより、地域の振興と秩序ある整備を図り、国民生活の向上と国民経済の発展を図ることを目的としております。これは、中心市街地を一つのショッピングモールと見立て、都市基盤の整備改善と商業等の

活性化を柱としたハード・ソフト両面にわたる諸政策を関係省庁が連携し、重点的に中心市街地の整備を図ろうとするものであります。

まず、この法律の改正の主な内容と対応について。次に、法改正に伴う新たな支援策の活用についてお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原経済部長。

[経済部長 藏原栄一君 登壇]

○経済部長（藏原栄一君）

まちづくり三法についての2回目の中心市街地活性化法についてお答えいたします。まず、法改正の主な内容と対応についてでございますが、同法は平成18年5月31日の通常国会において成立し、6月7日付で公布、8月22日付で施行されました。

今回の改正により、市町村は新たな中心市街地活性化基本計画の策定が必要になり、その計画については多様な民間組織から成る中心市街地活性化協議会を設立し、それらの意見を十分に反映することとなっております。

基本計画の内容につきましては、これまでは市街地の整備改善と商業等の活性化の2項目が大きな柱でございましたが、今回の改正において新たに都市福祉施設の整備、まちなか居住の推進及び公共交通機関の利便増進という3項目が加わり、五つの柱となります。また、これまでは基本計画は国への提出ということでございましたが、改正後は内閣総理大臣の認定が必要となります。

現在、国におきましては改正法の施行と同時に内閣に中心市街地活性化本部を設置し、基本方針の閣議決定に向けた作業が行われているところでございます。また、市町村が円滑な計画づくりと認定申請が行えるよう基本計画認定申請マニュアルを作成中とのことでございます。今後、山鹿市におきましては、これら国などの動向を注視しながら基本計画の策定に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の法改正に伴う新たな支援策の活用についてでございますが、今回の改正により国土交通省において新たに制定されました暮らし・にぎわい再生事業に対し、現在プラザファイブ再生事業の補助要望を行っているところでございます。なお、このほかにも先ほど申し上げました五つの柱を推進するための各種支援策も準備されておりますので、今後行政内部並びにまちづくり関係団体等と十分に協議しながら、それらの活用に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野 功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

[14番 川野 功君 登壇]

○14番（川野 功君）

どうも、ご回答ありがとうございました。

基本計画の策定に向けた検討をぜひお願いし、また、その実行まで確実にしていただきたいと思います。確かに大型店の郊外の出店規制は強化されたと思います。

しかし、その大型店の対象が1万平米以上となっているなど、本市にとっては本当に有効に使えるのかどうか疑問に思っています。現在1万平米以上の店舗というと、本市ではプラザファイブとミスターマックスの2店舗しかありません。しかも、最近では大型店も1万平米未満での開発を手掛けてきております。1万平米未満の店舗でも、本市にとっては脅威に違いはありません。せっかく改正されたまちづくり三法が有益なものになるようにと願うしかありません。

先月、共同店舗連盟の大会でまちづくり三法に関する講演がありました。その中では、結局首長の気持ち、考え方、行動で決まってしまう。すべての法律を有益につなげて総合的にやっていけば防げますと、コンサルタントが言っていました。しかし、1万平米未満できたときは、現行では農振地域で防ぐしか方法がないのかもしれない。

そこで、市長にお尋ねいたします。まちづくり三法も含めた中心市街地活性化についての取り組みについてどのようにお考えなのか、気持ちも含めてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋憲正君 登壇]

○市長（中嶋憲正君）

おはようございます。ただいまの川野議員のまちづくり三法についての3回目のご質問にお答えいたします。

改正まちづくり三法は、中心市街地活性化法による中心市街地の振興方策と都市計画法による都市機能の適正立地を進めることで、コンパクトで魅力あふれる中心市街地を再構築しようとするものでございます。

また、中心市街地活性化法では、地域の関係者が主体的に取り組むことはもちろんでございますが、中心市街地の活性化自体が国・地方公共団体の責務であるとされ、総力を結集した都市再生のための支援制度が用意されております。中心市街地

の魅力である都市機能、商業機能の集積は集客力を左右するものであり、にぎわいを生み出す源でもあります。そのため、本市といたしましても改正まちづくり三法の趣旨を踏まえ、法の適切かつ効果的な運用を図りつつ、地域社会のバランスにも配慮しながら積極的に中心市街地の再生を進め、目に見えるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野 功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

[14番 川野 功君 登壇]

○14番（川野 功君）

市長のご回答、誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたしたいと思います。

次に、3問目の教育関係について質問いたします。まず、学校の安全管理についてお尋ねいたします。文部科学省の学校安全管理調査、平成17年3月末現在の資料ですけれども、全国の小中学校、保育園、幼稚園での安全管理のソフト面の整備状況として、独自の危機管理マニュアルの作成は99%が作成している、防犯訓練は88%が実施、安全点検は95%が実施、安全マップは88%が作成ということで、比較的ソフト面の整備は全国で進んでいるとも言えます。

これは、本市でもそれ以上に取り組んでおられますので、ソフト面では大変心強く思っています。次に、ハード面での整備状況を見てみますと、防犯カメラやセンサー、インターホンなど監視システムの整備は全体で52.7%、幼稚園が最も高く80.3%、防犯ベル、ブザー、警察、警備会社への連絡などの通報システムの整備は全体で80.2%、サスマタ、催涙スプレー、杖などの器具は、全体で86.5%が整備されていますという結果です。本市の設置整備状況はどうでしょうか。

次に、地域や関係機関との連携で見ますと、地域のボランティアによる学校内外の巡回・警備は、全体で49.3%が実施、地域の警察との連携体系を整備している学校は、17年度中の予定も含めると全体で91.2%となっております。全国的に子どもたちが犠牲になる事件が相次いで起こって以降、こうした動きはますます加速されてくると思います。また、いつどこで痛ましい事件が起こるとも限りませんので気が抜けません。本市の安全管理の現状をお尋ねいたします。

次に、ブロック制についてお尋ねいたします。本年度より、小中学校は鹿北中と

鶴城中で北部ブロック、山鹿中と米野岳中で南部ブロック、鹿本中と菊鹿中で東部ブロックと、市内を三つのブロックに分けてブロックごとにいろんな活動をしていくようになりました。例えば水泳大会とか陸上大会、研修会などです。PTAの枠組みもブロックごとに変わるという話も聞きました。それに関して保護者の方から全然聞いていないとか、今までの方がよかったという意見も聞こえてきます。

そこで、まずどのような考えでブロック制を導入したのか。次に、PTAには詳しい説明等がっていないようです。一部の小学校などは、今までと枠組みが変わってしまって戸惑っている保護者もいます。保護者に対する今後の対応はどうするのか。

次に、分会とブロック制との将来の関係はどうなるのか。ブロック制は、学校再編にも考慮に入れた地区割なのかどうか、その点お尋ねいたします。よろしく願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

[教育部長 八木田達博君 登壇]

○教育部長（八木田達博君）

学校の安全対策について、ご答弁を申し上げます。

本市の小中学校及び幼稚園の安全対策につきましては、各学校等で経営計画を毎年策定し、教育委員会の承認を受けることといたしております。その中の防災計画に消防、防災、また、不審者侵入時の緊急マニュアル及び事件・事故発生時の処置、緊急・応急対応の方針や連絡網などを全校で決定してありまして、各校とも職員室などに掲載して万全の体制で即応することとしております。なお、防犯訓練は、各校とも年1度は警察等と連携して実施しているところでございます。また、通学路などの危険を予想される箇所などは安全マップなども各校それぞれに作成し、交通安全対策にも活用しているところでございます。

このようにソフト面についての安全管理対策は、議員ご紹介のように上位の位置にあるというふうに考えているところでございます。

次に、ハード面の整備でございますが、山鹿市では昼夜間の警備は警備会社に機械警備を委託しております。また、山鹿地域の小中学校には校内に非常ボタンを設置し、有事の際には警報サイレンが鳴る仕組みをとっております。議員ご案内の監視システムの整備は行っておりませんが、それにかわるものとして校内及び通学路を巡回する学校安全指導員を市単独の予算で警察OB、それから地域の精通者の方々6名に委嘱を行って、県の事業とタイアップして週3回以上のパトロールを行っているところでございます。

また、警備システムの中での危機即応体制、緊急連絡などの拡充や、現在整備中のIT機器あるいは校内LANを活用した防犯機器の設置など、いろいろな取り組みが考えられますが、今後校長会等において協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、地域関係機関との連携でございますが、各学校においては地域の実情によりPTA、老人会、その他ボランティア団体などにより、全校が登下校時の安全対策を目的として巡回がなされております。教育委員会といたしましては、巡回指導の際に使用する蛍光塗料を利用したマグネットシートや蛍光腕章を各学校に配布し、活用してもらっているところでございます。

また、警察との連携体制でございますが、冒頭申し上げましたように学校経営案に不審者対応マニュアルを設け、速やかに警察との連携体制をとるようにはいたしております。また、本年から学校と警察をパソコンでネットワーク化し、不審者情報をいち早く相互に提供し、情報を共有化することで被害抑止に役立てていく連携をとったところでございます。

今後の計画でございますが、ボランティアの方々の活動も大変厳しいものがございます。地域の方々のご理解をいただき、さらに警察等との連携を深め、山鹿市の大きな財産であります子どもの大切な命を守る総合的な施策を講じてまいりたいというふうに考えております。以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

[教育長 田中 宏君 登壇]

○教育長（田中 宏君）

おはようございます。川野議員の教育関係についての②ブロック制についてお答えいたします。1点目のブロック制導入の経緯についてでございますが、山鹿市の教育ビジョンの中に示しております主要施策の中に「生きる力を育む人づくり」というのがあります。それを受けての推進事業の一つとして教育センターの設立がありました。この教育センターの重点事項として教職員の資質、指導技術の向上と児童生徒の基礎的・基本的な学力の充実、学習態度の育成などを掲げております。

これら教育センターの事業をスムーズに展開するために議員申されましたように鹿北中、鶴城中校区をまとまりとする北部ブロック、山鹿中、米野岳中校区をまとまりとする南部ブロック、鹿本中、菊鹿町中校区をまとまりとする東部ブロックとする3ブロック制を導入した次第であります。このブロック制の導入により、児童生徒及び教職員が合併以前より広い視野で切磋琢磨しながらお互いの交流を図ったり、山鹿市民としての意識の向上、一体化を図ることができると考えております。

2点目、P T A関係への説明、今後の対応でございますが、本年5月、山鹿市教育センターの設立総会を八千代座で行いました。その折にも教職員及び各学校のP T A会長などにもご案内申し上げておりましたが、そのときに趣旨、ブロック制などについての説明をいたしておりましたし、また、校長会議の折にも各学校のP T A役員会などにおいて説明するよう指導してきたところでもありますので、ご理解いただいているものと思っております。

しかし、ご質問のように私どもの方に説明不足の点もあったということは否めないと思っておりますので、今月の26日に各学校のP T A会長への説明会を実施し、ご理解をいただくようにしております。どうかご協力、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

3点目の各分会とブロック制の将来の関係はということについてでございますが、現段階ではP T A分会にブロック制の導入をお願いすることは考えておりません。合併以前の分会で、それぞれ地域に根ざした特色ある活動をされてこられた経緯がありますので、地域性も大事にしていきたいと考えております。

しかし、今後各分会の方々が話し合いをされる中からブロック制を導入した方がより充実したP T A活動が展開できると考えられた場合は、導入されてもいいのではないかというふうに考えております。

また、ブロック制と学校再編の関係でございますが、このブロック制は学校の再編成と結びつけた発想から出てきたものではありません。先ほども述べましたように、このブロック制はあすの山鹿を担う児童生徒たちが、より多くの学校との交流を通して高いレベルでの切磋琢磨のすばらしさを体験することにより、今求められている生きる力をしっかり身につけてほしい、身につけさせたい、そういう願いから導入したものでありますことを重ねて申し上げまして答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野 功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

[14番 川野 功君 登壇]

○14番（川野 功君）

どうもありがとうございました。

学校の安全管理について2回目の質問をいたします。少ない予算の中でできることからやっっていこうということで、ソフト面での取り組みは見事だと思います。た

だ、一つ気になったのが監視システムのかわりに週3回防犯パトロールで校内や通学路を回っているということでした。週3回程度、防犯パトロールで回っただけで効果があるのか若干心配であります。また、防犯カメラ、センサー、インターホンなど、監視システムの整備は、全国の幼稚園では80.3%整備されているそうですが、本市は大丈夫なのかどうか、その点お尋ねを再度いたしたいと思います。

次に、地域との連携でボランティア活動の長期的な維持が難しくなってくるのではと心配しているということでした。私も、その点では心配しております。地域の盛り上がり的大事にしていくことが大切です。そのためには、防犯グッズ等を充実させることも効果があると思います。学校に問い合わせたら、防犯グッズは十分にあるという回答がきたということですが、市Pの会議ではまだ防犯グッズの要求があり、現状ではまだまだ不十分であるという意見がほとんどです。今後とも、そういった要望が出たときには対処していただきたいと思います。その点、どうお考えでしょうか。

次に、皆さんは熊本県警のゆっぴーメールというのをご存じでしょうか。これは、登録した人に熊本県警から不審者情報を携帯へメールで流すというシステムです。私も地域限定で登録をしております。たまに不審者情報がメールで送られてきます。新聞やニュースと違ってリアルタイムで不審者情報が流れてくるので、情報はより興味を持って受け取れます。

これと同じシステムに安心メールというものがあります。学校単位とか分会単位で、不審者情報を含めた総合的に情報を携帯メールを使って共有できるシステムです。情報発信は学校と一部の役員で行うことになると思いますが、保育園や幼稚園、学校等、その地域で携帯メールを使った不審者情報をリアルタイムで共有することができます。これは、防犯の面からも有効だと思います。現在、山鹿分会で試験的に運営されていますし、今度鹿本分会でもテスト運営をする予定です。鹿本分会では地域の住民の皆さんにも登録してもらい、不審者情報に限らず、地域との連携にも使えないかと思っております。教育委員会に、すぐにこれをどうこうしろと言うつもりはありませんけども、とりあえず無料か、あまり負担なしに実行できるようにするので運用後の効果も見守っていただきたいと思っております。

以上、安全管理についてお尋ねいたします。

次に、ブロック制についてですけれども、26日に説明されるということですので十分に納得されるような説明と、保護者の意見も聞いていただきたいと思います。私が気になっていたのは、分会組織をブロックにかえるという点でした。将来はわかりませんが、現時点では、まだまだそれどころではない。まずは、地域を巻き込んだ分会組織をつくるべきだと思っております。答弁でも今のところ考えていないと

いうことでしたので、その点は納得いたしました。ブロック制については答弁は要りません。以上、よろしく願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

[教育部長 八木田達博君 登壇]

○教育部長（八木田達博君）

学校の安全管理について2回目の質問にお答え申し上げます。まず、1点目の満足度のご質問でございますが、決して満足であるとは考えておりません。しかし、すべてを行政施策だけでカバーできるものではないとも考えております。今、地域の子どもは地域で守るという強い思いを持って地域のさまざまな団体が防犯パトロール等をなされており、市と市民の協働のモデルであるというふうに変え感謝申し上げているところでございます。今後とも、市と市民との連携によって、ハードも含めて総合的な施策を講じてまいりたいというふうを考えております。

次に、防犯パトロールのグッズの追加の件でございますけれども、本年1月に配付した後、不足する数について調査を行いました。追加の希望はお聞きいたしておりません。ご希望があれば検討をまいりたいというふうには思っております。

次に、安心メールの件でございますが、山鹿分会のPTAでは7月20日から運用がなされておるようでございます。テスト段階であるとお聞きしておりますので、今後の稼働状況の経緯を見ながら検討をまいりたいというふうには考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員、了解ですか。

○14番（川野 功君）

了解です。終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、川野議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫く休憩いたします。

午前11時03分 休憩

○

午前11時16分 開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

[1番 北原昭三君 登壇]

○1番（北原昭三君）

皆様こんにちは。1番議員の北原でございます。フランスの文豪ヴィクトル・ユーゴーはレ・ミゼラブルで、こうつぶっております。「苦しんでいる人たちや無知な人たちのために、より以上の光明と幸福を社会組織から引き出すこと、これこそ政治の第一の急務である」と。

議員として、最近この言葉に出会ったとき私は大きな感動を覚えました。就学率100%の今の日本で、無知な人という言葉には違和感がございますが、教育を必要としている人とか、情報に欠ける人という意味に置き換えられると思います。このユーゴーの言葉を読んで、改めて私の議員としてのテーマはこれだと思いました。

それでは、発言通告に従いまして今回一般質問を2点させていただきます。

1点目、少子化対策の一環としてお伺いをいたします。厚生労働省の調査によると、理想の数だけ子どもを持たない理由の1位が養育費、教育費の負担となっております。また、家庭の消費支出に占める子育て関連費の割合は、この30年間で2倍弱にふえ、特に母親の精神的・経済的負担が大きいことが挙げられております。

こうした事態を打開し、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、これからの行政は子育て支援重視型へと構造改革が必要であり、次世代の育成支援は優先度をさらに上げて全力で取り組むべき課題です。

数年来、少子化対策を進めているかのように見えるのですが、昨年の合計特殊出生率が1.25まで低下、過去最低を更新し、少子化に歯止めがかかっていないことが明らかになっています。GDPに占める児童・家族給付の割合は、欧州各国が2から3%台なのに対し、日本は0.4%と極めて低い水準にあります。さらに、国内の社会保障給付費全体に占める児童・家庭給付の割合も3.5%にすぎません。我が国の子育て支援のうち、養育・教育に伴う経済的負担の軽減は最も遅れている領域であり、次代を担う子どもに社会全体の資源をもっと配分すべきだと思います。

そこで、乳幼児医療費の助成方法並びに乳幼児医療費対象年齢の拡大引き上げにつきましては、昨年の6月定例会で質問をさせていただきました。その後の検討結果、また進捗状況を教えていただきたく、本日はその再質問でございます。

先日、原議員より少子化対策についてのご質問があり、ご答弁がありましたので、重複する部分があるかもしれませんが、ご了承お願いいたします。

昨年6月から申し上げておりますように乳幼児医療費の助成方法につきましては、働きながら子育てをしている婦人の皆様からの強い要望で、払い戻し手続き申請に面倒とのことでした。そこで、現物給付への変更をお願いしたいとの気持ちで質問をさせていただきました。また、乳幼児医療費の年齢対象者引き上げにつきましては、保護者の負担減を望む意思より質問をさせていただきました。あれから約1年2カ

月が経過しておりまして、質問に対しての刈り取りの時期がきているかと思えます。いろいろな検討並びに県、また国に働きかけていただいていると思えますので、納得のできる答弁をいただけることを期待したいと思えます。

それでは、1点目の少子化対策につきまして1回目の質問をさせていただきます。

まず、助成方法でございます。1項目としまして、昨年の答弁では、県下の状況につきまして県内14市の状況を見てみますと、市内の医療機関のみの現物給付との併用が6市、償還給付のみが本市を含めて8市とのことでしたが、その後、合併等もあったわけですが、現物給付との併用の市はふえていると思えますが状況を教えていただきたいと思えます。

2項目としまして、医療費の助成方法については、会議録の答弁では地方6団体を通じて国に制度化されるように働きかけているところだと規定されておりますが、地方自治法第263条の3に規定されている全国的連合組織に位置づけられている執行3団体と議会3団体で働きかけたわけですが、働きかけていただいた結果等をお知らせいただきたいと思えます。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。森市民福祉部長。

[市民福祉部長 森 和芳君 登壇]

○市民福祉部長（森 和芳君）

おはようございます。

北原議員の一般質問、1回目の答弁をいたします。まず1点目に、県内の14市における乳幼児医療費助成方法の状況についてということでお答えいたします。14市のうち市内の医療機関のみの現物給付との併用が行われているところが、熊本市を初め7市ということでございます。熊本市、菊池、合志、宇土、水俣、人吉、天草の7市でございます。それから償還給付のみが、こちら7市になりますが荒尾市、玉名、阿蘇、宇城、八代、上天草、それに山鹿市という状況でございます。また、熊本市、荒尾市、八代市、人吉市の4市におきましては、自己負担額が必要になっております。山鹿市を含め、残りの10市につきましては全額助成となっております。

続きまして2点目、国において制度化されるよう働きかけた結果はどうなっているかということですが、原議員の一般質問に対する答弁の中で申し上げましたとおり、今年1月に国が6歳児までの医療費を完全無料化する方向で検討に入り、平成19年度からの導入を目指すと新聞報道があったと申し上げましたけれども、各自治体からの強い要望を受けまして国が動き始めたということであり、成果があったと思っているところでございます。以上、1回目の答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○1番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

[1番 北原昭三君 登壇]

○1番（北原昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。今度は、対象年齢の拡大引き上げについて4項目お尋ねいたします。1項目としまして、平成16年度は助成額5198万7030円で、助成対象乳幼児数は約3300名でございましたが、平成17年4月現在の助成対象の乳幼児数及び助成額、また県の補助金をお知らせいただきたいと思います。

本市の出生者数及び昨年度と比較した場合どうなのかということをお聞きしたいと思っておりましたが、先般、質問がございまして答弁がありましたので割愛いたします。

2項目といたしまして、対象者が本市は就学前までですが、その後の県下各市の取り組み状況をお知らせいただきたいと思います。

3項目としまして、対象年齢を小学校3年生までとした場合、対象者数はどのくらいになりますか。

1項目から3項目につきましては数字的なことですが、やはり数字的な把握は非常に重要であり、推移を知るためにお伺いをいたします。

4項目といたしまして、対象年齢を小学校3年生までにつきましてはのご見解をお願いいたします。助成だけが少子化対策ではないと私も思っておりますが、先般のある新聞の記事で子育て支援に関するアンケートの結果から、最大の不安は8割を超す人が経済的負担とありました。今後、行政に望む施策では、乳幼児医療費や保育料の負担軽減、小児医療体制、保育サービス、奨学金制度の充実が上がっております。余談ですが、男性の子育て参加を進めるために労働時間短縮や休暇制度の普及促進、仕事中心の生き方を見直すなど働き方の改善を求める意見も多かったとあります。

また、現在の出生率の水準が続くことは人口減少を早め、経済成長の鈍化や社会の活力低下につながります。とりわけ、年金など社会保障制度に与える影響は大きいとあります。子育てしやすい環境が絶対に必要です。先ほど、その後の県下での他市の状況をお答えいただきましたが、例としまして和歌山市では入院費が小学校卒業時の12歳未満までに拡充され、また、阿波市では通院・入院費が9歳未満に拡

充との情報もあります。まだこのほかにもありますが、近くでは皆様ご存じのとおり、合志市でも来年1月より小学校3年生までに拡充されるそうです。本市としましての対象年齢引き上げについての見解をお願いしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

[市民福祉部長 森 和芳君 登壇]

○市民福祉部長（森 和芳君）

2回目の質問にお答えいたします。1点目の山鹿市における助成対象者数と助成額、県補助金等についてお答えします。助成対象者数が平成17年3月末で3283人、平成18年3月末で3272人でございます。助成額は平成16年度が4904万6608円、17年度が6663万5464円で1758万8856円の増となっております。県補助金としましては、平成16年度が1082万3000円、平成17年度で1048万1000円でございます。

次に、県内14市の助成対象年齢の状況ということで申し上げます。先ほど合志市につきましては変わるような話を聞いておりますが、現在のところで申し上げます。熊本市が、入院で就学前、通院が4歳未満を対象といたしております。ほか山鹿市を含め13市が入院・通院とも就学前を対象としております。

次に、小学1年生から小学3年生までの児童数はということでございますが、平成18年5月1日現在で1503人となっております。次に、助成対象を小学3年生まで拡大できないかというご質問でございますが、平成17年4月診療分から助成対象の拡大を図った関係で、先ほども申し上げましたとおり助成額が1年間で1758万8856円ふえた状況になっております。つきましては、本市の財政状況及び県内各市における取り組み状況を見極めながら検討してまいりたいと存じます。

以上、2回目の答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○1番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

[1番 北原昭三君 登壇]

○1番（北原昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

3回目の質問をさせていただきます。今度は助成方法についてお伺いします。現

物給付について文教厚生常任委員会においての話の中で、来年の4月より国において制度化されるというふうなお話がありましたが、本当に国において制度化されるのでしょうか。私には、そうとは思えません。受診後、申請書を出した人に医療費を助成するというのが国の見解ではないでしょうかとお聞きしたかったのですが、先般の原議員のご質問があり、答弁の中で国の方向性についてはわかりました。

やはり、国の制度化はまだ先が見えないと言っているかと思います。すぐには現物給付の制度ができないのであれば、隣の玉名市が取り組んでいるような支払制度の導入はいかがでしょうか。内容をお話しますと、職場が休みの日は病院も市役所も休み、これでは請求もできませんとの主張を考慮し、払い戻し手続きのために領収書を取りに病院に行ったり、申請に市役所に行く必要をなくしたそうです。方法として、病院の窓口で一たん支払っていただきますが、その後の手続きは病院と市役所で行い、後日、市役所より指定口座に自動振込されるとの内容でございます。市民の要望により、行政として何らかの動きがあったから先ほど申しました簡略化の方法が実現したものと思います。そのおかげで、子どもさんをお持ちの保護者の方は大変助かっておられるとのことでした。

まず、ワンステップとして本市としてのこの簡略化導入についての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。森市民福祉部長。

[市民福祉部長 森 和芳君 登壇]

○市民福祉部長（森 和芳君）

3回目のご質問にお答えいたします。申請方法の簡略化はできないかということでございますが、原議員の一般質問の答弁の中でも申し上げましたように財源的にも制度の持続性を確保できることを前提に、今後申請方法の簡略化を図る方向で検討してまいりたいと申し上げましたとおりでございます。

北原議員ご発言のとおり、玉名市におきましては今年4月から申請方法が簡略化されております。申請方法としましては、市内の医療機関等に通院した場合、その医療機関等で助成申請ができるというものでございます。新聞報道でもありましたように、4月から6月までの各月の助成額が昨年同月に比べまして1.67倍にふえたということにもなっております。山鹿市といたしましても、こういう状況を踏まえた上で検討させていただきたいと思っております。

ご理解賜りますようお願い申し上げまして答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○1番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

[1番 北原昭三君 登壇]

○1番（北原昭三君）

続きまして、2点目の質問に入ります前に、今、市民福祉部長の答弁に対しまして玉名市が1.6倍増ということでお聞きしました。この中で新聞にも記載してありましたけれども、地元の福祉部長は、子育て環境を整えるのは行政の役割、利用してもらいやすい制度になったと理解していると記載されておまして、手続きの簡略化で単に医療費が増加になったのではないとの情報もありますので付け加えておきたいと思います。

それでは、2点目の市民の健康づくり遊歩道整備について1回目の質問をさせていただきます。以前と言いますか、近年、四季折々の情景を見ながら地域での歩く健康づくり、ウォーキンググループの活動が多くなっております。E旅専科でウォーキングでもっと健康に、ウォーキング人口の推移、内閣府世論調査3600万人突破、日本人の3人に1人が楽しんでおられます。平成9年より300万人突破、今後やってみたい運動、スポーツ、平成3年以降ウォーキングがトップ、平成12年度には36%になっております。ウォーキングでもっと健康に。2番目としまして生活習慣病の予防・改善、生活様式の変化、特に飲食と車社会によって体を動かすことが少なくなり、生活習慣病が増加し国民全員が半病人と言われるようになりました。

こんな状況から脱出するためには、とりあえず体を動かすことが重要です。いざスポーツをしようとしても場所がない、機会がないなど、日常生活に運動を取り込むのは容易ではありません。2000年から2010年の期間、21世紀における国民健康づくり運動が開催され、地域における運動推進、健康づくりはまちづくりであるとの視点から、歩く健康づくりと環境整備等をお願いいたしてお尋ねをいたします。本市に何カ所ぐらい遊歩道的なものはございますでしょうか。それと、できましたらその地名を教えてくださいたいと思います。以上で1回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

[教育部長 八木田達博君 登壇]

○教育部長（八木田達博君）

北原議員お尋ねの一般質問の2点目についてお答え申し上げます。

先ほどもお話がございましたが、近年高齢化社会が進行する中でスポーツを通し

た健康づくりに関心が寄せられております。中でも、自由な時間に自宅の周辺でだれもが気軽に取り組めるウォーキングに市民の関心が高まっているものと考えております。特に朝夕におきましては、交通量が少ない河川の堤防などを散歩されている多くの方の姿を見かけているところでございます。

このようなスポーツに親しむという観点から、お尋ねの遊歩道等の施設の状況についてお答え申し上げたいと思います。県内には、その設置場所、目的により多数の遊歩道があるようでございます。例えば美里町にあります石段遊歩道や、菊池市の菊池溪谷遊歩道、スポーツを楽しめる県民総合運動公園内ジョギングコースなど公園内に設置された遊歩道などが無数にございまして、現時点で数の把握はいたしかねる状況でございます。

また、市内におきましては、主なものとして鹿北地域の岳間溪谷、それからゆ〜かむ周辺にあります遊歩道や自然散策道、菊鹿地域にはあんずの丘公園や鞠智城にございます園内散策道、鹿本地域には水辺プラザ周辺、内田川河川敷遊歩道、鹿央地域には米野山、白山遊歩道など、そして山鹿地域におきましては九州自然遊歩道や吉田川河川敷ジョギングコースなどがございます。また、そのほかにも山鹿市から熊本市まで整備されておりますゆ〜かファミリーロードなどから地域で自由に活用されています散歩道まで、管理や名称も多岐にわたり数え切れないというふうな状況でございます。現時点で、山鹿市内において確実に遊歩道と確認できるのは10カ所程度であるというふうに考えております。以上お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

森市民福祉部長。

[市民福祉部長 森 和芳君 登壇]

○市民福祉部長（森 和芳君）

市民の健康づくりという観点から市民福祉部からの答弁をいたします。

山鹿市総合計画の中で、生涯を通して個人のライフスタイルに配慮しながら、健康的な生活習慣の確立に向けた取り組みを推進いたしております。特に生活習慣病予防、それから高齢者の介護予防のためには、栄養改善はもとより運動習慣の確立は重要なものでございます。市民の皆様が日常生活の中で運動を積極的に取り入れられるようという意識づけを行うとともに、継続して運動に取り組むことができるような環境整備が必要と思われまます。今後も社会体育課等と連携しながら運動習慣の確立ができるよう、市民への啓発に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

北原議員、了解ですか。

○1番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

[1番 北原昭三君 登壇]

○1番（北原昭三君）

ご答弁ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。財源的な問題等があるかと思いますが、ウォーキングコースの一部の歩道を高齢者、障害者用にバリアフリーに改善したり、夜間のウォーキングのための照明灯の整備、これは防犯対策にもつながると思います。などを行い、健康づくりのウォーキングコースとして歩道を積極的に活用するためには、歩きやすい歩行空間の確保が必要だと思います。また、遊歩道にマナーを呼びかける看板、道に距離の表示、コース案内とマナー呼びかけ、また、自然と調和したものに統一するなど、自然を残し散策等ができる遊歩道の整備を要望いたします。

また、歩く健康づくり健康老人の増と環境整備のために、関係部署と計画推進会議等を早急に開催し、既設の施設との連携などにより既存箇所を整備と計画的に身近なウォーキングコースをつくってはいかがでしょうか。ご所見をお聞かせいただきたいと思います。

以上のことを切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

[教育部長 八木田達博君 登壇]

○教育部長（八木田達博君）

北原議員2回目のご質問、自然を生かした散策道で防犯灯や、あるいは障害者に配慮したような、そういう整備をとることについて教育委員会としてお答えを申し上げます。

自然に親しみウォーキングすることは、先ほどからお話ございますように森林浴やいやしの効果もプラスされ、ストレスを解消するとともに生活習慣病を予防し、また、老化の進行も防ぐというふうに言われております。最近特に話題になっておりますメタボリックシンドロームには、効果が特に絶大であるというふうなお話もございます。

さて、本市に現在ございます遊歩道等の管理につきましては、先ほど管理部署が

広範囲になっていると申し上げましたが、それが現状でございます。教育委員会といたしましては、今後、社会体育やあるいは文化等の教育施設の整備を進めていく中で、できる限り自然を生かしました、またバリアフリー等利用者に配慮した視点で検討してまいりたいというふうに考えております。以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

以上で北原議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第120号及び議案第121号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号及び議案第121号の2案件は委員会付託を省略することに決しました。

○

日程第2 委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第2 委員会付託を行います。ただいま議題となっております議案第120号及び第121号を除く全案件は、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

○

散 会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時48分 散会

~~~~~

9月20日(水曜日)

## 平成18年（第5回）山鹿市議会9月定例会会議録

### 議事日程（第4号）

平成18年9月20日（水曜日）午前10時開議

- 第1 議案第107号 山鹿市男女共同参画推進条例  
議案第108号 山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する  
条例  
議案第109号 山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例  
議案第110号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
議案第111号 山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例  
議案第112号 平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）  
議案第113号 平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第114号 平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第115号 平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第116号 平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）  
議案第117号 平成18年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）  
議案第118号 市道路線の認定について  
議案第119号 市道路線の認定について  
議案第120号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
議案第121号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
認定第1号 平成17年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第2号 平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて  
認定第3号 平成17年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定につい  
て  
認定第4号 平成17年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて  
認定第5号 平成17年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて  
認定第6号 平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につい  
て  
認定第7号 平成17年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 認定第8号 平成17年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 平成17年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成17年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第11号 平成17年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第12号 平成17年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第13号 平成17年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
- 認定第14号 平成17年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
- 認定第15号 平成17年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
- 陳情第7号 山鹿市の特色ある子育て支援の充実・強化についての陳情書
- 陳情第9号 「小規模工事登録制度」の採用についての陳情書
- 陳情第10号 「山鹿市教育の日」制定に関する陳情書
- 陳情第11号 「教育基本法改定反対」の意見書を求める陳情書

(委員長報告)

討 論  
採 決



#### 本日の会議に付した事件

- 第1 議案第107号 山鹿市男女共同参画推進条例
- 議案第108号 山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第109号 山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第110号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第111号 山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 議案第112号 平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第113号 平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第114号 平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第115号 平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第116号 平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第117号 平成18年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第118号 市道路線の認定について
- 議案第119号 市道路線の認定について

- 議案第120号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第121号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 認定第1号 平成17年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成17年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成17年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成17年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成17年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 平成17年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 平成17年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成17年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第11号 平成17年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第12号 平成17年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第13号 平成17年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
- 認定第14号 平成17年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
- 認定第15号 平成17年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
- 陳情第7号 山鹿市の特色ある子育て支援の充実・強化についての陳情書
- 陳情第9号 「小規模工事登録制度」の採用についての陳情書
- 陳情第10号 「山鹿市教育の日」制定に関する陳情書
- 陳情第11号 「教育基本法改定反対」の意見書を求める陳情書

(委員長報告)

討 論  
採 決

日程追加

第2 意見書案第3号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

○

出席議員（30名）

|     |       |   |
|-----|-------|---|
| 1番  | 北原昭三  | 君 |
| 2番  | 芹川正美  | 君 |
| 3番  | 藤原豊   | 君 |
| 4番  | 立山秀木  | 君 |
| 5番  | 立山隆   | 君 |
| 6番  | 原徹    | 君 |
| 7番  | 平井邦廣  | 君 |
| 8番  | 吉本政幸  | 君 |
| 9番  | 池田誠一  | 君 |
| 10番 | 堀茂幸   | 君 |
| 11番 | 永田紘二  | 君 |
| 12番 | 森川昭彦  | 君 |
| 13番 | 早田順一  | 君 |
| 14番 | 川野功   | 君 |
| 15番 | 古荘克郎  | 君 |
| 16番 | 島田節男  | 君 |
| 17番 | 森芳顕   | 君 |
| 18番 | 家入憲隆  | 君 |
| 19番 | 横手啓介  | 君 |
| 20番 | 高野誠二  | 君 |
| 21番 | 藤原弘   | 君 |
| 22番 | 森久雄   | 君 |
| 23番 | 西牟田長  | 君 |
| 24番 | 太田黒鐵郎 | 君 |
| 25番 | 丸山寛治  | 君 |
| 26番 | 寺崎勇児  | 君 |
| 27番 | 高口功二郎 | 君 |
| 28番 | 山口晋正  | 君 |
| 29番 | 古田信助  | 君 |
| 30番 | 丸山康昭  | 君 |

説明のため出席した者

市 長 中 嶋 憲 正 君

|               |             |
|---------------|-------------|
| 助 役           | 杉 燒 義 文 君   |
| 収 入 役         | 永 田 忠 晴 君   |
| 教 育 長         | 田 中 宏 君     |
| 總 務 部 長       | 西 田 秀 行 君   |
| 企 画 振 興 部 長   | 福 田 憲 之 君   |
| 市 民 福 祉 部 長   | 森 和 芳 君     |
| 經 濟 部 長       | 藏 原 栄 一 君   |
| 建 設 部 長       | 池 田 永 実 君   |
| 環 境 部 長       | 熊 野 次 男 君   |
| 水 道 局 長       | 池 田 幸 一 君   |
| 病 院 事 務 部 長   | 星 子 四 郎 君   |
| 菊 鹿 總 合 支 所 長 | 藏 原 賢 一 君   |
| 市 民 福 祉 部 次 長 | 角 野 恵 子 君   |
| 經 濟 部 次 長     | 北 井 孝 範 君   |
| 經 濟 部 次 長     | 有 尾 隆 俊 君   |
| 教 育 部 長       | 八 木 田 達 博 君 |
| 總 務 課 長       | 幸 村 英 星 君   |
| 財 政 課 長       | 戸 次 由 夫 君   |
| 企 画 振 興 課 長   | 寺 崎 泰 和 君   |
| 国 保 年 金 課 長   | 栃 原 昭 一 君   |
| 建 設 課 長       | 緒 方 淳 一 君   |
| 農 業 委 員 会 長   | 松 山 寛 君     |
| 事 務 局 長       | 田 上 信 博 君   |
| 病 院 管 理 課 長   |             |

○

事務局職員出席者

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 事 務 局 長           | 宮 本 誠 之 君 |
| 局 長 補 佐 兼 議 事 係 長 | 今 坂 英 俊 君 |
| 議 会 總 務 係 長       | 堤 真 澄 君   |
| 書 記               | 中 村 武 志 君 |

○

午前10時00分 開議

○

○議長（高野誠二君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 議案第107号～議案第121号

認定第1号～認定第15号

陳情第7号、陳情第9号～陳情第11号

○議長（高野誠二君）

日程第1、各常任委員会に付託してありました議案、認定、陳情及び議案第120号、議案第121号の全案件を議題といたします。

○

議案第107号 山鹿市男女共同参画推進条例

議案第108号 山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する  
条例

議案第109号 山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例

議案第110号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第111号 山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第112号 平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）

議案第113号 平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第114号 平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第115号 平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第116号 平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第117号 平成18年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第118号 市道路線の認定について

議案第119号 市道路線の認定について

議案第120号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第121号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

認定第1号 平成17年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に  
ついて

認定第3号 平成17年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第4号 平成17年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成17年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成17年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 平成17年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 平成17年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第10号 平成17年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第11号 平成17年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第12号 平成17年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第13号 平成17年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
- 認定第14号 平成17年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
- 認定第15号 平成17年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
- 陳情第7号 山鹿市の特色ある子育て支援の充実・強化についての陳情書
- 陳情第9号 「小規模工事登録制度」の採用についての陳情書
- 陳情第10号 「山鹿市教育の日」制定に関する陳情書
- 陳情第11号 「教育基本法改定反対」の意見書を求める陳情書



○議長（高野誠二君）

各常任委員長の報告を求めます。

堀経済観光常任委員長。

[経済観光常任委員長 堀 茂幸君 登壇]

○経済観光常任委員長（堀 茂幸君）

おはようございます。

本定例会におきまして、経済観光常任委員会に付託された案件は、議案1件、認定5件であります。

去る9月12日、午前10時から議員控室におきまして委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

その結果についてご報告いたします。

議案第112号平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号平成17年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

認定第9号第10号、第11号、第12号については、一括議題として審査いたしました。

認定第9号平成17年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号平成17年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号平成17年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第12号平成17年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお議案審査終了後、午後3時より今議会に提案されておりました木造公共施設整備事業、蒲生コミュニティセンターの建設予定地の現地調査を行い、午後4時10分に委員会を閉会いたしました。

以上で、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

永田文教厚生常任委員長。

[文教厚生常任委員長 永田紘二君 登壇]

○文教厚生常任委員長（永田紘二君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会の報告を行います。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案7件、認定6件、陳情2件、継続審査中の陳情1件であります。

その審査の経過及び結果につきまして報告いたします。

当委員会は9月13日、14日の両日、本庁舎3階会議室におきまして午前10時より委員会を開催し、委員全員出席のもと、執行部より関係職員の出席を求め、付託案件につきまして、慎重に審査をいたしました。

議案第108号山鹿市在宅高齢者福祉対策事業費用徴収条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第109号山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、この件につきましては、反対討論がありました。採決した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第110号山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決

すべきものと決しました。

議案第112号平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第113号平成18年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第114号平成18年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第116号平成18年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号平成17年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、この件につきましては、継続審査を求める意見と認定を求める意見がありました。採決した結果、継続審査すべきものと決しました。

認定第2号平成17年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号平成17年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号平成17年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号平成17年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第14号平成17年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第10号「山鹿市教育の日」制定に関する陳情書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

陳情第11号「教育基本法改定反対」の意見書を求める陳情書、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

継続審査中の陳情第7号山鹿市の特色ある子育て支援の充実・強化についての陳情書、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

森川建設環境常任委員長。

[建設環境常任委員長 森川昭彦君 登壇]

○建設環境常任委員長（森川昭彦君）

おはようございます。

建設環境常任委員会の報告を申し上げます。

まず閉会中の所管事務調査といたしまして、昨年の集中豪雨による道路及び河川の災害復旧状況、また本年6月、7月の集中豪雨の被災状況の調査のために、7月19日午前9時から委員会を開会をいたしました。委員全員出席、建設部関係職員の出席を求め、委員会を開催をいたしました。

始めに、建設部長から本年6月25日、26日、そして7月4日、5日にかけての集中豪雨での被害状況の報告を受けました。その後、17年度の災害復旧箇所、及びこの6月、7月新たに発生した被災箇所の現地調査を行いました。まず、黒蛭坊山線、これは18年の被災箇所でございます。次に市木麻生線、これは17年の災害でもう復旧済みの箇所でございます。小川内後川内線と後川内川、17年の災害復旧箇所でございます。開山村中4号線、ここは18年度被災を受けた箇所でございます。

以上の現地調査をいたしました。17年度の災害につきましては完全復旧がなされておりまして、本年の災害箇所についても適切な対応がなされておりまして。

次に、本定例会におきまして、当委員会に付託をされました案件は、議案6件、認定5件でございます。去る9月14日、午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催をいたしました。

まず、議案審査に先立ちまして現地調査を行いました。市道認定路線でございます。認定の箇所2カ所、中二夕子塚線、十三部東方線、それと農業集落排水処理施設建設地の菊鹿東部農業集落排水処理施設建設地と、庄石淵地区の浄水センター、そして先般の集中豪雨で被災を受けました、鹿本中継ポンプ場を視察をいたしました。午後1時30分から委員会を再開、議案の審査をいたしました。

議案第111号山鹿市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第112号平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第115号平成18年度山鹿市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第117号平成18年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第118号市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第119号市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号平成17年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、

なお、慎重に審査をする必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

認定第5号平成17年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号平成17年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第13号平成17年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第15号平成17年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

丸山総務企画常任委員長。

[総務企画常任委員長 丸山康昭君 登壇]

○総務企画常任委員長（丸山康昭君）

おはようございます。

本定例会におきまして、総務企画常任委員会に付託されました案件は、議案2件、認定2件、継続審査中の陳情1件であります。9月15日午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案第107号山鹿市男女共同参画推進条例、この条例は、新たな条例提案であり、委員から女性職員の登用について質問があり、執行部から男女雇用機会均等法もあり、この条例制定を受け、方向づけをしていくとの答弁があり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第112号平成18年度山鹿市一般会計補正予算（第5号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号平成17年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、継続審査すべきとの意見と、採決すべきとの意見があり、継続審査を諮りましたが、賛成少数であったため、原案について採決し、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号平成17年度山鹿市用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第9号「小規模工事登録制度」の採用についての陳情書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論の通告がっておりますので、発言を許します。

原 徹議員。

[6番 原 徹君 登壇]

○6番（原 徹君）

6番議員の日本共産党の原 徹です。私は議案第109号、山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案に反対を表明します。本議案は、本年4月施行の障害者自立支援法に伴って条例改正の必要が生じたからとの提案理由がありました。しかし、この障害者自立支援法は、少しの収入しかない障害者と家族を苦しめる、弱者いじめの悪法であります。私は本年3月定例会でこの法律は自立支援法ではなく自立阻害法だとして問題点を指摘しましたが、現在ますますその実態が明らかになってきました。それはこれまで無料だった障害者の福祉サービスに、原則1割の応益負担を導入したことであります。既に負担増のためにサービスの利用を中止した障害者が続出しています。通所施設の場合、利用料負担が無料から月に2万円から3万円もの大幅負担となりました。障害を乗り越えていた、工賃収入をはるかに上回る利用料の支払いに、働く意欲をなくし、施設利用を断念、家に閉じこもる障害者が相次いでいます。また障害者施設経営者への報酬も激減し、経営の存続が危ぶまれる事態にも直面しています。このような状況の中で、利用者負担の軽減や事業所補助のために、独自の支援策を行う自治体がふえてきています。本年3月段階の調査では、全国で242自治体に上り、その後も急速に増加しているわけであります。冒頭に述べましたように、障害者と家族、事業者を苦しめているのは、応益負担の導入です。障害が重く、多くの支援を必要とする人ほど重い利用料負担を強いる原則1割の応益負担は、社会福祉の理念に真っ向から反するものであります。国会では、日本共産党国会議員団の鋭い質問に、小泉総理は、問題があるとわかればしかるべき対応をとる、国としても調査の必要がある、などと答弁せざるを得ませんでした。本議案は、10月1日から新たに補装具や障害を持つ子どもたちの施設にまで応益負担を導入しようというものであります。優しさあふれる福祉づくりを提唱しながら、財政難を理由に何ら支援策を講じようとしない市執行部の姿勢に怒りさえ覚えます。財政難はどここの自治体も一緒です、要は子ども、お年寄り、障害者などの社会的弱者に、政治の光を当てようとする姿勢があるか否かの

問題であります。障害者自立支援法は、小泉自民公明党内閣の構造改革の社会保障費削減策に沿って、数の力で押し切って成立させたものであります。施行された今、障害者と家族に新たな怒りが沸き起こっています。制度の見直しは急務です。市は政府に応益負担の撤回と制度見直しを求めると同時に、他の自治体と同様山鹿市独自の軽減措置を講じる条例改正案の提出を強く要求して反対討論を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で通告による討論は終わりました、ほかに討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第107号及び議案第108号の2案件を一括採決いたします。議案第107号及び議案第108号の2案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、2案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第109号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第110号及び議案第111号の2案件を一括採決いたします。議案第110号及び議案第111号の2案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、2案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第112号から議案第117号までの6案件を一括採決いたします。議案第112号から議案第117号までの6案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、6案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第118号及び議案第119号の2案件を一括採決いたします。議案第118号及び議案第119号の2案件に対する委員長報告は可決であります、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、2案件は原案のとおり可決されました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第120号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、議案第121号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、認定第1号に対する委員長報告は、継続審査と認定でありますので、継続審査についてお諮りいたします。認定第1号は、継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

認定第1号について、継続審査することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、認定第1号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、認定第2号から認定第15号までの14案件を一括採決いたします。認定第2号から認定第15号までの14案件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、14案件は原案のとおり認定されました。

○議長（高野誠二君）

次に、陳情第7号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、陳情第9号及び陳情第10号の2案件を一括採決いたします。陳情第9号及び陳情第10号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、2案件は採択することに決しました。

○議長（高野誠二君）

次に、陳情第11号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

○

日程追加

日程第2

意見書案第3号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

○

○議長（高野誠二君）

ただいま意見書案1件が提出されました。職員に配付いたします。

[職員配付]

○議長（高野誠二君）

お諮りいたします。この際、意見書案1件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案

1件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2、直ちに議題といたします。

意見書案1件について、職員に朗読いたします。

[職員朗読]

意見書案第3号  
平成18年9月20日提出

道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員 森 川 昭 彦

賛成者

山鹿市議会議員 丸 山 康 昭

山鹿市議会議員 永 田 紘 二

山鹿市議会議員 堀 茂 幸

山鹿市議会議長 高野 誠 二 様

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も根幹的な社会資本であり、その整備は広く住民の熱望するところである。

揮発油税等の道路特定財源は、その全額を道路整備に充当することとされており、税率についても、平成15年度税制改正において、暫定税率の適用が5年間延長される等、社会資本整備重点計画の計画的執行を行うための重要な財源となっている。

しかし、平成18年度予算においても、公共事業費の削減がなされ、道路整備においても必要な事業が確実に進められない状況となっている。

本市では、山鹿市総合計画の中で、「安全で快適な暮らしを支える基盤づくり」を基本方針に据え、その中で道路基盤の整備を重点的に推進しているところである。

特に、広域的な規模での産業活動や地域活動を支援するものとして、県北から九州中央部に至る県北横断道路や、朝夕の混雑の著しい国道325号の4車線化等、道路の整備水準向上が喫緊の課題であり、市民の切なる願いでもある。

これに応えるためには、国道325号をはじめとした国・県道の整備、また生活に密着した市道や合併した市町村間を結ぶ幹線的な地方道に至るまで、着実な整備が必要である。

そのため、下記事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

#### 記

1. 受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の制度を堅持し、道路整備に必要な予算を確保すること。
2. 道路特定財源の用途については、道路利用者や納税者である国民の意見を適切に反映すること。
3. 安全で安心な暮らしの確保や道路交通の円滑化を図り、また地方の活性化や経済活動の発展を支えるため、道路の整備等を計画的に推進し、国民の期待する道路整備を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月20日

熊本県山鹿市議会

|              |        |
|--------------|--------|
| 衆議院議長        | 河野洋平様  |
| 参議院議長        | 扇千景様   |
| 内閣総理大臣       | 小泉純一郎様 |
| 総務大臣・郵政民営化担当 | 竹中平蔵様  |
| 財務大臣         | 谷垣禎一様  |
| 国土交通大臣       | 北側一雄様  |

#### ○議長（高野誠二君）

意見書案第3号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。提出者、森川昭彦議員、ありませんか。

#### ○12番（森川昭彦君）

ありません。

○議長（高野誠二君）

これよりただいま議題となっております案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

意見書案第3号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

閉 会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成18年（第5回）山鹿市議会9月定例会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 **高野誠二**

山鹿市議会議員 **寺崎勇児**

山鹿市議会議員 **丸山寛治**